

平成22年度東京ウィメンズプラザ
DV防止等民間活動助成事業

被害者支援の一環としての DV加害者更正プログラム

—RRPプログラムワークショップからの報告—

NPO法人 RRP 研究会
Respectful Relationships Program

平成 22 年度東京ウィメンズプラザ
DV 防止等民間活動助成対象事業

被害者支援の一環としての DV 加害者更正プログラム

—RRP プログラムワークショップからの報告

RRP 研究会

Respectful Relationships Program

被害者支援の一環としてのDV加害者更正プログラム
——RRPプログラムワークショップからの報告——

*

C O N T E N T S

I₋₁	DV加害者との関わりは、なぜ難しいのか	高野 嘉之……………	5
I₋₂	DV加害者との関わり方	高野 嘉之……………	12
II	海外の加害者プログラムの現状と、日本における問題点	妹尾 栄一……………	25
III	RRPプログラムの原則	信田 さよ子……………	33
IV	DV加害者プログラムと被害者支援	高橋 郁絵……………	38
V₋₁	プログラム理解のためのエクササイズ1 Key Words：動機づけの方法、インテーク、プログラムの導入部分、暴力の定義	森田 展彰・信田 さよ子・高橋 郁絵……………	43
V₋₂	プログラム理解のためのエクササイズ2 Key Words：ABCモデルと再発予防計画、振り返りの会	森田 展彰・高橋 郁絵……………	49
V₋₃	プログラム理解のためのエクササイズ3 Key Words：感情の扱い、妻・子どもへの影響、父親としての自分	萩田 博深……………	58
V₋₄	プログラム理解のためのエクササイズ4 Key Words：責任とアサーティブ	信田 さよ子・森田 展彰・高橋 郁絵……………	66

- 参考資料 1 すでに存在する責任の感覚と変化への動機づけについて：
パートナーに暴力をふるった人々との面接
ブレンダ・J・アダムス（翻訳協力：古賀 絵子）…………… 72
- 参考資料 2 子どものことをどうしますか？ ～別居後・離婚後の親業～
第 5 章 政策問題と提言
テア・ブラウン（翻訳協力：岡田 まみ子）…………… 79

DV加害者との関わりは、 なぜ難しいのか

高野 嘉之
Yoshiyuki Takano

I. はじめに

本稿の基盤は、「DV加害者」と括られている人々も、われわれと同じ人間であるということに置かれている。程度の差はあるにしても、彼らと同じように過ちや弱さ、自己中心さなどをわれわれも持ち合わせているのではないだろうか。そう考えたとき、暴力・虐待に対しては毅然と、そして、断然と立ち向かわなくてはならないにしても、彼らを「裁く」のは、われわれセラピストの仕事ではないような気がしてならない。われわれにとっての本当の挑戦は、彼らが女性や子どもたちにしたのと同じように、彼らを力でねじ伏せることなく、人としていかに尊重しながら、しかし明確

に、そして断然と、暴力・虐待に対応していくことではないかと思う。これが、まさしく後に説明するコンパッション・アプローチの中核であるように思う。

DV加害者の臨床は、被害者である女性や子どもたちを第一に考えつつ、暴力・虐待を根絶するため、目の前のDV加害者をクライアントとして受け入れ、そして彼らに焦点を合わせ、臨床に専念することである。これらをもとに、DV加害者臨床と加害者との関わり方について考えてみたい。

II. DV加害者臨床におけるさまざま困難の要素

DV加害者臨床において、われわれはさまざまな困難に直面する。特に、どのようにDV加害者と関わるかについては、とても難しいところである。それは倫理の面においても（高野，2010）、臨床の面においても、法的な面やあるいはDVの被害を受けた女性や子どもたちへの援助においても、最前線で仕事をするセラピストにとってたいへん困難を極める。われわれは、加害者をクライアントとして受け入れながら、同時に、今あるリスクを慎重に査定し、加害者本人、被害者、そして、周りの社会に対しての安全を確保する義務がある。また、臨床上の実際のやり取りにしても、どの臨床家も直面するように、加害者との対応は

たいへん難しいときが多い。それは、セラピストの方が戸惑うような問いかけであったり、直接的な挑戦や威嚇であったりとさまざまである。これらに効果的に対応していくことが、われわれの仕事の重要な第一歩である。DV加害者臨床において直面するこれらの困難な点について、過去の研究を整理しながら考えてみたい。

1. 加害者の類型

すべてのDV加害者が同質ではないことは、過去の多くの研究からも明らかである（Dutton, 1995; Gondolf, 2002; Holtzworth-Munroe, Meehan, Herron, Rehman, & Stuart, 2000）。DV加害者の型

におけるアプローチには、大きく分けて2種類あり、加害者の類型とリスクによる判別がある。

加害者の類型における研究の代表的なものとして、Holtzworth-MunroeとStuart(1994)の研究が挙げられる。この研究においては、Holtzworth-MunroeとStuart(1994)は加害者類型の過去における15種類の研究を再考察し、推論・演繹的方法と実験・帰納的方法と大きく二つに分け、さらに、三つの加害者のタイプ「家族のみ群」「不快・境界線群」「暴力常習・反社会群」を割り出した。また、近年行われた追跡研究では、四つ目の型として、さらに「軽度の反社会群」を報告している(Holtzworth-Munroe, Meehan, Herron, Rehman, & Stuart, 2000)。

このうち「家族のみ群」では、暴力・虐待が家族に対してのみ行われるため、家庭外で問題になることがなく、また犯罪などに巻き込まれることがない。さらに、精神病理や人格障害、特に受動・依存性人格障害などは、ほぼ見られない。

次に「不快・境界線群」では、中程度から深刻な暴力・虐待問題を抱えている場合が多い。家庭外で起こる暴力・虐待問題が多く、また、法的な問題に巻き込まれる傾向もあるが、基本的には家庭内に向かった暴力・虐待が多い。これらの加害者は、常に不快な気分を抱え、精神的な苦痛にもがいていて、感情的にも不安定である。さらに加害者は、境界性人格、統合失調質人格傾向を持ち、アルコールや薬物の依存問題を抱えている場合が多い。Holtzworth-MunroeとStuart(1994)は、この種の加害者は加害者全体の約25%にあたりと説明している。

「暴力常習・反社会群」では、中程度から深刻な精神的・性的なものを含めた暴力・虐待問題を抱えている傾向にある。加害者の三種類の中では、この型の加害者が最も家庭外での暴力・虐待を起こす傾向にあり、暴力・虐待問題で犯罪に巻き込まれている。また、これらの加害者はアルコール・薬物などの深刻な問題を抱え、反社会性人格障害、反社会的または暴力的傾向を持つ精神病質の傾向があるとHoltzworth-MunroeとStuart(1994)は説明している。

最後の「軽度の反社会群」は、「暴力常習・反社会群」の軽度の型で、中程度の人格障害を持

つ加害者群と報告している(Holtzworth-Munroe, Meehan, Herron, Rehman, & Stuart, 2000)。

2. リスクによる判別

DV加害者の型におけるアプローチの二つめとして、リスクの程度によって分ける考え方がある。CavanaughとGelles(2005)らは、これらの二種類の区別法を比較し、Holtzworth-MunroeとStuart(1994)の類型は、リスク別の指標にほぼ吸収合併すると説明している。しかし、これらの二つをさらに詳細に比較、考察してみるとたいへん興味深い点が見出される(表①)。リスクの指標においては、多くのものがあるが、ここでは、ブリティッシュ・コロンビア州で代表的なSARA(Spousal Assault Risk Assessment Guide)(Kropp, Hart, Webster, & Eaves, 1995)を取り上げて考察したい。

Holtzworth-MunroeとStuart(1994)の類型は、(a)身体的、精神的、そして性的な暴力・虐待における頻度と深刻さ、(b)犯罪歴や、暴力・虐待の対象者についての傾向(見ず知らずの他人に対してと、親密な関係における女性に対してとの違いなど)、そして、(c)加害者における精神病理と人格障害の傾向(Holtzworth-Munroe & Stuart, 1994)の三点にのみ焦点を置かれて類別されている。その反面、SARAはリスク判定のために開発された指標なので、動的要因と静的要因についても感知することができるようになっている。

つまり、これら二種類の判別方法の大きな違いは、今現在あるリスクを判定するために必要な情報を中心に、指標が置かれているかどうかである。

これらをさらに比較してみると、これらの二つの類型方法において、過去の研究が示しているように(Avakame, 1998; Dutton, 1995a, 1995b; Frankel-Howard, 1989; Geffner, Rosenbaum, & Hughes, 1988; McCloskey, Southwick, Fernandez-Esquer, & Locke, 1995; O'Leary, 1988; Walker, 1986)、幼少期の家庭内での暴力・虐待の目撃や、実際の暴力・虐待の体験と、本人が将来的に親密な関係における暴力・虐待を起こすこととの相関関係を一つの指標として扱っている。この相関関係は、社会的学習として、暴力・虐待を目の当たりにすることによって、観察的学習

表①：Holtzworth-Munroe と Stuart (1994) による DV 加害者の類型と
SARA (Spousal Assault Risk Assessment Guide) (Kropp, Hart, Webster, & Eaves, 1995) との比較

SARA		低危険度	中危険度	高危険度
		家族のみ群	不機嫌・境界線群	一般暴力・反社会群
犯罪歴 (静的要因)	1. 家族に対する過去の暴力行為の有無 (静的要因)	低度	低度・中度	高度
	2. 他人や知人に対する過去の暴力行為 (静的要因)	低度	低度・中度	高度
	3. 仮釈放や保護観察などにおける過去の違反歴 (静的要因)	低度	低度・中度	高度
心理・社会的適応	4. パートナーとの関係における最近の問題 (静的要因・動的要因)	低度 ・より結婚生活に満足をしていて、より安定した夫婦関係を保っている	低度・中度	高度 ・結婚生活で最も満足しておらず、とても不安定な関係 (例：夫婦関係を真剣に捉えていない、浮気の問題など)
	5. 仕事上での最近の問題 (静的要因・動的要因)	低度	低度・中度	高度
	6. 幼少期における DV 被害体験、あるいは、両親間の DV を目撃したことがある	低度	低度・中度	高度
	7. 最近の薬物乱用や依存 (動的要因)	おそらく低度 ・比較のための十分な情報なし	おそらく低度・中度 ・比較のための十分な情報なし	おそらく高度 ・比較のための十分な情報なし
	8. 最近の自殺あるいは、他殺の願望 (動的要因)	おそらく低度 ・比較のための十分な情報なし	おそらく低度・中度 ・比較のための十分な情報なし	おそらく高度 ・比較のための十分な情報なし
	9. 最近の精神病様症状、あるいは、躁症状 (動的要因)	おそらく低度 ・比較のための十分な情報なし	おそらく低度・中度 ・比較のための十分な情報なし	おそらく高度 ・比較のための十分な情報なし
	10. 怒り、衝動性、あるいは、行動的不安定さを含む、人格障害	受動的依存性人格障害を示すこともあるが、人格障害は特にみられない 弱い怒り	境界性人格障害あるいは、分裂病質人格障害を示す 強い怒り	反社会性人格 / 精神病質を示す 強い怒り
	11. 過去の身体的暴力	低度	低度・中度	高度
	12. 過去の性的な暴力と性的な嫉妬	低度	低度・中度	高度
	13. 過去の武器の使用や、深刻な殺人の脅し	低度	低度・中度	高度
パートナーに対する暴力の実態	14. 最近の暴力の頻度と深刻さの拡大	低度	低度・中度	高度
	15. 過去の接近禁止命令違反歴 (静的要因)	低度	低度・中度	高度
	16. パートナーに対する暴力の前歴についての酷い矮小化 (主に静的要因)	おそらく低度 ・比較のための十分な情報なし	おそらく低度・中度 ・比較のための十分な情報なし	おそらく高度 ・比較のための十分な情報なし
	17. パートナーに対する暴力・虐待を支持、容認する態度 (主に静的要因)	おそらく低度 ・比較のための十分な情報なし	おそらく低度・中度 ・比較のための十分な情報なし	おそらく高度 ・比較のための十分な情報なし
現在申告されている犯罪	18. 深刻な性的虐待	低度	低度・中度	高度
	19. 武器を使用したり、真剣に相手を殺そうと脅すこと	低度	低度・中度	高度
	20. 接近禁止命令違反 (静的要因)	低度	低度・中度	高度

*この表は、Cavanaugh と Gelles (2005) の比較研究をもとに詳細と修正を加えたものである。

を行うといった影響と、愛着の問題として、家庭環境の中で、ある種の愛着型を作り上げ、それらを今の関係の中で適応してしまうという影響とが考えられる。RobertsとNoller (1998) や、Dutton, Saunders, Starzomski と Bartholomew (1994) などは、愛着の視点から、幼少期の暴力・虐待の目撃や実体験が、将来の愛着型へと影響することを説明している。さらに、加害者臨床における、この愛着型の視点のたいへん興味深い点は、幼少期に暴力・虐待の体験を持つ男性が将来的に加害者になる可能性が高くなるといった、一次元的な相関関係ではなく、パートナーとの関わりにおける反応による部分が大いことを明示している点である。例えば、Holtzworth-Munroe, Stuart と Hutchinson (1997) の DV 加害者における愛着型の追跡研究においては、必ずしも、Holtzworth-Munroe と Stuart (1994) の類型と合致しないという結果を報告している。また、Babcock, Jacobson, Gottman と Yerington (2000) における研究でも、Holtzworth-Munroe と Stuart (1994) の類型とのたいへん密接な関係を示しながらも、完全に合致しないとの報告がなされている。さらに、Babcock, Jacobson, Gottman と Yerington (2000) は、約 38% の不安型の愛着を示す男性が、パートナーと衝突しながらも、暴力・虐待を行わず、しかし、約 23% の安定型の愛着を示した男性が暴力・虐待を行ったとの報告をしている。つまりこれらの研究結果は、愛着の型が直接的に暴力・虐待のリスクを引き起こしているのではなく、ある特定の愛着の型を持った男性が、パートナーとの衝突時にさまざまな否定的な反応を起こしているということを示している。

例えば、棄却型の男性は、彼らのパートナーの守勢的な態度に対して、過剰に反応しがちで、衝突を起こしやすい傾向にあることなどが報告されている (Babcock, Jacobson, Gottman, & Yerington, 2000)。これらのことは、DV 加害者臨床において、関係性のコンテキストが重要な要素であり、また、どのようにして過剰な反応や衝突を避けることができるかを学ぶことが重要なプログラム内容の一部となっていることを明示している。

3. 「態度」と「認知の歪み」の違い

次に興味深い共通点として、双方の類型や、ほかの多くの DV 加害者研究においても同様に、DV 加害者の持つ「態度 (attitude)」を重要なリスク指標と介入点として挙げている (表②)。

このように、DV 加害者臨床における困難さは、暴力・虐待が、彼らの持つ態度 (attitude) と密接な関係があることにも起因しているように思われる。態度には個人的な意見や価値観などが含まれ、また、人との関わりの中で、表情や行動として、意図的に、あるいは暗黙のうちに現れる。態度という概念を社会心理学の観点から見ると、複数の考え方・信念と感情、行動が集合したものと定義されている (Triandis, 1971)。この点では、むしろ、認知から感情というつながりではなく、感情的反応がわれわれの認知と行動に影響していると説明がなされている (Triandis, 1971)。確かに、態度とは、「生理的に～」というように体感的に表現されたり、また、感情や行動 (例：表情が硬くなる、故意に無視をしたり、接触を避けるなど) としてわれわれの生活において常に表現されている。例えば、隠匿的な人種差別も、表面的には自己の差別的意見を述べないにしても、ある特定の人種とは積極的に関わらないなど、暗黙のうちに無視をしたり、不快感を表情で表したりなど、行動として表現されることが多い。

カナダ、BC 州で現行する DV 加害者プログラム、Relationship Violence Treatment Program (RVTP) (Ministry of Public Safety & Solicitor General Corrections Branch, 2005; 高野, 2006, 2010) を見てみると、そのプログラムはいわゆるストレートな認知行動療法を行っていない。これは、DV に関わるさまざまな問題を取り上げながら、認知行動療法の枠組みで行っているからである。やはり大きな視点では、DV のコンテキストとなる、考え方・信念の修正の部分にジェンダーの問題を取り上げている点であるように思える。

RVTP における一つの効果的な要素は、表③のように、問題に巻き込まれやすい考え方・信念を十種類に特定して、参加する加害者に分かりやすく、認知、感情、行動の流れを学んでもらうことにある。

この RVTP プログラムの学びの過程の中で、

表②：DV 加害者が持つ、問題のある態度

研究者	定義
Andrews & Bonta (2006)	反社会性認知 <ul style="list-style-type: none"> 態度、価値観、考え方・信念、正当化への理論、自己のアイデンティティーなど、犯罪に巻き込まれやすい認知 司法に対しての否定的な態度 犯罪によって何か得ることができるとの考え方 犯罪を正当化する理論と、さまざまな理由 (例：「被害者が悪い」、「あのような人間だからこそ被害にあって当たり前」など)
Eisikovits, Edleson, Guttman, & Sela-Amit (1991)	態度 <ul style="list-style-type: none"> 責任の所存（暴力・虐待が起こった責任は誰にあるのか） 暴力が起こった際に、誰が介入されるべきで、どのような介入方法をとるべきか 暴力・虐待に対する態度（どのようなときに力で対応することが正当なのか） 女性に対する暴力について否定的ではない態度
Kropp, Hart, Webster, & Eaves (1995)	<ul style="list-style-type: none"> 男尊女卑の思想 女性に対する蔑視と憎しみ 暴力によって衝突を解決しようとする態度
Saunders, Lynch, Grayson, & Linz (1987)	<ul style="list-style-type: none"> 旧来の性別による役割に固執する態度 妻に対する敵意と憎しみ 妻に対する暴力・虐待の正当化 被害者に対する罪悪感や共感度の低さ
Scott & Stewart (2004)	<ul style="list-style-type: none"> 女性に対する態度 暴力・虐待に対する態度 プログラム参加に対する態度

Beck が行っているように、ソクラテス的質問法などを使って、加害者に考え方・信念の歪みなどのように行動へと影響しているかを考えさせ、体験し、それを修正してもらう。

ここで混乱が比較的顕著なのは、「矮小化」や「非難や責め」の部分である。ここで問題となるのは、RVTP のマニュアルの中で例として提示されているように、一般的な認知の歪みとしての矮小化や非難や責めとして扱うのではなく、これらのワークを通して、暴力・虐待の責任を認めることを促している部分があるからではないか。つまり、一般的で日常的な矮小化、責任転嫁について、認知の歪みとして取り上げているのではなく、この部分においての主題として、加害者の持つ中核的信念に直面し、女性との関係や力の平等性なども同時に教えている部分があるからなのではないかと思う。それゆえ、加害者からは「自身の正当化」と「なぜ自分が悪いのか？」といった反応や議論が噴出することが非常に多い。彼らは、彼ら自身からの視点を持ち出し、なぜ、これらが認知の歪みなのかを問うことがたいへん多く見受けられる。

また、これらの認知の歪みは、われわれの持つ根本的な帰属の誤り（fundamental attribution

error）や、公正世界現象（just world phenomenon）のような、日常、われわれの自尊心を守るために行われる行為と混同されることが多々あり、加害者とのやり取りがさらに複雑化する可能性がある（Maruna & Mann, 2006）。これらの問題は、矮小化や責任転嫁が一概にすべて悪いことではなく、また、自己の行為を認めることが必ずしも再犯率を低くすることにはつながらないという過去の研究結果からも明らかである（Henning & Holdford, 2006）。

Eisikovits, Edleson, Guttman と Sela-Amit (1991) も「認知の歪み」と加害者の持つ態度とを、区別して考えるよう提唱しているように、態度には明らかに「認知の歪み」とは異なる点があり、十種類の「認知の歪み」と括ってしまうのは、加害者の混乱を招いてしまう。DV 加害者臨床における一つの困難は、このように、加害者の持つ中核的信念や個人的な感情に関わるものを「認知の歪み」として扱う点にあるのかもしれない。これらの点において過去の研究（Maruna & Mann, 2006）も指摘しているように、現行する DV 加害者への認知行動療法における定義の混乱が影響している可能性がある。

表③：認知の歪みの種類とその内容
 (Relationship Violence Treatment Program: Facilitator's Manual, 2005)

考え方の歪み	内容
偏った見方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な証拠や根拠なく、あるいは本人が信じていることの反対の証拠があることを無視して、結論に達する。 ・ 自己の見解を「証明する」ことや、自己の行動を正当化するために都合の良い証拠のみを選択する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓「この一ヶ月間お酒を一切口にしていないから、いつでも自分の力でやめられるはずだ。自分はAAに行く必要はない」 ✓「彼女がほかの男と話しているのを見たことがある。彼女はまったく信用ならない」
白黒思考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定規をあてたように、白か黒かの両極端でものごとを判断する。 ・ 人が自分と違った感情や考え方をもち、自分の理解をこえて行動することが許せない。 <ul style="list-style-type: none"> ✓「子どものある女性は仕事場には属さない」 ✓「もし愛しているのであれば、性的な関係を持つはずだ。それを拒むということは愛していない証拠だ」
過剰な一般化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ある一つの出来事だけを取り上げて、ほかの似たような出来事も同じような結果になるはずだと一般化する。 ・ 「すべての人たちが」「必ず」「誰も」「絶対に～ありえない」等の言葉を使って一般化する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓「女性は皆感情的なので、ビジネスの場には向かない」 ✓「すべての女性は遅かれ早かれ浮気をする」 ✓「怒られたり、不満をぶつけられるのはいつでも僕だけだ」
個人的な問題へのすりかえ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に根拠がないにも関わらず、常に自分に対しての評価（馬鹿にしているなど）を、自分にとっての脅威として受け取る。 <ul style="list-style-type: none"> ✓「皆、僕のことを見下している」 ✓「おそらく彼らは僕のことを馬鹿だと思っているに違いない」 ✓「おそらく、彼女は僕と一緒にいるよりもほかの男性といたいに違いない」
非難や責める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他人、出来事、運命的なことを責め、自分の責任には直面しないようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ✓「もしあんなできそこないが上司じゃなければ、今ごろ自分も仕事があっただろうに」 ✓「もし彼女がカウンセリングに行けば、離婚などせずにすんだはずだ」 ✓「もし彼女の両親が人の生活に口を出さなければ、このようなことにはならなかったはずだ」
誇張化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に起こった出来事以上に誇張して考える。 <ul style="list-style-type: none"> ✓「とてもだめだ」「不可能だ」「壊滅的だ」などの言葉で出来事を考える ✓「彼女を満足させるのはとても無理だ」 ✓「とても怒っていたので、そのときに何か別の方法で対処するなんてとても不可能だ」 ✓「僕の人生はもうだめだ。やってみる価値なんてどこにもない」
矮小化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の行動が現実よりもそれほど酷くないと考える <ul style="list-style-type: none"> ✓「ちょっと、押しただけで、殴ったわけではない」
「絶対」、「～すべき」という考え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非現実的な要求を自分自身と他人に押しつけること。 <ul style="list-style-type: none"> ✓「われわれが両親の家を訪ねるときは、皆全員笑顔で機嫌良くわれわれを受け入れなくてはならない」 ✓「それが私にとって嫌なことだと知っているのだから、その話を持ち出してくるべきではない」 ✓「もし、妻が僕のことを本当に愛しているなら、彼女は～すべきだ」
「絶対に我慢できない」という考え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶対に対処しきれないと信じ込むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ✓「このプログラムに出席し続けることなんて、私には絶対耐えられない」 ✓「もし私が短気を起こしても当然だと思う。それらすべてのものに絶対に対処できるわけがない」 ✓「もし彼女がそのような無理な要求をするようなら、私は怒って当然だ」
人を非難・差別化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ある種の人を、非難され、けなされることが当然だと信じ込む。 ・ 他人をけなすことで、自分を良いように見せかける。 <ul style="list-style-type: none"> ✓「もし彼女がそのような“売春婦”のようであれば、私たちは争わなかったよ」 ✓「もし私たちの国で住むのならば、こちらの習慣に従うべきだ」 ✓「女性がそのような服を着ていれば、そのようなことが起こっても当然だ」 ✓「彼女の行動自体に問題があるのだ。彼女は殴られないように気をつけて行動しなければいけなかったと思う」

4. 認知行動療法的な視点から見た「態度」

この態度という概念を、さらに Beck の認知行動療法的な視点から見てみると、態度は、中核的信念 (core belief) から構成される中間的信念 (intermediate belief) であると定義されている (Beck, 1995)。この中間的信念 (intermediate belief) には、態度、自己の持つ規則や法則、そして、期待感があり、周りの出来事をどのように解釈したらよいか、どのように考え、感じ、行動したらよいかを判断する際に影響する (Beck, 1995)。しかし、日常、われわれは、このような中間的信念 (intermediate belief) や中核的信念 (core belief) を意識せず、自動思考として表面化し、日々、生活をしている (Beck, 1995)。さらに、Beck らは、中核的信念とほぼ同意義にスキーマを中核となる自己に対する信念であると定義している (Beck, Wright, Newman & Liese, 1993)。Maruna と Mann (2006) も同じように、スキーマを、出来事を認識するための認知的活動を方向づける態度や信念、予測などの中核構造として説明している。これらをもとに、Young, Klosko と Weishaar (2003) は、スキーマに焦点をおいた認知行動療法、スキーマ・セラピーを提案している。

この場合のスキーマは、社会的学習理論と同時に愛着の理論を応用し、幼少期に学んだ自己や他者に対する中核的な信念であると説明されている。スキーマの構築においては、成長段階における経験などが重要となり、虐待やネグレクトなどの体験によってできた認知や記憶、感情、体感などの群によって、発達初期に不適応スキーマ (Early maladaptive schemas) が形成され、「自分は愛されていない」「自分は常に憎まれている」などの信念が、成長の初期段階に自己破壊的感情と認知の様式として構成されることがあると報告されている (Young et al., 2003)。このように、Young, Klosko と Weishaar (2003) は、スキーマを内的作業モデル (internal working model) とほぼ同意義に扱っている (Dozois, Frewen, & Covin, 2006)。

このように、態度とは、中核的信念やスキーマによって構成され、過去の家庭環境や、養育者との関係の中で体験し、学び、構築されていくものである。それゆえ、暴力・虐待に対する態度にお

いても、加害者が暴力・虐待をどのように意味づけているかが、暴力・虐待に対する正当化 (例えば、ある一線を越えた暴力・虐待の場合、自己の権利を守るための正当な行為であると信じているなど) へとつながっている。このようにスキーマは、自己の持つ正当性の理論、自己の権利観となり、物事の公平さを査定するためにも用いられる。

このような中核的信念やスキーマによって構成されるさまざまな態度に対しての対応法の一つとして、Beck (1999) は、自己客観化を提唱している。ここではまず、自己の考えていること、期待感などを本人が認識し、言葉にすることが重要な過程であると説明している。例えば、自己の権利感や特権について、女性は一歩引かなくてはならないと信じている DV 加害者の場合には、以下のような問いによって、認識を高めることができる。

- 「あなたの妻や周りの人たちは、あなたがそのような権利・特権意識を持っているのを知っていますか？」
- 「このような権利や特権に相手が従わなかった場合、あなたは何を失いますか？」
- 「その場合、あなたは本当に何かを失ったように感じますか？それとも、何かの規則や習慣として、怒りをあらわにしていますか？」
- 「報復することで何を得られると思いますか？あるいは、報復しないことで何を失うと思いますか？」

(Beck, 1999)

相手の行動や言動を、自分を責めたり、傷つけようとしている故意的な行為であると懷疑的に、そして、批判的に見ることは、衝突や報復を助長することになる (Beck, 1999)。その面において、自己の持つ考え方の認識を促し、また、自己の本当の目標を確認しながら、考え方・信念を修正していく必要がある。中核的信念やスキーマは、日常体験することがなく、むしろ、自動思考として、現れるので、日々このような自動思考を意識化し、認識することによって、修正することが可能となってくる (Beck, 1995)。

DV加害者との関わり方

高野 嘉之

Yoshiyuki Takano

I. 召喚的アプローチ

多くの研究結果が示しているように、DV加害者のプログラム参加は、不参加の加害者に比べると再犯率が下がると言われている（Dutton, 1986; Gondolf, 1997; Rosenfeld, 1992; Davis, Taylor, & Maxwell, 1998）。つまり、最初の段階でどのように加害者に関わるかが、われわれの第一の仕事となる。この点で、Alan Jenkins（1990）の召喚的アプローチ（Invitational approach）は、BC州において多大な影響を与えた。

まず、Jenkins（1990）は、われわれが往々にして、暴力・虐待の原因や仕組みを知ることに関心をおきながら加害者に接することが多い点を指摘し、これを限界理論（Theories of limitation）と呼んだ。この限界理論では、加害者を定義したり、暴力・虐待が起きた原因に焦点を置いて加害者に関わることは、加害者本人や家族、あるいは社会の可能性を過小評価することとなり、彼らに変化することを逆に制限してしまう可能性があることを指摘している。それに対して、Jenkinsは、拘束理論（Theories of restraint）を提唱している。これは、加害者自身の説明（薬物・アルコールや、生い立ちなどへの起因）、文化的な影響（男らしさ、性別における偏見など）、あるいは社会的な影響など、暴力・虐待に対し自己責任を取ることを妨げているものは何かを考え、それらを外在化していくことによって、変化を促していく考え方である。例えば、「異常者」や「凶暴な人」などのレッテルは、彼らの孤立を促し、脱暴力・虐待の過程を妨げる可能性がある。また、「ここで謝ったら面目が丸つぶれだ」「～したら男がすたる」「～した

ら、女々しい」など、面目や男らしさという社会的・文化的思想も、変化を妨げる拘束となりうる。

近年、Jenkins（2009）は、Gills Deluezeのコンセプトを使ってこれらの理論をさらに論説している。Deluezeは道徳（Moral）と倫理（Ethical）との二つを区別し、道徳（Moral）はいわゆるある特定の絶対的・道徳的規範のことを言っているのではなく、「～しなくてはならない」「～してはならない」などに代表される、ある種の一般的な社会的規範として定義している。倫理（Ethical）は、それらの枠組みにとらわれず、しかし、われわれの持つあらゆる可能性を駆使して、今ある生きる可能性を拡張することと定義している（Jenkins, 2009）。

Deluezeの言うところの、道徳的（Moral）観点から考えると、われわれが生きているこの文化・社会の中においても暴力・虐待の基盤となるものが数多く見受けられる。家庭内の愛情であっても、このような観点からすると、社会一般的、あるいは、文化的に認められた愛情の規範に囚われる可能性がある。例えば「女性は家庭を守らなくてはならない」などの考え方もその一つである。もし女性が、家の外で家庭のために一生懸命働き、男性と協力して家を守ったとしても、この観点からすると、愛情として理解されないことになる。このように、家庭内の愛情を道徳的（Moral）に考えると、同じ価値観を奨励し、違いを抑圧する傾向になり、所有権や権利・権力を奨励しやすく、愛の名においての暴力が行われる可能性が出てくる。

「正義」という考え方も、これらの道徳的 (Moral) 観点から見ると、正義の名における暴力も存在し、「正義」のためであれば、暴力をも認められることになり、さらには復讐や報復、裁きを助長することとなる。このように、Jenkins は、道徳

的 (Moral) を目指すことは、さまざまな意味で制限を起こすことになり、しかし、倫理的 (Ethical) であることは、多様な可能性の拡張を目指すこととなると説明している (表④)。

表④：道徳的 (Moral) と倫理的 (Ethical) の違い

	道徳的 (Moral)	倫理的 (Ethical)
視点	<p>枠組み・規定に従うことを目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分は、どのように生きるべきだろうか？」 ・「どのようにしたら、正しく生きていくことができるのだろうか？」 ・「何が正しく生きることで、何が間違っていることなのか？」 <p>✓人と関わる方法の青写真に囚われ、いかにしてそれらに従うことができるかを追求する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「どのように人を愛するべきか？」 ・「この加害者は、どの型に当てはまるのだろうか？」 ・「DV 加害者はすべて、支配欲がある」 <p>✓「違い」は階層、階級関係を作り、人とを区別し、批判することに使われる</p> <p>✓原因と結果という一次的因果関係を促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なぜこのように行動してしまったのか？」 	<p>枠組み・規定に縛られず、いかにしてより良く生きるかを目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「どのようにして、今、生きることを充実させることができるだろうか？」 ・「多岐にわたる可能性を最大限に生かすために、自分は今、何をすることができるだろうか？」 ・「たとえ今、できることが限られていたとしても、自分は、ほかに何ができるだろうか？」 <p>✓余剰と可能性の探索</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ほかにどのように愛情を表現できる可能性があるだろうか？」 ・「この人の肩書き、見かけ、あるいは、言動のほかに何が見えてくるだろうか？」 ・「この加害者が気づいていないほかの可能性には何があるのだろうか？」 <p>✓「違い」は興味と尊重の対象となる</p> <p>✓拘束的説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行った行動以外、ほかに行動することを制限していたのは何だろうか？」

これらをもとに、Jenkins (1990) は、DV 加害者臨床の実践において、四つの主軸を提案している。一つは、暴力・虐待は加害者本人の責任であり、本人以外の影響や理由など第三者的要因に起因すること (「暗黙の促し」) を受け入れず、加害者自身の責任と選択について考えるように促す。次に、彼らが自分自身の暴力・虐待行為について挑戦できるように、また、その責任を持つことを阻むものに対して、加害者本人が挑戦できるように促す。さらに、もし加害者本人が自己の行動に責任を持てた場合、それらを認め、本人の中で定着できるように援助をする。最後に、尊重のある関係を実践するために、その計画と実践に移すための献身と約束とを促す。

これらを主軸として、Jenkins は以下の9段階を提案している。

(1) 暴力・虐待について話すことを促す

- (2) 暴力・虐待のない関係とはどのようなものであるかについて話し合う
- (3) パートナーをつなぎとめようとして行っていた、誤った努力について考える
- (4) 関係が時間経過の中でどのように変化し、崩壊していったのかを話し合う
- (5) 責任を認めることを妨げてきたものを外在化する
- (6) それらの外在化された、責任を取ることを妨げていたものを見つめ、自分自身が挑戦できるように促す
- (7) 新しい行動をとる準備について話し合う
- (8) 新しい行動への計画を立てる
- (9) 新しい行動を実践し、行動が実践されていることを確認する

このように、召喚的アプローチ (Jenkins, 1990) は、加害者自身がよりよく生きるためのさらなる

可能性を保持していることを認識することを助長し、それによって、加害者本人が自己の選択によ

って行った暴力・虐待に対して直面し、自分自身に挑戦することができるように促す手法である。

II. コンパッション・アプローチ

Jenkins の召喚的アプローチは BC 州においてたいへん反響があり、これは今までの直面化を促すようなアプローチを覆すような指針の提案であった。この応用で、BC 州では、以下の二つの手法がさらに試案されている。

コンパッション・アプローチ (Stefanakis, 2008) とは、召喚的アプローチと同じように、DV 加害者の持つ可能性を認め、彼らが直面している苦悩・苦痛に理解を示しながら、その苦悩・苦痛からの脱出を積極的に行動として起こしていくことを促す手法である。つまり、苦悩・苦痛の根源である暴力・虐待に対して明確な態度を持ち、同時に、DV 加害者に対して、彼らが「やり直せる人」として接するのである (Stefanakis, 1998)。このアプローチでは、人間は変化することができる存在であること、人々はつながりの中で存在していること、個人は文脈によって統合的・全体的に理解されるべきであること、そして、行為主体の自己が存在することなどが基盤になっている。

このアプローチは、技術的なものばかりではなく、われわれが快適と感じる区域を越え、クライアントの苦悩・苦痛を理解し、感じ取ろうとする姿勢にもある。また、それらに対して、積極的に行動を起こすことを促すアプローチなのである (Stefanakis, 2008, 2009 personal communication; Vivino, Thompson, Hill, & Ladany, 2009)。

1. コンパッションとは？

コンパッションとは聞きなれない用語であるが、以下のように定義されている。「他者が直面する内的な体験、感情、そして、置かれた状況という現実を真摯に受け止めようとする善行である。それは、悲痛、苦悩にある他者に対して、積極的に援助的な関わりと親交を持つようとするものである」(Bennett, 1993, p. 107)。あるいは「自己や他者の苦悩と苦痛に対して、批判したり責めた

りせず、寛容に受け入れることである。コンパッションは、どのようにして、その人にそのような苦悩・苦痛が起こったのかを理解し、その慈悲的な気持ちに導かれ、それらの苦悩・苦痛から開放することを強く望むことである」(Gilbert, 2005, p. 1) とも定義されている。

これらの定義が示すように、コンパッションにはいくつかの重要な要素がある。まず、コンパッションの一つの挑戦は、セラピスト側にあるのではないかということである。われわれが安心と安定を感じられる環境から、さらに困難と思われる領域でクライアントを受け入れることができるかどうかを問われているように思う。これは、決してコンパッションを豊富に提供することによって、加害者の改心を勝ち取るということではない。また、加害者が暴力・虐待の責任を認めるのは、われわれセラピストのコンパッションの度合いにかかっているということでも決してない。

しかし、コンパッションを持つことによって、暴力・虐待の問題の中核である加害者と関わることができるということ、そして、コンパッションを持って加害者と関わることで、人を裁くことから離れ、暴力・虐待の問題に集中して取り組むことができることなどが、重要な要素なのではないだろうか。このような加害者との関わりは、被害者となった女性や子どもたちの安全へと最終的につながる。また同時に、難しいクライアントにコンパッションを持って関わることで、われわれがまずそのモデルとなり、加害者がコンパッションを体験し、さらには、加害者がそのコンパッションを実践する足がかりになる可能性もある。Jenkins (2010) も提唱しているように、暴力の最大の対処法は他者性 (他者への興味と、理解、そして、関わり) (otherness) である。われわれの社会・文化構造の中にも暴力・虐待の責任を取ることを拘束するものが多々存在する。それは、Jenkins

(2009) が議論しているように、例えば、罪人に対する報復的な扱い（正義の名における暴力）も、その一部ではないかと思う。

次に、コンパッション的に立ち回るということは、対象者に対して、彼らが苦悩・苦痛の中にあることを理解しなくてはならないということでもある。しかし、その矛先は、ヒューマニスティックなアプローチのように性善説に制限されたものではなく、その人が持っている肯定的な部分、そして、問題を持っている部分とが同時にその人の中に存在しうることを理解し、それゆえ苦悩したり苦痛に感じたりすることを理解することである。また自己が、周囲との関係の中で、暴力・虐待の悪影響ばかりではなく、肯定的な面を含めて、どのように存在し、影響しているかを認識することも重要な要素となる。暴力・虐待によって、罪の意識や恥辱感を体験することとなり、彼らが自己や周りの人々とのつながりから離れ、孤独になり、自己を十分に生きることができていないという苦悩と苦痛とを見出すのである。それは、子どもの笑顔を見たいと思いつつも、子どもたちが自分に対して恐怖や悲痛におののいて生活している現状や、暴力を振るう自分の親のように絶対にならないと思いつつも、気がつくともまったく同じ道を歩んでしまっている現状など、その罪の意識や恥辱感から逃げるように生きることが彼らにとっての苦悩と苦痛なのである。

われわれ人間の存在はたいへん複雑であり、「加害者」、「被害者」の一言ではその人を定義できない。同じ加害者の中にも素直な愛情と憎しみや暴力が同時に存在することは十分考えられることである。私自身も、薬物・アルコール問題などさまざまな深刻な問題を抱えたあるクライアントが、施設で壊れて動かなくなってしまった私の車のために、埃や泥をかえりみず、懸命に修理をしてくれた体験を覚えている。

さらに、この手法の重要な点は、それらの苦悩・苦痛から脱却するために、暴力・虐待を止めることを実際に行動に移すように促すことにある。実際に行動することによって得た、新しい体験や情報をもとにさらに理解を深め、暴力・虐待のない人生に向かうことを促すのである。

一見すると来談者中心療法と同じであるように考えられるかもしれないが、いくつかの大きな違いがある。まず最初に、コンパッション・アプローチは、来談者中心療法と同じようにクライアントの体験を純粋な体験として認識し、肯定的な配慮をし、受容をするが、来談者中心療法と違う点は、理解の矛先を暴力・虐待で動けなくなってしまっている加害者の苦悩・苦痛に向けることである。それは、本人の素直な希求である、自己とパートナー、そして、子どもたちが幸せに生きている状態と、現状との大きな隔たりにある。

例えば、DV 加害者が過去の過ちは認めていても、パートナーとの距離が戻らないままの状況に対して、「水に流せない」パートナーを責めることがあった場合、ただ単に共感的に聞いた場合、加害者が一生懸命がんばっているにもかかわらず、状況が良くならないフラストレーションに共感し、支援していくことになり、彼らの責めを助長することになりかねない。しかし、コンパッション・アプローチの場合、一度壊れてしまった信頼が戻らない、あるいは、もう二度と戻ることがないかもしれないという、自己が行った行為の結果という現実と直面している恐怖心や絶望感という苦悩・苦痛を認識することに焦点がある。

このように、加害者の持つ苦悩・苦痛とは、彼らが本当に求めている尊重のある関係を築けないでいる現実と、それに対する誤った努力によって行き詰ってしまっている状態なのである。ここで、重要な点は、Jenkins (1990) が提言するように、われわれは加害者が行う「暗黙の促し」を拒む必要がある。「暗黙の促し」とは、暴力・虐待しか方法がなかった、あるいはそれが正当な行為であったという、加害者による責任転嫁の促しである。そこに共感し促されるのではなく、ここでは彼らの本当に望む生き方が実現されていない苦悩と苦痛に対して理解を表す必要がある。ここでは、クライアントが言おうとしていること、そして、根底に流れる主題を明確にし、さらには、途切れ途切れとなっている話をつなげる作業が必要となってくる。それらは、以下のような質問を考えながら進めることができる：

- クライアントが中途半端にしか言えていない残りの部分はいったい何であろうか？
- クライアントは本当は何を言おうとしているのであろうか？
- クライアントが困惑した形で表現しているのは何であろうか？
- クライアントが口にして言っていることの本当の意味合いとは何であろうか？

(Eagan, 1994)

あるいは、以下のように加害者の意志に耳を傾けることも重要である (Jenkins, 2009)。

- このクライアントにとって重要なことはいったい何なのであろうか？
- このクライアントは私に何を理解してもらいたいとやっきになり、夢中になっているのであろうか？
- 彼らの無我夢中の否認、そして無責任な言い訳のほかに、彼らが本当に実現したいと思っている自分というの何であろうか？
- 無責任な言い訳を促さずに、どのようにして彼らがとても大切に思っていることに注意を払い、それらを理解することができるのであろうか？
- どのようにしたら彼らの意思をもっとよく理解することができるのであろうか？
- どのような人間になりたいと彼は願っているのであろうか？

このようにDV加害者が表面的に言い表していることだけではなく、その根底にあるより良く生きることへの希求とそれが実現されていない現状に対しての苦悩・苦痛を理解し、その上で実際にどのように対処したいのかを彼らに問うのである。

2. コンパッション・アプローチの実践

このようなコンパッション・アプローチにおける実践では、以下の三つの段階をたどる (Stefanakakis, personal communication, November, 2009)。

- (1) DV加害者の持つ苦悩と苦痛を聞き、感じ取り、理解する
- (2) DV加害者が持つ真の希望と希求、また、彼らの持つ本当の強さを認識し、同時に現状との隔たりを明確化する
- (3) 行動への献身・約束を促す

実践において、まず、「暗黙の促し」を拒否しながら、DV加害者の持つ苦悩・苦痛を聞き、感じ取り、理解することが重要な最初の段階となる。大切な点は、苦悩・苦痛を理解するということは、決して、暴力・虐待が仕方なかったこととして受容することではないということである。

次に、妻との関係における彼らの希望を確認し、現状との違いを明確にする。同時に、彼らが持つ真の強さと肯定的な自己を表面化し、認め、それらを脱暴力・虐待へとつなげる。これは、親密な関係における彼らの真の望みと目標を確認し、現在の状況と自己の行動とを比べることによって、肯定的な方向性への動きを明確にすることができる。このように、プログラムを通して、われわれは、彼らが希求する目標を常に確認していく必要がある (Jenkins, 1990)。例えば、加害者が、彼らのパートナーこそがカウンセリングに参加すべきだ、あるいは、家を出る妻は不条理だと責めた場合、彼らが感じている不安感と関係の崩壊に対する絶望感と無力感を認識しながら、同時に、根底にある彼らの純粋な気持ちを明確にする手伝いをする必要がある。DV加害者は、このような問題に直面した場合、何とかそれを解決しようと、誤った努力をする傾向があり (例えば、妻の行動を監視し、束縛するなど)、それによって、さらに無力感、パートナーとの距離、そして絶望感などを味わうことになってしまう (Jenkins, 1990)。このように、自己の希求と、直面している現実とを比較することによって脱暴力・虐待を促すのである。

最後に、このような目標を達成するために、どのような行動を取ればよいかを話し合い、また、実際に行動に移すことについて献身・約束することを促す。これらは以下のような問いによって促

すことができる。

- ・「50%／50%ではなく、お互いが満足のいく、100%／100%の関係を作る方法があるのですが、学んでみたいと思いませんか？」
- ・「相思相愛の関係になるための方法を学んでみたいと思いませんか？」
- ・「どのような状態になっても、暴力、威嚇、支配などを使わなくてもいられるためのスキルを学んでみたいと思いませんか？」

コンパッション・アプローチで重要なのは、加害者の持つ素直な希求と彼らの持つ誠実で肯定的

自己を認めることで、彼らを人として尊重することができ、それらを揺るがない機軸として、苦悩・苦痛に直面する足がかりとすることにある。しかし、加害者の苦悩・苦痛をただ単に理解するだけでは十分ではない。彼らの「誤った努力」(Jenkins, 1990) が彼らと家族の苦悩・苦痛の根源となっているので、実際にそれらを乗り越えるための具体的な策、そして、学びを行い、実践に生かしていけるように促していくことがとても重要である。そのためには、認知行動療法での心理教育や再発防止プランなどの具体的な計画や実践、そして、衝突を効果的に解決するための新しいスキルの学びなどがたいへん有効になってくるのである。

Ⅲ. 応答的アプローチ

BC州では、応答的アプローチ (Response based approach) という手法が、Coates, Todd と Wade (2003), Coates と Wade (2004), Todd, Wade と Renoux (2004), Wade (1997, 2007) などによって提唱されている。コンパッション・アプローチとの大きな類似点としては、やはり、Jenkins の召喚的アプローチを出発点とし、その賛同と論評のもとで新たな手法を試案している点である。それゆえ、ポスト構築主義の影響が見られるアプローチである。Jenkins やコンパッション・アプローチと同様に、加害者の可能性と自己に対する肯定的な面を認識し、受容しつつ、さらに関わりを重視しながら変化を促す手法である。しかし、召喚的アプローチにおける、限界理論の反論としての拘束理論に対して、DVの原因を追究しないものの、責任を妨げる原因を外在化するという点において、違う視点ではあるが同じ構造である、として論評している (Wade, personal communication, November, 2010)。

応答的アプローチは当初、被害者に対しての手法として提案された。われわれは、被害を受けた女性に対して、「被害者」という枠組みで括ると同時に、無力的で受動的な被害者として誤って接していたりする場合がある。しかし、多くの部

分で「被害者」は、社会の偏見である、あたかも受動的で、絶望的、無力的という枠組みを越え、暴力・虐待に対して積極的に抵抗し、応答している (Wade, 1997)。例えば、暴力・虐待を受け、苦しんだ被害者が、ほかの人がそのような被害を受けないようにと、積極的かつ果敢に行動し、社会の安全に多大な貢献をしていることはよく見受けられる。このように、このアプローチでは、暴力・虐待が被害者にとって、どのような「影響」があったのかではなく、それらに対してどのように「応答」しているかが重要な焦点となる。暴力・虐待に対しての抵抗は一見して、何か目に見える行動を起こしてこそ抵抗と見られがちであるが、そればかりではなく、話す言語においても暴力・虐待に対する抵抗と応答は見られるのである (Todd, 2010)。

この応答的アプローチは、近年、DV加害者臨床にも応用されるようになった。加害者の持つ暴力・虐待に対しての前向きな応答や抵抗は、彼らの言語の中にも存在する。彼らの暴力・虐待行為に対する説明は、自己中心的な矮小化、責任転嫁と見られがちだが、その中でも、正当化の理論が一環していない部分、あるいは、明確でない部分——いわゆる「フレームの崩れ」(Goffman, 1974;

O'Connor, 2000; Todd, 2010) が存在し、それらが加害者の持つ暴力・虐待に対する前向きな応答的言語となり、とても効果的なプロービングの機会となるのである (O'Connor, 1974; Todd, 2010)。例えば、以下のような例を直面化的なアプローチと応答的アプローチとを比較して考えてみたい。

例 1 :

クライアント：「僕が窓を割ったんじゃない。あれは事故だったんだ」

直面化的アプローチ：「あなた自身のみずから椅子を投げたのだから、あなた自身の責任だとは思いませんか？」

応答的アプローチ：「つまり、故意に割ることはあなたにとって、とてもいけないことなのですね。それでは、あなたにとって、故意に窓を割ることが、なぜいけないことなのかを教えてくださいませんか？」

「事故であることと、故意に行うことの違いを認識することは、あなたにとってとても重要なことですか？」

(Todd, 2010, p. 78)

例 2 :

クライアント：「俺が悪いのは分かるが、なぜ今までこのような問題が一度も起こらず、あるいは、ほかの女性とはこのような問題を起こしたことがないのに、今になってこのようなことに巻き込まれているのかが分からない」

直面化的アプローチ：「あなたは、自分自身が悪いと言いながら、実際には、彼女に問題があると言っていないませんか？」

応答的アプローチ：「つまり、もし、このようなことがまた起こったり、あるいはほかの女性に対して同じようなことが起きたとき、それらは、あなたにとって心配に値するということですか？」

「あなたの話を聞いていると、あなたは、この件について誰が本当に悪かったのかを一生

懸命考えているように見受けられます。あなたは、何に対して、誰がどれだけ、どのように悪いのかを、どのようにして公平に判断できると思いますか？」

(Todd, 2010, p. 78)

これらの例でも分かるように、加害者が自己の行為を一生懸命正当化し、説明している中で、彼らは暴力が悪いことであることを同時に暗示している。これらが彼らの持つ理論の「フレームの崩れ」(Goffman, 1974; O'Connor, 2000; Todd, 2010)であり、関わりの糸口になる。

このように、過去の多くの研究者や臨床家によっても認められている (de Shazer, 1985, 1988; White & Epston, 1990) ように、コンパッション・アプローチも応答的アプローチも、類似点は加害者の内に存在する、問題に立ち向かい、効果的に対処できるための能力を認めていることである。コンパッション・アプローチは、加害者の苦悩・苦痛を理解することで、彼らの素直で肯定的な希求と意思を明確にする。応答的アプローチは、加害者が一生懸命表現しようとしている言語の中にそれらを見出す。また、双方とも加害者を「犯罪者」として扱うのではなく、罪を犯した対象者ではあるが、人として関わり合うことを忘れていない部分もたいへん重要な点ではないだろうか。

Jenkins (2010) は、「暴力を暴力で応答しない」と強調している。確かに、暴力を同じ暴力でねじ伏せることは、さらなる暴力を生むことになる。彼らに恥辱 (shaming)¹ を味合わせることで、ねじ伏せることは可能である。しかし、暴力・虐待における自己の行為の結果としての苦痛な現実や、恥や罪の意識に直面する手伝いをする事と、加害者を辱めることとは違う (Jenkins, 2009)。

Jenkins (2009) は、懲罰・報復的な目標ではなく、修復・回復的な目標を提唱している。加害者自身が、この恥や罪の意識に直面することは修復・回復の第一歩となる。自己の恥の意識はたいへん強く苦痛であり、それらを避けるために、われわれは、矮小化や責任転嫁を行う。そして、加害者と関わるわれわれにおいて重要な仕事は、彼らに恥

辱 (shaming) を味あわせることではなく、いかにして、これら苦痛な恥や罪の意識に直面できる

ように促し、援助していくかということである。

IV. これからの課題

これらのDV加害者臨床について考察していくと、いくつかの重要な疑問に直面するように思える。まず、DV加害者臨床の変化についてである。加害者が変化するとはいったいどういうことなのであろうか。そして、われわれセラピスト、そして加害者が目指す変化の最終目標とは何であらうか。Mahoney (1991) は、「変化」の様式について、われわれの持つ潜在的な認識について議論している。確かにわれわれは、「変化」について成長モデル (例: 植物が成長していく様式)、発達モデル (例: 蝶のように変容と成長する様式)、段階モデル (例: 階段式、あるいはらせん状式) など、さまざまなモデルにおいて変化を理解している。言うなれば「変化」と意味するためには、ある特定の青写真にあてはめていないと「変化」として理解しえないのかもしれない。Frankl (1988) は、次元的存在論によって、われわれの社会的慣習などの型にはまった理解に対しての注意と、また、視点の転換の可能性を喚起している。

ここでフランクルは、円柱を例にとり次元的存在論を説明している。円柱は、その形状を横から見ると長方形に見え、また上から見た場合、それは一変して円形に見えるようになる。しかし、三次元的に見た場合、それは円柱の形を見せることとなる。このように、同じ物体が見る角度によって、まったく形を変える可能性がある。また、円柱・三角錐・球体を上から見た場合、すべて同じ円形に見える。しかし、この同じ円形に見える物体も、角度を変えて見るとまったく違った物体に見える。つまり、同じ物体と見えるものも、角度によってさまざまな面を見せる可能性があるのである。

DV加害者臨床において、変化のプロセスは往々にしてトランスセオレティカルモデル (Prochaska, DiClemente, & Norcross, 1992) を使用して、段階的に理解されている (Eckhardt,

Babcock, & Homack, 2004; Scott & Wolfe, 2000; Stefanakis, 2000; 高野, 2010)。もし、われわれが、このように量的な研究によって演繹的に証明される、トランスセオレティカルモデルのみを使用した場合、これは変化に対する一面的な見方でしかない可能性がある。同じ変化を、違った角度から、例えば、意味やメタファーから見た場合、それは、また違った側面と可能性を新たに示してくれるのではないかと思う。これは、たいへん重要な点であるように思えてならない。なぜならば、もし万が一、われわれが提示する変化の過程と彼らが意味する変化の過程とが合致していなければ、われわれは、一見して変化という同じ言葉を使って話しているようでいて、まったく話が通じていないという事態が考えられるからである。また、それゆえ、この部分において、加害者の抵抗が現れる可能性がある。ここにおいても、Jenkins (1990, 2009) の試案はたいへん有意義であるように思える。もし、段階的に変化の状態を見た場合、われわれは加害者を段階別に区別し、情報や教育などをセラピストから提供し、さらに「上」の段階へと「成長」させようとする。しかし、彼らが持つ変化の意味合いから見た場合 (表⑤)、変化における彼らの存在は自己主体であり、今内在する肯定的な自己を使って、問題に立ち向かうことができる。

このように、もし、変化を既存する様式から脱して、意味的な側面から見た場合、加害者に対するわれわれの興味と質問もおおのずと変わってくるのではないかと思う。例えば「キレル」という言葉があるが、この「キレル」ということを考えた場合、なぜキレルのか、キレル構造とはどのようなものであるのか、キレないためにはどのようにしたらよいかと議論する必要もあるが、「キレル」という言葉の意味を考えた場合、既存する意味合いを脱構築することで、「キレル」の持つ多くの

表⑤：変化における理解の違い

	段階的な行動変化様式からの視点	意味から見た変化
加害者に対する見方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隔離化, 区画化, 階層化 ・ 自己の行為を十分理解していない加害者 ・ 自己中心的な加害者 ・ 否認・矮小化だらけの加害者 ・ 学んだことを実践できない加害者 ・ 学んだことを維持できない加害者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡張的認識 ・ 現存する理解や型に制限されず可能性に開かれている加害者 ・ 問題に対応することのできる能力, 知識を持ち得ている加害者 ・ 暴力・虐待の問題を抱えてはいるが, 同時に肯定的な自己を持つ加害者
介入への態度	セラピスト主体的 (セラピスト対加害者) <ul style="list-style-type: none"> ・ 加害者からの情報量を制限された開示 ・ セラピストからの情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育 ・ 説得 ・ 修正 	行為主体的自己 (加害者本人対加害者本人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 加害者からの情報量の増加 ・ 加害者の持つ選択の重視と, 加害者本人からの自身に対する直面の促し

意味が生まれてくるのではないかと思う。例えば、「キレル」とはあたかも瞬時に爆発してしまったような印象を受けるが、実際には爆発しないように耐え抜いた部分があり、その耐え抜く力は相当なものであるように感じる。それはいったいどこから来たのであろうか、そして、それらの強さは、今どのように自己に肯定的に影響しているのであろうか。これらの問いは、加害者自身に自己の行為と、問題を抱える自己と肯定的な自己とを同時に直視することを自分自身で促すように思える。このように、違った角度から見ることによって、さまざまな可能性が見出されるのではないかと思う。

変化は常に止まることのない、流動的な過程である。変化を促す場合、認知行動療法という流れの中でセッションを繰り返しながら時間とともに粘り強く加害者と接することが変化へとつながる重要な部分である。それと同時に、加害者=認知の歪み、信念の歪みとしてみるのではなく、認知の枠組みを越え、むしろ実存的な真摯な問いかけとして、加害者と応対する姿勢も必要なのではないかと思う。先述した三つの態度にしても、「な

ぜ男女平等でなければならないのか?」「なぜ自分だけが向上しなければならないのか?」、あるいは「なぜ自分だけが我慢しなくてはならず、力で報復してはならないのか?」などを、彼らの切実な問いとして、われわれセラピストが応答していく必要もあるのではないだろうか。

Jenkins の試案は完璧ではない。彼が提唱するような拡張における方向性は特に定められていない。それゆえ、モラル相対的となりうるし、過去の量的研究で証明されているDV加害者臨床効果研究や、リスク・ニーズ・反応性原則 (Risk Need Responsivity model) (Andrews, Bonta, & Hoge, 1990; Andrews & Bonta, ; 高野, 2010) との相互性などにおいても明確に考察されていない。その点では特に、注意とさらなる考察が必要であるように思う。しかし、DV加害者と関わるということの重要性について、とても大切な提案をしているように思える。われわれセラピストが窓口となって対応したとき、その男性との関わりはその一度だけになるかもしれない。その限られた時間において、どのように加害者と関わるかは、とても重要なことであるように思う。

参考文献

Andrews, D. A., & Bonta, J. (2006). *The Psychology of Criminal Conduct*. LexisNexis.

- Andrews, D. A., Bonta, J., & Hoge, R. D. (1990). Classification for effective rehabilitation: Rediscovering psychology. *Criminal Justice and Behavior*, 17, 19-52.
- Avakame, E. F. (1998). Intergenerational transmission of violence, self-control, and conjugal violence: A comparative analysis of physical violence and psychological aggression. *Violence and Victims*, 13 (3), 301-316.
- Babcock, J. C., Jacobson, N. S., Gottman, J. M., & Yerington, T. P. (2000). Attachment, emotional regulation, and the function of marital violence: Differences between secure, preoccupied, and dismissing violent and nonviolent husbands. *Journal of Family Violence*, 15 (4), 391-409.
- Beck, A. T. (1999). *Prisoners of hate: The cognitive basis of anger, hostility, and violence*. New York: Harper Collins.
- Beck, A. T., Wright, F. D., Newman, C. F., & Liese, B. S. (1993). *Cognitive therapy of substance abuse*. New York: Guilford.
- Beck, J. S. (1995). *Cognitive therapy: Basics and beyond*. New York: Guilford.
- Bennett, W. J. (1993). *The book of virtues: A treasury of great moral stories*. New York: Simon & Schuster.
- Cavanaugh, M. M., & Gelles, R. J. (2005). The utility of male domestic violence offender typologies: New directions for research, policy, and practice. *Journal of Interpersonal Violence*, 20 (2), 155-166.
- Coates, L., Todd, N., & Wade, A. (2003). Shifting terms: An interactional and discursive view of violence and resistance. *Canadian Review of Social Policy*, 52, 116-122.
- Coates, L., & Wade, A. (2004). Telling it like it isn't: Obscuring perpetrator responsibility for violence. *Discourse and Society*, 15 (5), 499-526.
- Davis, R., Taylor, B., & Maxwell, C. (1998). *Does batterer treatment reduce violence? A randomized experiment in Brooklyn*. Final report to the National Institute of Justice, Washington, DC.
- de Shazer, S. (1985). *Keys to solutions in brief therapy*. New York: Norton.
- de Shazer, S. (1988). *Clues: Investigating solutions in brief therapy*. New York: Norton.
- Dozois, D. J. A., Frewen, P. A., & Covin, R. (2006) Cognitive theories. In J. Thomas, & D. Segal (Eds.), *Comprehensive handbook of personality and psychopathology* (pp. 173-191). NJ: John Wiley and Sons.
- Dutton, D. G. (1986). Wife assaulters' explanation for assault: The neutralization of self-punishment. *Canadian Journal of Behavioral Science*, 18 (4), 381-390.
- Dutton, D. G. (1995a). Trauma symptoms and PTSD-like profiles in perpetrators of intimate abuse. *Journal of Traumatic Stress*, 8, 299-316.
- Dutton, D. G. (1995b). *The domestic assault: Psychological and criminal justice perspectives*. Vancouver, BC: UBC.
- Dutton, D. G., Saunders, K., Starzomski, A., & Bartholomew, K. (1994). Intimacy-anger and insecure attachment as precursors of abuse

- in intimate relationships. *Journal of Applied Social Psychology*, 24 (15), 1367-1386.
- Eagan, G. (1994). *The skilled helper: A problem-management approach to helping*. Pacific Grove, CA: Brooks/Cole.
- Eisikovits, Z. C., Edleson, J. L., Guttman, E., & Sela-Amit, M. (1991). Cognitive styles and socialized attitudes of men who batter: Where should we intervene? *Family Relations*, 40, 72-77.
- Frankel-Howard, D. (1989). *Family violence: A review of theoretical and clinical literature*. The Minister of National Health and Welfare.
- Frankl, V. E. (1988). *The will to meaning: Foundations and applications of logotherapy*. New York: Meridian.
- Geffner, R., Rosenbaum, A., & Hughes, H. (1988). Research issues concerning family violence. In V. B. Van Hasselt, R. L. Morrison, A. S. Bellack, & M. Hersen (Eds.), *Handbook of family violence* (pp. 457-481). New York: Plenum.
- Gilbert, P. (2005). Introduction and outline. In P. Gilbert (Ed.), *Compassion: Conceptualisations, research and use in psychotherapy* (pp. 1-6). London: Routledge.
- Goffman, E. (1974). *Frame analysis*. New York: Harper & Row.
- Gondolf, E. W. (1997). Batterer programs: What we know and need to know. *Journal of Interpersonal Violence*, 12, 83-98.
- Gondolf, E. W. (2002). *Batterer intervention systems: Issues, outcomes, and recommendations*. Thousand Oaks: Sage.
- Henning, K., & Holdford, R. (2006). Minimization, denial, and victim blaming by batterers: How much does the truth matter? *Criminal Justice and Behavior*, 33(1), 110-130.
- Holtzworth-Munroe, A., Meehan, J. C., Herron, K., Rehman, U., & Stuart, G. L. (2000). Testing the Holtzworth-Munroe & Stuart (1994) batterer typology. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 68, 1000-1019.
- Holtzworth-Munroe, A., & Stuart, G. L. (1994). Typologies of male batterers: Three subtypes and the differences among them. *Psychological Bulletin*, 116, 476-497.
- Holtzworth-Munroe, A., Stuart, G., L., & Hutchinson, G. (1997). Violent versus non-violent husbands: Differences in attachment patterns, dependency, and jealousy. *Journal of Family Psychology*, 11, 314-331.
- Jenkins, A. (1990). *Invitations to responsibility: The therapeutic engagement of men who are violent and abusive*. Adelaide: Dulwich Centre.
- Jenkins, A. (2009). *Becoming ethical: A parallel, political journey with men who have abused*. Russell House.
- Jenkins, A. (2010, May). *Becoming ethical: A parallel, political journey with men who have abused*. Workshop provided at the Narrative project, AB, Canada.
- Kropp, P. R., Hart, S. D., Webster, C. W., & Eaves, D. (1995). *Manual for the Spousal Assault Risk Assessment Guide (2nd ed)*. Vancouver, BC: British Columbia Institute Against Family Violence.

- Maruna, S. & Mann, R. E. (2006). A fundamental attribution error? Rethinking cognitive distortions. *Legal and Criminological Psychology, 11*, 155-177.
- McCloskey, L. A., Southwick, K., Fernandez-Esquer, M. E., & Locke, C. (1995). The psychological effects of political and domestic violence on Central American and Mexican immigrant mothers and children. *Journal of Community Psychology, 23*, 95-116.
- O'Connor, P. (2000). *Speaking of crime: Narratives of prisoners*. Lincoln, Nebraska: University of Nebraska.
- O'Leary, D. K. (1988). Physical aggression between spouses. In V. B. Van Hasselt, R. L. Morrison, A. S. Bellack, & M. Hersen (Eds.), *Handbook of Family Violence* (pp. 31-55). New York: Plenum.
- Prochaska, J. O., Norcross, J. C., & DiClemente, C. C., (1992). In search of how people change: Applications to addictive behaviours. *American Psychologist, 47*, 1102-1114.
- Relationship Violence Treatment Program: Facilitator's manual March 2005*. (2005). B.C.: Ministry of Public Safety & Solicitor General Corrections Branch.
- Roberts, N., & Noller, P. (1998). The associations between adult attachment and couple violence: The role of communication patterns and relationship satisfaction. In J. A. Simpson & W. S. Rholes (Eds.), *Attachment theory and close relationships* (pp. 317-350). New York: Guilford.
- Rosenfeld, B. (1992). Court-ordered treatment of spouse abuse. *Clinical Psychology Review, 12*, 205-226.
- Saunders, D. G., Lynch, A. B., Grayson, M., & Linz, D. (1987). The inventory of beliefs about wife beating: The construction and initial validation of a measure of beliefs and attitudes. *Violence and Victims, 2* (1), 39-57.
- Scott, K., & Stewart, L. (2004). *Attitudinal change in participants of partner assault response (PAR) programs: A pilot project*. Research and Statistics Division, Department of Justice Canada.
- Scott, K. L., & Wolfe, D. A. (2000). Change among batterers: Examining men's success stories. *Journal of Interpersonal Violence, 15* (8), 827-842.
- Stefanakis, H. (1998). *Desistence from violence: Men's stories of identity transformation*. Unpublished doctoral dissertation, University of Guelph, Guelph, ON, Canada.
- Stefanakis, H. (2000). Understanding and facilitating change for men who are violent. In H. Stefanakis (Ed.), *Bridging the gaps conference proceedings*. Vancouver: BCACAM.
- Stefanakis, H. (2008). Caring and compassion when working with offenders of crime and violence. *Violence and Victims, 23* (5), 652-661.
- 高野嘉之：「加害者臨床先進国カナダにおける理論と実践」, 認知行動療法を用いたDV加害者臨床の実際と可能性：DV加害者へのアプローチから学ぶ, RRP研究会, 2006.
- 高野嘉之：「DV加害者臨床の理論と実践について」, 認知行動療法に基づく男性（父親）の暴力行動修正プログラムについて：加害者臨床の現場とオーストラリア調査からの報告, RRP研究会, 2010.

鐘幹八郎：恥と意地 - 日本人の心理構造，講談社，1998。

Todd, N. (2010). The invitations of irresponsibility: Utilizing excuses in counselling with men who have been abusive. *Journal of Systemic Therapies*, 29 (3), 66-82.

Todd, N., Wade, A., & Renoux, M. (2004). Coming to terms with violence and resistance: From a language of effects to a language of responses. In T. Strong & D. Paré (Eds.), *Furthering talk: Advances in the discursive therapies* (pp. 145-161). New York: Kluwer Academic/Plenum.

Triandis, H. C. (1971). *Attitude and attitude change*. New York: John Wiley & Sons.

内沼幸雄：対人恐怖の心理 - 羞恥と日本人，講談社，1997。

Vivino, B., Thompson, B., Hill, C., & Ladany, N. (2009). Compassion in psychotherapy: The perspective of therapists nominated as compassionate. *Psychotherapy Research*, 19 (2), 157-171.

Wade, A. (1997). Small acts of living: Everyday resistance to violence and other forms of oppression. *Contemporary Family Therapy*, 19 (3), 23-39.

Wade, A. (2007). Despair, resistance, hope: Response-based therapy with victims of violence. In C. Flaskas, I. McCarthy, & J. Sheehan (Eds.), *Hope and despair in narrative and family therapy: Adversity, forgiveness and reconciliation* (pp. 63-74). New York: Routledge.

Walker, L. E. (1986). Psychological causes of family violence. In Lystad, M. (Ed.), *Violence in the home: Interdisciplinary perspectives* (pp. 71-97). New York: Brunner/Mazel.

White, M., & Epston, D. (1990). *Narrative means to therapeutic ends*. New York: Norton.

Young, J. E., Klosko, J. S., & Weishaar, M. E. (2003). *Schema therapy: A practitioner's guide*. New York: Guilford.

i 北米において、この「Shaming」という言葉は、親子関係の描写、薬物・アルコール依存問題、そして、DV加害者臨床においてたいへんよく使われる言葉である。恥の研究は日本でも多く議論され、ルース・ベネディクトによる「恥の文化」と「罪の文化」の両極的な文化評論への作田（1964）、土居（1971）、井上（1977）、内沼（1983）などの恥と罪の意識の同一線上における方向性の違う力としての論評などが挙げられる（鐘，1998）。井上（1977）は、行為主体者としての自己が、自己を所属集団の中で比較し、劣位者として見出されたときに意識する恥を公恥と定義し、「かくありたい自己」という理想的自己と「～である自己」という現実的自己とが、まるで、他者が自己を批評しているがごとく比較し、現実的自己が劣位者と認識された場合に意識される私恥、われわれの理想的自己が所属集団と、認知的志向の違いを見出したときに意識する羞恥、自己の規範的機能からの逸脱者として認知された場合に意識する罪の意識を個別的罪などと説明している（内沼，1997）。

北米における「shaming」とは、むしろ、自己のアイデンティティーとしての恥や罪の意識の両方が存在したものといえるかもしれない。つまり、本人に恥と罪の意識が植えつけられ、行った行為に対しての羞恥心、逸脱したこと、あるいは劣位者としての意識が、全て自己のアイデンティティーとなり、本人自身がだめな人間、悪い人間、恥ずかしい人間として、存在することである。それゆえ、「shaming」は、「恥辱」に近い意味合いになり、自己を辱める、恥辱することとなる。「embarrassment」のように、人に対して恥ずかしい、みっともない気持ちという意味合いとは違い、「shaming」では自己に恥と罪が重なり、自己の存在自体が恥と罪となるといえるのではないかと思う。

海外の加害者プログラムの現状と、 日本における問題点

妹尾 栄一
Eiichi Senoo

I. はじめに

インターネットを使った情報検索が容易になった今日、DV 加害者について、世界各国がどのような取り組みを行っているのか、比較的簡単に情報収集できるようになっている。2000 年以降で目立つのは、世界各国で DV 施策の長期行動計画

が発表されていることだ。この章では、オーストラリア連邦政府の計画と、それに引き続き各州の取り組みを紹介する。さらにイギリス、カナダについても言及し、そこから浮き彫りになる日本における課題を考えてみたい。

II. オーストラリア連邦政府

オーストラリアは連邦制度の国家である。各州の自治権が強く、DV 施策に関しても州ごとの独自性がある。連邦政府としては 2009 年 3 月に『行動を起こすとき：女性と子どもに対する暴力に抗する国家諮問委員会からオーストラリア政府への 2009–2021 年期計画』と題する報告書をまとめている（文献①）。本編は 204 ページにのぼる膨大な内容であるが、ここでは加害者問題に言及した箇所を引用する。

まず加害者は、暴力行為とその結果生じた影響について、説明責任を果たすべきであると明言されている。また、加害者自身が説明責任を果たすためにも、暴力行動が止まるような、実際に役に立つプログラムが求められている。男性が行動変容を維持し続けられるような、効果的なプログラ



ムの設計、開発、普及が必須であり、そして、非暴力的態度を維持し続けるためには、社会への再統合を支援するような、包括的かつきめ細かい配慮が求められる。緊急的な課題として、以下の項目が列挙されている。

(1) 各刑務所内で実施されるための矯正施設内限定的な DV 行動変容プログラムの開発。これは、従来の加害者プログラムが保護観察下での地域内実施を前提にした内容に偏っているため、あらためて刑事施設に収容されるような、重大な暴力犯罪者を対象にしたプログラムを念頭に置いている。

(2) 遠隔地において、暴力行動が出現し始めた初期段階の男性のために、その地域内で通ったり、あるいは呼び出されたりできるような、代替的なプログラムが開発されるべきである。

(3) 加害者についての研究予算が投入されるべきである。特に焦点を当てるべき研究テーマとしては、「何が問題行動を変容させるか」「何が行動変容を維持するか」「リスクアセスメントに役立つ

道具」「再発率を減少させるさまざまな効果的戦

略」が挙げられている。

II. オーストラリア：ニューサウスウェールズ州

ニューサウスウェールズ州政府は、DV ならびに家庭内暴力への行動計画として『暴力を停止し沈黙を破る』と題した行動計画を 2010 年 1 月に出版している（文献②）。

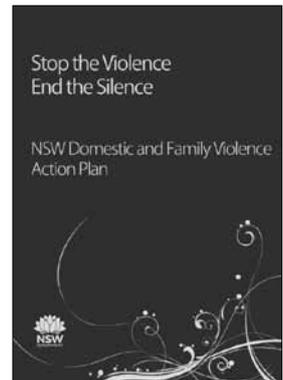
ニューサウスウェールズ州の長所ないし強みとしては、政府の取り組みを最優先事項としている点、州警察が DV 問題への対応向上を優先課題とすることで、警察官の研修教育内容を一新し、DV 事件検証のための特異的キットを開発したこと、DV 問題専従のリエゾンオフィサーを配置したこと、DV 問題介入の積極姿勢を示したことなどを列挙している。また、同州における保護命令を、より一層安全に努めるべく内容を改訂した点も挙げている。

そして同州では、近年新たに「家庭に滞在して暴力から離れる」ポリシーを打ち出している。これは従来の DV 被害者支援が、ともすれば被害者が暴力的家庭をいかに逃げ出すかに焦点を当てていたことを修正し、家から離れるべきは加害者であり、被害者が家に留まれるような支援体系を目指す。日本も含めて、通常、保護命令は逃げている被害者に対して、加害者が「接近しない」ように命令することが多い。ここでは逆に、被害者が家に留まり、加害者を排除する命令を積極的に打ち出しているのだ。加害者の抵抗や居座りに対しては、保護命令違反で逮捕する方針である。この新方式の導入に伴って、シドニー市界わいでは、排除された男性のための一次宿泊施設を設けることになった。

その一方で、同報告書には現時点での弱点についても率直に述べている。第一の弱点として

は、援助機関同士の連携体制や、支援内容相互の協調、医療機関へのアクセスの悪さ、劣った居住環境や生活空間などがさらに充実されるべきであること。第二の弱点は、DV 事件への警察や司法機関の対応に一貫性がない点、裁判過程の複雑さ、裁判過程に要する経過時間の長さ、裁判システムの複雑さを理解しきれない被害女性に対する支援体制の不備などを挙げている。

ニューサウスウェールズ州では、上記の行動計画に先立って、2006 年 12 月付でオンブズマン法にもとづき、DV 問題への警察の取り組みに焦点を当てて、州議会宛の勧告報告がなされている。その要点は、保護命令の申請を電話で受け付けるべき点、DV リエゾンオフィサーの職員を設置しハイリスク被害者へのきめ細かい対応を心がけること、警察と児童相談所が連携し、DV と児童虐待の両方を評価する共有リスクアセスメントツールを開発することなどを盛り込んでいる。ここでも前述の DV 事件用特異的キットの開発に言及しているが、つまり日本でも話題になってる捜査過程の「可視化」と関連しており、パトカーのフロント部分、警察官のヘルメット前部に小型デジタルビデオカメラと録音装置を取りつけ、110 番通報以降の介入過程をすべて映像記録で残すための装備である。



III. オーストラリア：クイーンズランド州

クイーンズランド州の行動計画は 2009 年に発

布され、同計画書は『息子と娘のために：クイ

ンズランド州政府による『ドメスティックバイオレンスならびに家庭内暴力減少のための戦略』と題している（文献③）。ここでも広範な領域での改善が意図されているが、特に加害者対応部分に焦点をしばって記述する。

まず、脆弱な証人をより支援するために開発された「証拠収集用キット」を十分に活用すること。DVに特化したリスクアセスメントを臨場する警察官が適切に活用すること。それによって再発リ

スクの高い事例を見分けることが可能となる。実践的な技法を習得するためのワークショップを開催するほか、裁判官への研修などもリストアップされている。



IV. オーストラリア：ヴィクトリア州

ヴィクトリア州の行動計画は2009年に発表され、『尊敬する権利 女性への暴力を防止する2010-2020年ヴィクトリア州行動計画』と題している（文献④）。具体的には、次の七つの戦略を描いている。「政府と非政府組織とのパートナーシップの確立」「変化を促進するための地域リーダーシップの強化」「組織の変化を促すための能力および技能の強化」「マスメディアを使った啓発運動」「尊敬しあえる関係の構築をめざし、そのためのプログラムを確立しかつ強化する」「政策やプログラムについて、評価しモニタリングする」「DV防止のため、ならびに男女平等を確実にするための政策、法制度を充実する」である。

この行動計画の策定に先行して、ヴィクトリア州警察もまた『暴力のない生活—女性と子どもへ



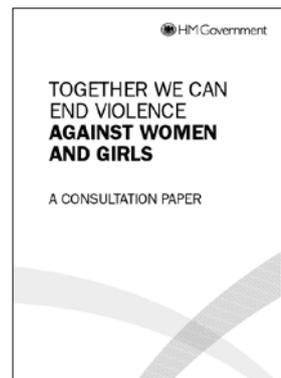
の暴力を減少させるための警察戦略』と題する行動計画を発表している（文献⑤）。特に目をひくのは、DVと性犯罪ならびに児童虐待を横並びで捉え、女性と子どもへの暴力減少を目指した包括的戦略を打ち出している点である。

V. イギリスの行動計画

イギリス政府は2009年3月に『一緒にやれば女性と少女への暴力を終息できる』と題する行動計画を発表している（文献⑥）。プレス発表によれば、被害者支援のために1300万ポンド（約18億円）の拠出、各種24時間態勢の相談電話の設置、加害者を家から排除するための保護命令の試行（Goオーダーの呼称）などが盛り込まれている。戦略の組み立てとしては「prevention」「provision」「protection」の三本柱が中心となる。

このうち加害者については「protection」の柱に詳述されている。

概略を述べると、イギリスでは1997年以降、ドメスティックならびに性暴力加害者（domestic and sexual violence perpetrator）と総



称される) に対する、スクリーニング的なりスクアセスメント技術が飛躍的に向上し、今日では刑務所の受刑者ならびに地域の保護観察対象者の全員に対して、犯罪者アセスメントシステム(OASys)が適用されている。

その結果、OASysシステムの調査結果から、保護観察対象者の四分の一ならびに刑務所受刑者

の17%がDV加害者に該当している。また、従来から加害者プログラムを展開してきた非営利団体 RESPECT に対して、同プログラムを骨格とする「認証」プログラムを全国に展開するよう助成した。その上で、このプログラムの効果検証を2010年から3カ年でまとめるように指示している。

VI. カナダ連邦政府

筆者はDVの加害者更生のプログラム開発で内閣府研究会に加わっていたとき、調査の一環でオタワのカナダ連邦政府の担当部局を訪ね、連邦刑務所内で実施されている家庭内暴力防止の教育プログラムについて、勉強する機会を得た。内閣府の試行プログラムで最も役に立ったのはこの資料であった。ちょうどその折に、刑務所内家庭内暴力プログラムの作成に際して、最も参照されたのは性犯罪防止のためのプログラムであったと伺っていた。その時点では、性犯罪とDV加害の類似性について、今ひとつ納得していなかった。そして、内閣府のDV調査が終了した平成17(2005)年春、法務省に設置された性犯罪者処遇プログラムの研究会に加わり、次は性犯罪者のプログラムの調査目的で、再びカナダ連邦刑務所を訪問することになった。現地調査の結果を踏まえ、法務省矯正局ではカナダ矯正サービス庁が実施している性犯罪防止プログラムのマニュアルをほぼ全面的に採用し、日本の刑務所で実施することとなった。両方のプログラムの策定に加わられたのはまったくの偶然であるし、今回の特集で執筆されている信田さよ子先生と再びオンタリオ州の刑務所を訪問するのは予想外であった。しかし、この過程で、DV加害者教育のマニュアル内容と、性犯罪者のそれとが酷似している事実、ならびに両加害者ともに暴力犯罪者の類型に位置づけられ、後述する「リスク」「ニーズ」「リスポンシビティ」の三原則(SNRと略称される)でアプローチされている点でも共通している。

性犯罪ならびに暴力犯罪に関しては、これまでに膨大な研究が積み重ねられ、「再犯リスク」が

精緻に検討されてきた。リスクアセスメントは、臨床的アセスメントと保険統計式アセスメントに大別される。このうち、保険統計式のアセスメントは、火災や海難事故のリスクを推定して保険掛け金を算定するために開発された様式で、性犯罪の研究領域ではカナダ・イギリス合同で開発されたStatic-99が有名である。同時にStatic-99はその名称からも示唆されるように、性別、年齢、過去の犯罪履歴などから構成されているので、静的リスクとも呼ばれる。また定義上、静的リスクは治療プログラムの前後で不変である。

これに対して、動的リスクは対象者の認知の歪みや物質乱用の様態など、動向が変化する要因から形成されており、可変的リスクとも呼ばれる。動的リスクは、再犯率に影響を与え、かつ治療によって変化が期待できるリスク要因であり、犯罪因性ニーズ(criminogenic needs)とも呼ばれる。動的リスクはさらに細かく安定的動的リスクと急性動的リスクに分類され、それぞれカナダ連邦刑務所で普及しているStable-2000とAcute-2000がよく知られている。

性犯罪者ならびに暴力犯罪者治療にあたっては、上記の「リスク原則」「ニーズ原則」に、「反応性(responsibility)原則」を加えて三大原則と呼ばれる。第三の反応性の原則とは、リスクやニーズの高さ(低さ)を考慮して、効率的に治療のリソースを利用しようとの考え方であり、具体的には治療プログラムの密度を「高密度」「中密度」「低密度」の三様式に編成し、リスクやニーズの高低と適合させて実施される。また狭義には、対象者の個別の特性に併せた治療処遇計画の策定が重要

視される。

重要なのは暴力犯罪者処遇の領域で、根拠にもとづく治療という場合には、最低限この三大原則を踏まえていることが大前提とされる。それではなぜ、このようなリスク管理の原則が徹底されるのであろうか。理由はいくつか示すことができるが、まず第一に、最も重要なのは、再犯による公共への打撃を最小限に止めることにある。実際にリスク管理の原則を徹底することで、加害者自身が再犯の兆候をいち早く捉え、それに対する適切な対処行動を習得していくことで、性犯罪者の再

犯率が確実に低下することも確認され、プログラムも兆候への気づきとそれへの対象方法を、徹底的に再学習するよう組み立てられている。また、おもに矯正施設内や保護観察下で実施されることから明らかなように、暴力犯罪者の治療は、被害者に対する説明責任を果たす一貫として実施されている。しばしば指摘されるように、治療の眼目が彼ら独自の認知の歪みに焦点を当てているのは、換言すれば性犯罪者の犯行に対する責任の引き受けを、より一層促進することに繋がっていくからである。

VII. ドメスティックバイオレンスとリスクアセスメント

DV 対策が各国で優先度の高い社会問題として位置づけられ、国を挙げての取り組みの対象となるにつれ、前述の「リスクアセスメント」が関係者間の認識を一致させる共用ツールとして着目されている。例えば、カナダビクトリア州では協調的共同体の対応を具現する一助として、関係機関がリスクアセスメントの原則に精通して対応するように呼びかけている。社会福祉的アプローチでは耳慣れないシステムではあるが、DV 事例の中でも死亡例に対する検証を行うと、かならずリスクアセスメントの不備が指摘されている。DV 加害者についての研究成果の一つとして、暴力再発の危険性、再発した場合の重症度などを予測するリスクアセスメントが、開発されている。カナダでリスクアセスメントが開発されている背景には、同国が性犯罪者の再発リスクの研究で、最先端の成果を積み重ね、その知見がDV 加害者に応用されていることが挙げられている。

個々のスケールを解説する紙幅はないものの、いずれのアセスメントでも、極めて致死率の高くなる「最高危険度」の要因としては、「加害者が武器を所持する場合」「加害者に希死念慮がある場合」「被害者が逃げる決意をした瞬間または実際に避難した直後」などが列挙されている。

日本で発生した死亡事例として記憶に新しいのは、2007年に愛知県長久手町で発生した立てこもり発砲事件である。この事件では、DV 家庭か

らようやく避難した元妻を、加害男性が呼び寄せ、和解の話し合いをするうちに興奮し、所持していた拳銃を発砲して、立てこもり事件へと発展した。通報を受けて駆けつけた交番勤務の警察官が重傷を負い、特別部隊の警官が死亡するという痛ましい事件であったが、そもそもDV 加害者が元妻を人質にしていること、しかも拳銃を所持していること、子どもたちへも発砲していること、そして元妻が夫の元から避難して呼び戻された直後に発生している。もし日本のDV 防止施策の中で、加害者への対応がきちんと定式化されており、被害者がシェルターに避難した時点で加害者が拳銃を所持しているという情報が、警察の銃器対策部門に共有されていたら、警察官2名の死傷は防げたはずである。しかし、2010年に入ってから、大阪府でもDV 加害者が妻の母親や母親の経営する飲食店の従業員を猟銃で射殺する事件が発生している。その直後に加害者自身も自殺していることから、前述の「武器の所持」「希死念慮」「妻との別居直後の状況」の致死リスク要因が三つ重なっていたことが理解できる。

DV 被害者支援の視点からは、加害者に対する厳罰主義、強制逮捕優先の対応が求められているが、その一方で、リスクアセスメントの視点に立脚すればDV 加害者の危険度はいくつかの段階に分かれていることも事実であり、加害者の特性あるいは「加害者-被害者」の関係性も多様であ

る。したがって、すべての事案で強制逮捕に踏み切ることは無理があり、また加害者への刑事的制裁以外にも銃器の規制などさまざまなアプロー

チが求められる。そのためにも、リスクアセスメントを取り入れた地域内での協同的対応が求められる。

Ⅷ. 加害者プログラムの欠如が意味するものとは

最後に日本の現状について言及する。ここ数年で配偶者間暴力に関する各都道府県ならびに政令市の行動計画が次々に策定されている。筆者はインターネットを使って各報告書 PDF ファイルをダウンロードし、特に加害者についての見解や施策を述べた部分をピックアップしてみた。各都道府県独自のポリシーが記載されているかと期待して臨んだものの、結論から述べるならば、各県の報告書は極めて類似点が多い。それら共通点はおおむね3つの視点に類型化でき、各都道府県が1冊の種本を模倣したのかと思えるほど、常套句に満ちている。

ここでは加害者について言及した箇所をまとめる。

まず、「加害者更生プログラムの実施が、かえって被害者の安全を脅かす」という記述が頻出する。一見すると、被害者にダメージを与えたくないから、配慮しているかのごときの書き方なのであるが、それではいかにすれば被害者へダメージを与えない方法が構築できるか、具体的展望は皆無である。

その後の成り行きを見る限り、加害者への施策は一切ノータッチのままなので、自らの不作為の罪を、あたかも被害者への配慮にすり替えているように思える。

それでは日本がこれまでにしてきたような、加害者プログラムの整備を怠り続けることの弊害は何であろうか。最も憂慮される問題は、被害者が加害者のもとから「逃げる」場合のみ、さまざまな援助が講じられることになり、もし被害者が加害者との同居を継続する限り、具体的な援助手段がないことになる。

RRP 研究会がこれまで継続してきた加害者プログラムの実践経験を踏まえても、被害者の多くがパートナーに変化してほしいと望んでいる。そ

して、パートナーの暴力を止めるために何らかの援助が必要だと感じている。つまり非常に多くの被害者が、一刻も早く危険なDVの家庭環境から脱出したいと思い詰め、暴力から自身の安全を確保してくれるような、社会の側からの防御措置を切望しているのは事実である。その一方では、被害者の中には、社会に対して加害者の暴力行動を変える試みをしてほしい、また社会の側が試みている間に被害者を守ってほしいと願う者も確実に存在する。

しかし、現行制度において、こうした「パートナーを変えてほしい」との被害者の声に応えるすべはない。なぜならば現行制度では、DV加害者からの別離を終えた被害者のみに、援助対象や援助手段を限定しているからである。

確かに、ここで紹介するような加害者へのアプローチを、被害者支援員（アドボケーター）が直接担うのは弊害が大きすぎるであろう。被害者と加害者の双方への対応の責任は担えないからである。しかし、被害者支援員が使うことのできる社会的資源の一つとして、加害者教育プログラムがあれば、従来の支援体系から漏れていた被害者層にも援助の手が届くことになる。加害者プログラムに携わる者は、その主眼を被害者の安全確保に置くべきであり、プログラムが開始される時点から、被害者との定期的なコンタクトを継続する必要がある。

またもっと敷衍するならば、現行の制度下で暴力的な状況から「離脱する」シーンを想像した場合、当然のごとく「被害者が避難する」パターンしか想像されないであろう。またそのような想像が、実は「被害者なら逃げるであろう」との発想、ひいては「被害者が逃げるべきである」との期待につながっている。

またもう一つ見逃されやすい側面として、被害

母子がなんとか安全な生活を再構築できそうな時期がきたとしても、ちょうどその頃に、パートナー側から子どもへの面接交渉の申し立てが起こされることがある。母子が分離した後の生活が上手くいってればいるほど、そして安全性が確認されているほど、別れたパートナー側からの面接交渉権を全面的に阻止するのは難しいであろう。また離婚の調停を何とかまとめ上げるために、被害者側が泣く泣く一定の面接交渉を譲歩して認める場合もあるかもしれない。ここで述べたいのは、面接交渉が続く限り、元パートナーとの交流を完全にシャットアウトすることはできないし、加害者側にまったく教育を施さない現行制度では、被害者が命からがら逃げたレベルの事例であって

も、いずれは面接交渉の試練から逃れきれない事実である。ここでもまた、加害者は、DVに曝された子どもへの影響について、学ぶことなく面接がスタートしてしまう。

これは「妻への暴力は妻側に非があるし、二度と会いたくないが、子どものことは愛しているから会わせろ」という、加害者側の身勝手な選択基準を追認することになる。やはりここでも「良い父親であり続けたいならば、まず妻が母親として機能するよう支援していく必要があるのでは」と、加害者に矛盾点を指摘し、アプローチする役割も欠かせないであろう。父親としての側面からの、男性プログラムもまた緊急の課題ということになる。

Ⅸ. 被害者支援のさらなる充実に向けて

筆者を含め RRP 研究会のメンバーは、加害者更正プログラムの導入や普及に関して、主として被害者支援団体のサイドからも、根強い反対の声があることを熟知している。しかし、はたして前述したような「逃げることを前提条件とする」支援体系のみで、DV 問題の根絶に近づくことができるのであろうか。

ここで紹介するのは、2008年にカナダのアルバータ州で開催された第二回世界シェルター会議のホームページである。この会議の日程表を見ると、4日間の全日程のうち、開催初日はすべて「同盟者としての男性」をテーマに議論している。被害者支援のすそ野を広げていく上で、非暴力的男性を同盟者として位置づける必要を述べている。それに加えて「被害者支援の一環としての加害者更正プログラムがいかに実現されるか」、世界中の参加者が議論を進めている。すなわち、シェルターの国際会議ですらも、男性をパートナーとして組み込みつつ、被害者支援の層や領域を拡大深化する方法を模索し始めているのである。

平成 15 (2003) 年の内閣府男女共同参画局の調査で、アメリカ・カナダの実際の加害者プログラムに参加、観察させていただいた。共同で調査に加わっていただいた信田さよ子先生、森田展彰先生、高野嘉之先生などと、再び同じプログラム提供団体を訪ね、その後数年間の活動報告を行ってきたが、どの団体のスタッフも「えっ、まだ日本は加害者プログラムを始めていないの？」と怪訝な顔をされる。彼(彼女)らにしてみれば、日本で加害者プログラムを始めると思えばこそ、グループワークの見学を許可したのにとの思いがあるのだろう。なぜ日本では、法律にもとづく加害者プログラムが始まらなかったのか、その後一切説明はないのだから。加害者について体系的取り組みが欠落している現状は、いかにも不可解である。拙論では、(10年間にわたる)日本のDV防止法の施行過程を踏まえた上で、被害者支援のさらなる充実に向けて、加害者の更正の問題もまた重要な論点であると指摘したい。

参考文献

- 1) The National Council to Reduce Violence against Women and their Children (2009) *Time for Action: The National Council's Plan for Australia to Reduce Violence against Women and their Children, 2009-2021*.
- 2) NSW Department of Premier and Cabinet (2010) *Stop the Violence, End the Silence: NSW Domestic and Family Violence Action Plan*.
- 3) Queensland Government (2009) *For Our Sons and Daughters: A Queensland Government strategy to reduce domestic and family violence 2009-2014*.
- 4) Victorian Government (2010) *A Right to Safety and Justice: Strategic Framework to Guide Continuing Family Violence Reform in Victoria 2010-2020*.
- 5) Victoria Police (2009) *Living Free From Violence –Upholding the Right– Victoria Police Strategy to Reduce Violence Against Women and Children 2009-2014*.
- 6) The Home Office (2009) *Together We can End Violence against Women and Girls*.

RRPプログラムの原則

信田 さよ子
Sayoko Nobuta

I. 先行プログラムから学ぶ

RRPプログラムは、カナダブリティッシュ・コロンビア（BC）州において実施されているDV加害者更生プログラム（以後BIPと略す）をモデルとしているが、それに先行する二つの北米の先行プログラムを概括してみよう。

1977年、アメリカのマサチューセッツ州にて開始された全米初のBIPはエマージという。エマージは次の四つの原則によって基礎づけられている。

- ① 力は一連の強制支配行動である
- ② 暴力は目標達成行動である
- ③ 暴力は学習された行動である
- ④ 力の背景には男性優位社会という背景がある

その後、1981年、アメリカのミネソタ州で開発されたドゥルース家庭内暴力介入プロジェクト

（DAIP）は、現在世界各地のBIPにおいて用いられているパワーとコントロールの車軸の図を生み出した。そこではグループのファシリテーターの六つの役割が明記されている。

- ① 新たな暴力行為再発、もしくはプログラムを終了できなかった場合は、それに対して参加者が説明責任を果たせるように関係機関とともに努力する
- ② グループでの討論を暴力、虐待、支配、および変化の問題に集中させる。
- ③ 常に内省的かつ批判的に考えるように導く。
- ④ 同情的であっても、馴れ合うことなく対決的な雰囲気を保つ
- ⑤ 新しい情報を提供し、非支配的な関係作りの技術を教える
- ⑥ 健全なグループ運営を進める

II. 三つの柱

BC州のRRP（尊重できる関係づくりのためのプログラム）は次のような前文から始まる。「本カリキュラムの基本的メッセージは、誰もが敬意と品位を持って取り扱われたいと思っており……」。

ここから読み取れるのは、上記二つの先行プログラムと比べて、重点が処罰・修正から変化への動機づけに置かれている点である。また全体が認知行動療法的に構成されているのも特徴である。

われわれは、BC州のこのような特徴をそのまま生かしながら、RRPプログラムを実践してきた。その際の原則は次の三つにまとめることができる。

① 被害者支援の一環としてのBIP

多くのグループカウンセリング、集団心理療法と一線を分かつのがこの点である。加害者臨床の原則と言い換えてもいいだろう。つまり目の前の参加者を尊重しながらも、彼らのパートナー（被

害者) 支援を最優先課題とするのである。被害者支援員からの信頼を勝ちえるためにも忘れてはならない原則である。被害者の安全確保こそがプログラムの正当性を保障する。そのために被害者支援員との連絡・コンタクトは必須である。またパートナーにプログラムの理解を深めてもらうために、可能な限りパートナー説明会を実施する。

② 守秘義務の片務性

あらゆる援助職にとって守秘義務は第一義的な要素である。しかし本プログラムにおいては、被害者の安全が最優先されるべきであり、そのためには彼らの情報を公開する場合もある。参加者と

彼らのパートナーとは情報公開・守秘義務の基準が非対称的なのである。このことについてプログラム開始時に彼らの同意を得ておく必要があることは言うまでもない。

③ 暴力は否定するが人格は肯定する

本プログラムは暴力の再発防止のために参加者の変化を促進する。そのためには、彼らの暴力行為をその主体である人格から戦略的に分離(外在化)する。行為の多様性を提示しながら、その中から暴力を選んだ責任性を導き出し、その責任を引き受ける主体としての彼らの人格を尊重するのである。

III. 使用する言葉を厳密に選ぶ

日本では、被害者によってDVと定義されたとしても、それだけで夫の行為は犯罪にならない。したがって、本プログラムは、BIPの多くが裁判所命令によって実施されている諸外国とは大きく異ならざるを得ない。プログラムの名称も、DV加害者更生プログラムから「更生」の二文字を削除しているが、裁判所命令でないことがその理由である。

一般の人々から投げかけられる素朴な疑問がある。「彼らは果たして治るんですか?」「DVは病気じゃないんですか?」。これらは、司法モデルにもとづく暴力という言葉と、疾病モデルにもと

づく病気とを混同しているのだが、重要な問題点を提起している。カナダの各州におけるBIPの基準において、DVを疾病モデルで捉えることは、厳に慎まなければならないと書かれている。なぜならば、疾病モデル(病気)に拠れば、彼らの責任性は問われなくなるからだ。免責性を強調されてしまえば、BIPの中心的テーマである「被害者に責任を取ること」が空中分解してしまうだろう。

ファシリテーターは、プログラムにおいて安易に「治療」「治る」といった言葉を用いないように留意しなければならない。

IV. RRPプログラムの内容

各回の課題はいくつかあるが、中でも重要なものが「責任」である。多くの参加者は、妻(被害者)にも問題があり、むしろ自分は被害者だ=責任は妻にあるという意識を抱いている。これを転換するためには、責任のパイの図を用いて説明する方法もあるが、先述の行為主体である自分が「選択」していることを示す方法もある。

暴力以外の方法があるにもかかわらず、暴力を選んでしまったことにおいて、自分には100%の

責任があるという説明である。この点がクリアできなければ、責任を取る(応答する)ことは不可能である。簡潔に述べれば、責任を取るとは、暴力を「認め」「あやまり」「つぐなう」ことである。

暴力以外の行為を選択可能にするために、本プログラムではABCモデルを用いて認知行動療法的にアプローチする。つまり彼らの従来の信念(Belief)と行為(Decision)を変化可能であることを示し、非暴力的関係を形成できるようにする

のである。

V. ファシリテーターとして必要な態度

本プログラムは、毎回男女ペアのファシリテーターによって実施される。その目的は男女の対等な関係性を展開するためであり、また、女性ファシリテーターによって被害者の視点を代弁することが可能になるからだ。時には、女性ファシリテーターに対する参加者の態度から、彼らの変化の可能性を取り出すこともできる。

また、発言の細部にわたって動機づけ面接法を活用することで、彼らを断定せず変化の可能性を広げることが可能となる。OARS に代表される質問の方法は、基本的スキルとして習得しておくべきだろう。オープンな質問を繰り返すことはい

までもないが、最も重要な点は、ファシリテーター自身も、参加者が捉われがちである「正邪」「善悪」といった価値基準をみずから脱構築し、目的のために役立つかどうかという基準で考えることである。彼らの発言内容が問題だと断罪するのではなく、参加者の発言はグループ参加の目的に照らして役立つかどうか、有効なのだろうか、と質問を返すのだ。

ホームワークをはじめとする彼らの努力を絶えずねぎらい評価することも、彼らの参加動機を高め変化を促進することにつながる。

VI. 裁判所命令ではないプログラムを実施することの問題点

日本における DV 加害者プログラムに対する批判の多くが、裁判所命令という強制力のないところで実施することは危険である、という論点に拠っている。われわれはそのような現状認識を共有しながら、それでもなお、実施する必要性と意味があると考えている。

裁判所命令でないことのデメリット（問題点）は明確である。彼らの行為が犯罪であるという判断が公権力によって下されていないことである。逮捕され、犯罪と定義されていないことが、プログラムの出発点を大きく変えることになる。カナダでいくつか BIP を参与観察する機会があった

が、中にはパートナーとの関係よりも、プログラムを完遂することで無罪放免されることに目的を置いていると感じられるような男性も多かった記憶がある。そのような目的は、時には変化への動機づけを低めることもある。

われわれのプログラムにおいては、強制力の行使はない。したがって参加者をつなぎとめる役割はファシリテーターに任せられ、毎回参加しようとする動機を維持するためのさまざまな工夫が必要とされる。ドロップアウトしたところで、彼らが保護命令を取り消されるわけではないし、そもそも逮捕歴などない人たちなのである。

VII. 裁判所命令ではないことのメリットはないのか？

参加者の多くは「妻命令」で参加しているが、中には自発的参加者もいる。プログラムに参加することが妻との再同居の可能性を担保する、もし

くは次の結婚における失敗回避につながるというような明確な目的を持っている。このことが彼らの動機を高め、自分から参加しているという誇り

(プライド)を支えている。

プログラムの内容がどこまで彼らをつなぎとめることができるか、ファシリテーターの運営がどこまで彼らの暴力再発防止に役立つかが、裁判所という公的権力を経ることなく直に結果として表れるために、ファシリテーターの技量と態度の資質向上が絶えず求められる。これは大きなメリッ

トであるといえよう。

また妻命令であるために、被害者支援員との連携とソーシャルワークが必須となる。結果的にファシリテーターと被害者支援員との密な連携が生まれることになる。このことが、参加者への対応に生かされることは言うまでもない。

VIII. これまでの経験から

しばしば参加者から、フォローアップセッションにおいて、プログラム継続中にはうかがい知れなかった経験を知ることができる。多くの参加者は、プログラム参加に踏み切った時点で「落ち込み」、学習が進むにつれてもっと「落ち込んだ」と語る。その契機になるのが、「暴力が与える被害者への影響」や「暴力の責任」、「子どもに与える影響」についての学習である。

彼らは自分の行為がもたらしたものの大きさを初めて知り、愕然としてショックを受ける。それでもなおグループに通い続ける理由は、「グルー

プのほかのメンバーやファシリテーターからドロップアウトしたと思われたくない」という彼らのプライドが大きい。

彼らの「落ち込み」は、そのまま加害の自覚が生まれつつあることを表しているといえよう。彼らの苦しみなんで被害者の恐怖や苦痛に比べればなんでもない、という意見もあるだろうが、プライドにかけてもプログラムに出続けるという事実は評価すべきだろう。加害の自覚から彼らの責任性が生まれるのだから。

IX. 今後に向けて

加害の自覚と責任性を一方の極とすれば、被害者性と妻に対する怒りがその対極である。プログラムにおいて、しばしば彼らは妻の価値を貶める発言によって間接的に妻を糾弾し、妻が悪いのだと訴える。12回のプログラムでそれをすべて変化させることはかなり困難である。しかし、多くの変化は劇的に起きるのではなく、相反する考えが同時に併存しながら起きていく。ファシリテーターは絶えずそのことを念頭に置きながら、芽を吹いた加害の自覚をていねいに拾い上げていくことが大切だろう。エビデンスという明瞭な結果として効果を提示するまでには至っていないが、「絶対暴力はふるわない」「暴力が止まる」といえるまでに彼らの人間性が劇的に変容するわけではない。アルコール依存症者が、20年断酒して

もどこかで飲みたいという感覚を保持しているように、DVの再発防止も絶えず非暴力を選択し続けること、それを維持することにかかっている。そのためにBIPは機能し続ける必要があるだろう。

また、被害者支援員との連携も必須である。被害者が加害者をプログラムに導入する動機は多様である。別れたくないのでとにかく参加してほしい、別れるかどうかはプログラム参加の結果をみてから、すべての可能性を試してから別れたい、などである。いずれにしても被害者支援員、および被害者自身がプログラムの概略を知っておく必要があるだろう。なぜなら、プログラムへの過剰な期待、ファシリテーターによって夫を懲らしめたい、などの要求が発生しかねないからである。

それによってファシリテーターと被害者、時には被害者支援員との不毛な軋轢が発生することもある。

ファシリテーターがDV被害者支援の経験を持つことは大きな要件であるが、一方で被害者支援

員もDV加害者プログラムについて知る必要がある。双方が共通の知識・情報にもとづいて協力することで、より効果的な被害者支援とBIPが実施できるだろう。

DV加害者プログラムと被害者支援

高橋 郁絵
Ikue Takahashi

I. はじめに

筆者らは加害者プログラムと併行し、プログラム参加者のパートナーであるDV被害者との直接的関わりを経験してきた。本論ではわれわれプログラムの女性ファシリテーターが担当する被害女

性との関わりをもとに、加害者プログラムが被害者支援の一環として、よりしっかりした土台を持つための被害者へのアプローチについて考察してみたい。

II. DV加害者へのアプローチの特殊性

被害者支援について述べる前に、その前提としてDVへのアプローチが、ほかの加害者臨床とどのように異なっているか考察してみたい。

多くの加害者臨床の現場では、加害者が再発予防のプログラム（トリートメント）に登場する段階では、すでに被害者といった切り離されている。プログラム担当者は加害者のみを扱い、被害者と直接接点を持たず、支援にも関わらない事が一般的である。しかし、DVの加害者臨床において、このように被害者と加害者を完全にセパレートして扱うことは現実的ではないと筆者は考えている。

1. 加害後も親密圏での関係が継続

家庭内に生じるDV・虐待の場合、加害一被害のエピソードの前後に、親密さに基づく日常生活が存在する。親密圏の空間に加害・被害の概念を持ちこむことは、感覚上、抵抗感を生ずるものだ。かといって家庭や関係をいちどきに解体させることも困難だ。妻にとって、その不協和を解消するためには、被害の感覚を遠ざけるしかない。例

えば「私が足りないから」「私が変わらなければならぬ」などの自責は一時的な納得にはなる。DVという言葉を得た後でもこのような自責は繰り返し被害者を襲って、「被害」の認識を揺らがせる。こうして被害・加害について曖昧さを残したまま、日常性は継続してゆく。

加害者のみならず、被害者である人が「被害」をしかと自認することは、DVにおいてそれほど簡単なことではない。

2. 司法臨床でない部分

「司法臨床」と呼ばれるように多くの加害者へのアプローチは、司法的な処遇が背景にある。裁判等で「犯罪」であることが言い渡され、行動を変える必要が自明となっている。一方、DV加害に関しては、このような「言い渡し」はなく、保護命令違反か、殺人・傷害として刑事事件化しない限りは「司法」に直接登場することはない。この事態も被害者にとって「被害」の自認を鈍らせ、解決を遅らせる。DVは司法制度上でも可視化されにくい。国内でのDVの加害者臨床は「司法臨

床」の外にある。加害者本人にそれが暴力であり加害（犯罪）であることを突きつけるのは誰なのだろうか？そして、被害者に「これは被害である」と教えてくれるのは誰なのだろうか？

3. 加害の輪郭を作り、変化につなげるために

とはいえ、裁判所の関与は「被害」の成立に大きく寄与している。保護命令はDVであることの判定の根拠として、大きな影響力を持つ。しかし、それであっても加害者に行動変容の必要性を自覚させる直接的手段ではない。DVそのものが見えにくく、社会的強制力のない現在の日本で、DV加害者の行動変容を促すためには、どのような道筋が現実的なのだろうか？

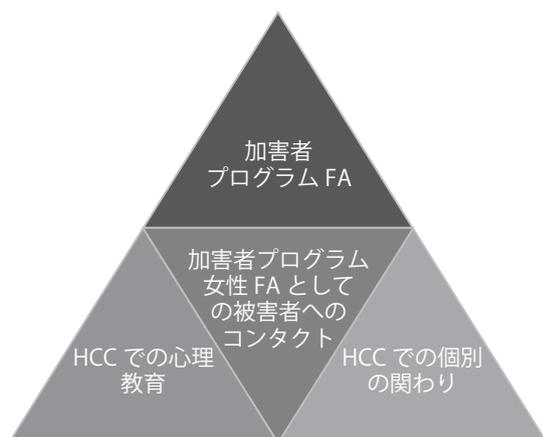
筆者はパートナー（妻）の被害の認識により被害者性を根拠に「加害者性」を彼らの中に構築することが唯一の抜け道のように思う。DV加害者プログラム参加者の変化は、パートナーという被害者の存在（別れたとしても）を彼らがプログラム期間を通して感じ続けられるかどうかのカギになる。

いつも被害者性の成立が先なのである。それを可能にするのは被害女性への支援と教育しかないのではないかと思う。もちろん被害者支援は加害者臨床的手段ではない。しかし、もし、加害者の行動変容を望むなら「被害者」の存在は必須だ。それによってやっと「加害」の輪郭が立ち上がるのだから。

Ⅲ. DV 加害者プログラムと二つの被害者支援

筆者らの活動は図①に示すとおりである。DV加害者プログラムの女性ファシリテーターは参加者のパートナー（被害者）とのコンタクトをとる役割を兼任している。同時に、筆者は関連団体である原宿カウンセリングセンターで、被害者支援のケースワークや個別カウンセリング、心理教育的グループカウンセリングを行っている。この中には加害者プログラム参加者の妻も数ケース含まれている。まずは女性ファシリテーターとしての被害者との関わりについて述べ、考察したい。次に心理教育的グループカウンセリングにも言及す

図①：筆者らの実践フィールド



る。

1. 加害者プログラム女性ファシリテーターとしての被害者支援

(1) 筆者らが行っている活動

1. プログラムの説明会(参加は強制ではない)
2. 危険が考えられる場合の連絡
3. ドロップアウト、欠席が連続した場合の連絡
4. 被害者の要望により、パートナーの支援員とのやりとり
5. そのほか、パートナーがコンタクトを求めてきた場合の対応

このうち、2. から 5. は個別的であり、必要に応じて行われる。2. はプログラム中にDVの再発の兆候があるような場合の緊急連絡である。また、3. のようにドロップアウト時などはやはり再発のリスクが高まりやすいため、連絡を入れている。最も重要な被害者との出会いは1. のプログラム説明会である。

筆者らはプログラム主催者の説明責任がパートナーに対してもあると考え、プログラムのクルールの途中で説明会を行っている。当研究会のプログ

ラムではパートナーと連絡を取ることに抵抗する男性は参加対象から外しているが、参加にあたりパートナーのプログラムへの関与や参加の許可は必須ではない。プログラム参加の選択と決定は、あくまでも参加者にあり、パートナーには責任がないことを明瞭にするためである。

したがって、被害者の連絡先は夫経由でしか知ることができないため、残念ながら連絡を取れない被害者も存在する。被害者へのプログラムの説明会で伝える内容は、以下のとおりである。

- DV 加害者をターゲットにした認知行動的アプローチの基本
- 加害者の変化は加害者の責任。プログラムで提案した方法を取り入れるかどうかは参加者次第であること。
- 加害者の変化を見極め、評価するのは被害者であること。
- 被害者自身が専門機関につながり、支援を受けてほしいこと。

(2) これらの関わりを通じての筆者の経験

① プログラム参加者のパートナーから女性ファシリテーターへの期待

筆者らに対する加害者プログラム参加者のパートナーの反応はさまざまである。しかし、コンタクトの初期に、緊張して身構える態度に遭遇することは多い。その後、直接・間接的に「あなたはいったいどちらの味方なの？あなたにどこまで相談してよいの？」というとまどいのまなざしを向けられる。そして女性ファシリテーターが夫の味方として自分を批判する対象ではないことがよく理解されたとき、控え目に語られるのは、加害者と直接関わってくれる数少ない自分の代弁者として、加害者へ自分の辛さを分かってほしいという、ある種の処罰や復讐の代行の期待である。同時に夫が変わることへのあきらめと、期待の間で揺れ動く気持ちが表現されることもある。一方、説明会に不参加のパートナー女性からは「夫の変化には関心がない」というコメントもよくある。

DV 加害者のプログラムは、十分に日本に定着しているとは言えない。加害者プログラムの情報は少なく、加害者プログラムへの批判的意見も少なくない現状である。被害者にとってプログラム

をどのように受け止めるか、難しい問いであるということを、上記の経験は示しているように感じる。

さらに女性のファシリテーターというジェンダーの要素が被害者に複雑な反応を生じさせているのかもしれない。

一般的に「ファシリテーター」は加害者よりも専門家としてのパワーを持ち、加害者に影響力をおよぼせる存在であるとみなされる。筆者ら女性ファシリテーターは、女性として被害者と同一のカテゴリーにも含まれる。ということは、被害者にとって女性ファシリテーターは女であると同時に、「男以上に男化した女」に映るかもしれない。

それならば自分にはできない復讐を代行してほしい。しかし、そんな女性に自分の気持ちを支えてもらえるだろうか？ 女同士として被害者の気持ちを理解できるのは、結局女性のみじめさを経験している、男に勝ち目のない女だけではないだろうか？

そのような認識に立ったとき、被害女性が女性ファシリテーターに過剰な期待を抱きつつ、期待してがっかりしたくないと感じ、気持ちが両極に揺れるのは無理もないことのように思える。

また、コンタクトできないのであくまでも想像するしかないが、女性ファシリテーターを男性側に位置づけ、夫と同一視して恐怖する被害者も存在するのかもしれない。

説明会の隠れた機能はこのような被害者の不安や要望をいったん受け止め、現実的なものに整理していくことのように思える。そして、DV という事態に取り組む力や取り組み方のスキルを多少でも増やしていく機会となるとよい。

② 被害者も主体的に学んでいく必要

プログラム参加者が「プログラムの宿題を手伝ってくれ」と被害者に持ちかけたらどうすべきか？ このような質問や報告を被害者支援員や被害者から何度か受けた。また、「やっぱりお前もDVだ。ここに書いてある」と暴力の車輪を見せられたという被害者の訴えも経験した。もちろん被害者に宿題を手伝う必要はない。妻にDVだと迫ること自体が妻にとってのDV被害である事にプログラム参加者は目を向けねばならない。

しかし、知は力である。加害者プログラムへの批判や懸念の一つに、プログラムに参加するとDVが巧妙化する点が挙げられているが、プログラムに参加した男性は知という力をつける。その力の乱用が生じた際、被害者に同等か、それ以上の知の力があれば、対処は可能になる。被害者もプログラムに参加する加害者と完全にコンタクトを切ることができないならば、積極的に力をつけていく以外にはDVの力関係を変化させることは難しいように思える。その意味で、プログラムと同等の内容を被害者にも伝える必要があると考えている。

③客体化される加害者

説明会ではほとんど毎回のよう「夫は変わりますか？変化していますか？」という質問を耳にする。参加者の変化はパートナーが感じとるもの、判断するものと伝えているが、これには大きな意味がある。この考えによれば、男性はプログラムに入ると、客体としてパートナーの視線にさらされることになる。いつも夫の視線から免れず、評価の対象であった妻にとって、夫の変化を見定める側に移動できることこそエンパワーではないだろうか？

実際、加害者プログラムの勉強は、ほとんどが被害者の視点から自分を眺めてみる作業なのだ。したがって、見る＝評価する主体として自信を持

って妻が存在し続けることは、主容の反転を引き起こす加害者のプログラムへのコミットメントを維持するためにも、この点は非常に有効である。

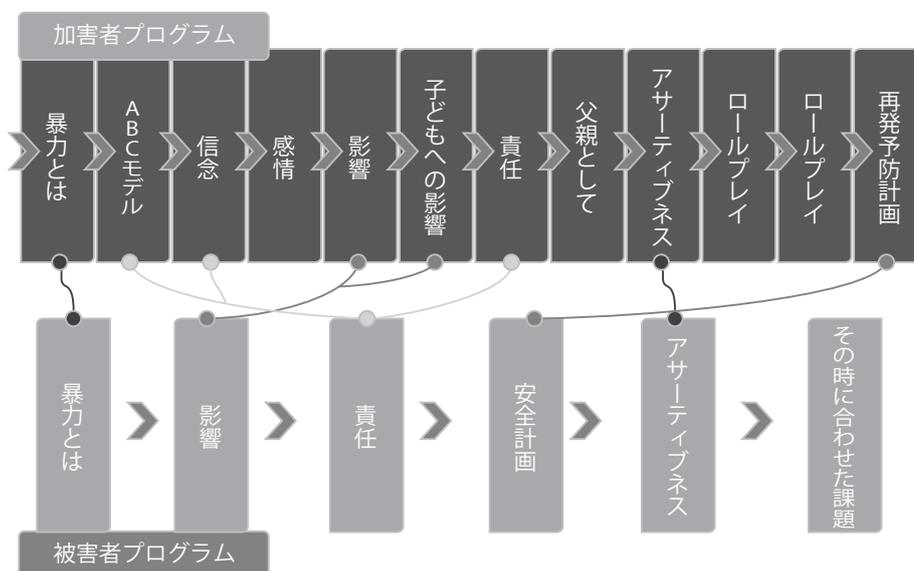
2. DV被害者を対象とした心理教育プログラム

筆者は加害者プログラムのファシリテーターとしての活動を通し、加害者プログラムを有効活用してもらえらるための被害者支援の必要性を実感するに至った。説明会だけでは決して十分な時間をとることはできないし、その内容はプログラムに無関係な被害者にとっても役に立つと確信したからだ。

加害者プログラムが存在しない時代には「加害者は変わらない」という前提の下に保護と避難に徹するシンプルさが機能した。しかし加害者プログラムの存在を前提とした場合、目的は異なってくる。必要なのは被害者性を構築し、被害女性が学び、知識と力をつけられる場である。それは加害者プログラムの実施団体の外にあることが被害者の安心感にとっても必要であると考えた。このような理由から関連機関である原宿カウンセリングセンターにて筆者が実践している心理教育プログラムについて簡単ではあるが、最後に取り上げてみたい。

心理教育は6回で構成されている。テーマは図②のように加害者プログラムとほぼ対応する内容

図②：加害者プログラムのテーマと比較



を取り上げている。また、夫（パートナー）の加害者プログラムへの参加の有無や働きかけの段階によって、強調する部分も違ってくると考えている（表①）。

被害者支援の一環として加害者プログラムが機能するためには、被害者が主体的に加害者プログラムを使いこなせることが望ましい。そのためには習慣化した加害者への反応や思考パターンをDVの影響と捉え、自分で対象化できることが重要である。それにより自責や無力感など加害者のマインドコントロールから被害者を引き出す。

筆者らはしばしば、被害者から夫にプログラムに出るようにカウンセラーから言ってほしいと依頼を受けるが、できるだけ妻が夫に伝えられるよ

う工夫をしている。「プログラムに行ってほしい」と主張することは、恐怖へのある種のエクスポージャーでもある。安全を図りつつも加害者に自己主張的に関わることができることで被害者の恐怖感は低減し、セルフエスティーム（特に自己効力感）は高まる。

被害者性とは被害者的な権力（被害を受けたのだから何をしても良い）によって加害者をコントロールすることではない。加害者のコントロールや復讐へののめりこみは両者の変化の障壁になるが、ある種の自己主張的迫力を被害者が持つことは非常に重要であり、その練習も含まれるべきだろう。

表①：DV被害者の心理教育プログラムの目標

1. プログラムへの導入前

- DVとは何か、自分への影響等について知識を持つ
- ケースワークによる、多様な社会資源との結びつき
- 加害者プログラムのメリット・デメリットを被害者に伝えられ、被害者が検討できること
- 被害者がプログラムに対して妥当な期待が持てるようになること

2. プログラム開始後・利用しない場合

- プログラムの効果を評価するのは妻であることをしっかりと被害者に伝える。見る＝評価する主体として妻が存在し続けることが加害者のコミットメントを維持するために有効であると伝え続けること
- 復讐やコントロール、怒りの爆発を加害者である夫に向けて行うことは、被害者のトラウマからの回復の障害になると理解する
- 被害者自身も自分の行動に責任を持つこと。その上で尊重し合える関係の作り方を学ぶ
- 加害者プログラムからのドロップアウト等への対処、加害者プログラム期間中の細かなアドバイス
- プログラム終了と再同居、離婚など被害者自身の人生について検討し、選択できる力をつける

IV. まとめ

被害者は加害者プログラムの機能を最大限発揮させる原動力となる。そのためには被害者が加害者プログラムを使いこなせることが必要条件である。その理念と「コツ」を伝えることで、被害者にも被害者としての力をつけいてほしい。その力は結果的には被害者としての自分を超越していく力になるのではないだろうか。

欧米における加害者プログラムのファシリテーターは、被害者支援の経験者である事が条件となっている。逆に加害者プログラム利用を選択肢に入れた被害者支援を行うには加害者対応の経験がものを言う。日本でも加害者臨床の経験がある被害者支援員が増え、学びあい、支援の質を高めあっていることを期待している。

プログラム理解のための エクササイズ 1

Key Words : 動機づけの方法, インテーク, プログラムの導入部分, 暴力の定義

森田 展彰
Nobuaki Morita

信田 さよ子
Sayoko Nobuta

高橋 郁絵
Ikue Takahashi

I. プログラムの概要の紹介

ワークショップの参加者の方々に、RRPのDV加害者暴力プログラムの目標や概要について、以下の通りに説明した。また、どのようなワークをセッション内で行っているか、実際にエクササイズに参加することで体験していただいた。

1. プログラムの目標

このプログラムは、暴力をやめてその再発を防ぎ、尊重し合う関係を回復するためのプログラムである。その行動が暴力か否かは、相手にどのような影響を与えているかどうかなので、最も重要な最終的目標は、パートナーから見て、安全で尊重し合う関係が取り戻せることである。

欧米で実践されている加害者プログラムでは、通常の医療や心理学の意味での「治療」とは異なる目的を持つことが、明確に指摘されている。ベネットとウィリアムスは、加害者プログラムの目的には、(a) 被害者の安全が保つこと、(b) 加害者が自らの責任をとること、(c) 加害者の行動変容の三つがあり、そのうち特に被害者の安全が最も重要であるとしている。つまり、加害者プログラムは、直接に働きかける相手は、加害者でありながら、「真の」クライアントは、被害者であるという特殊な構造を持っている。

2. プログラム回数との各回のセッション内容

12回が1クールの内容となっている。しかし、自分のやり方を変えることができるまで、再発防止の自信がつくまで継続することが望ましいと考えている。実際に、反復して参加している方が多い。

各セッションの内容は、以下のとおりである。

- (1) 暴力とは何か
- (2) ABCモデルの基礎
- (3) 信念
- (4) 感情
- (5) 影響1：妻
- (5) 影響2：子ども
- (7) 良い父であること
- (8) 責任
- (9) アサーティブ
- (10) ロールプレイ 1
- (11) ロールプレイ 2
- (12) 再発予防計画 *振り返り

3. プログラム利用にあたっての確認事項

加害男性にプログラムに参加してもらうにあたって、あらかじめ以下の点を説明して、同意を得る。

参加される方に確認していただきたい点

- ・パートナーの方にプログラムの内容を説明する機会をいただきます。また、パートナーの方の治療や相談にのっている人と連絡をとることがあります。
- ・通常の治療とは異なり、暴力を変えるための情報を提供し、変わる手伝いをするものです。暴力という行動を行うか、

尊重し合う行動を行うかという行動の選択は、本人の選択であり、責任であるという考えにもとづいています。したがって、変わる成果にたどりつけるかどうかは、最終的にはご本人の取り組み方によります。

- ・本プログラムを受講したことに対する修了証などは出せません。
- ・パートナーの方の安全が優先的な課題です。よって、プログラム中に暴力の再発が生じる場合には、安全を守るための方策をとることがあります。この中には、DV防止法で定められている、医師の義務である配偶者暴力相談支援センター等への連絡などが含まれます。

Ⅱ.「暴力とは何か」を教える

以下の資料を用いて、まずワークショップ参加者に暴力の理解の仕方について伝えた。その後、参加者が2人組になって、片方がファシリテータ

ー役、もう片方が加害男性役になって、同じ資料を用いて、暴力についての正しい理解を教えるロールプレイのワークを行った。

「暴力とは」(第1回セッション資料からの抜粋)

暴力とは何か？

Q：正しいと思うものに○を、間違っていると思うものに×をつけましょう

1. 叩く、蹴るなどの身体を傷つけることがなければ、暴力ではない
2. 自分では暴力と気がついていない場合がある
3. 暴力は、衝動や怒りが止められないために起きるものである
4. お酒を飲んだ暴力は、ある程度しょうがない面がある
5. パートナーが自分を怒らせるから暴力が生じるのであって、これを変えるにはパートナーにも変わってもらう必要がある
6. 暴力をしてしまうのは「性格」であって、変わらない
7. 暴力をやめるには、気持ちを我慢して押さえ込むことが大事である
8. 暴力さえやめれば、すぐに関係は元に戻るだろう

●暴力の本質は、相手への支配（コントロール）である

☆自分の思い通りになるように、相手に一方的に押しつけてしまい、それにより相手の自尊心を傷つけたり、恐怖や不安を感じさせ、互いの信頼感や、一緒にいたい気持ちを壊してしまう。

☆暴力であるかどうかは、相手や相手との関係に与えている影響により判断される（身体的な暴力以外にもさまざまなものがある）。

●暴力は、怒りや衝動性の問題ではなく、選択する行為である

☆人間関係における意見の食い違いで、怒りなどの不愉快な気持ちを生じることは避けがたいことである。しかし、そうした感情をどのように表現するかは、その人が選択している。「我知らず暴力をふるっていた」という場合も、相手や場面によってやり方を選択している。この相手には、暴力の方法を用いてもよいという「考え」がどこかにあり、それにもとづいて行っている。

●暴力を継続する人は、暴力の否認、合理化、影響の過小評価をしてしまうことが多い

(例：飲酒、ストレス、相手が自分を怒らせるから……)

●暴力は、これに向かわせるような「考え方」や「行動（感情の表現方法など）」の歪んだパターンにより生じる。これに気がつき、変えることができる

☆「暴力人格」というものはない。間違った方法を身につけているだけである。

●暴力が生じた家族関係の回復

暴力をやめるだけでなく、一緒にやりなおしたい気持ちが互いに起きてくるような、関係を生み出す「考え」や「行動」に変えることが必要である。一度生じた相手の感情的な反応の回復には、時間がかかる。

Ⅲ. 具体的な暴力を聞き出す場面のワーク

「暴力とは何か?」という上述の理解にもとづいて、加害男性から実際に行っていた暴力を聞き出すワークを行った。具体的には、先のワークと同様に、参加者がファシリテーター役と加害男性役となり、「権力と支配の輪」や「平等の輪」などを示しながら、自分の行ってきた暴力で当てはまるものがないかを聞いていき、さらに、以下のシートを埋める形で、実際の暴力について聞いていく。

加害者の多くは、自分の暴力を述べることに抵抗感や否認を示す。しかし、これを話せるように

なることが自分を変える第一歩になることを強調する。「自分の良くない箇所を認め、それを変えようと取り組むことは大変であるのに、それに挑戦しようとしていることは素晴らしい。ぜひ成果を上げてほしい」と参加者の努力や姿勢を評価する。最初の段階なので、あまり話せなくても少しでも話すことができれば、ほめることが重要である。簡単な記述に終わってしまう場合には、その場の実況中継をするように、自分の行動やその際の感情、考えを細かく話してほしいと伝えることが重要である。

「自分の行った暴力を検討する」(第1回セッション資料からの抜粋)

☆具体的な暴力の場面で、暴力がどのような機能を持っているかを分析する

あなたが行ってた暴力、支配の行動にはどんなものがあったかをできるだけ具体的に書いてきてください。できるだけ細かく、その場であったことをたどることが重要です。

1. 身体的な暴力

どんな場面 (できるだけ詳細に書いてください)

そのときあなたが考えていたこと

そのときのあなたの感情 (喜怒哀楽などの感情の言葉で書いてください)

相手に対して行った行動 (あるいはかけた言葉など)

相手に与えた影響

2. 精神的な暴力の具体例

どんな場面 (できるだけ詳細に書いてください)

そのときあなたが考えていたこと

そのときのあなたの感情 (喜怒哀楽などの感情の言葉で書いてください)

相手に対して行った行動 (あるいはかけた言葉など)

相手に与えた影響

IV. 動機づけ面接の手法により、暴力を変える動機づけを高めるワーク

まず、以下の資料を用いて、動機づけ面接の手法を簡単に説明した。

「動機づけ面接の手法」(研修資料からの抜粋)

行動を変えることへの動機づけの具体的な進め方

- ・ 会話の進め方の原則
 - ①繰り返し聞くことで共感を示す
 - ②患者自身が持つ目標（例：どのようなものを人生で得たいか）と、現実の彼らの行動の間の差異を明らかにする
 - ③論争や直接対立を避ける
 - ④患者の自己効力感と楽観性を支持する
- ・ 動機づけの段階や、その人の問題意識に合わせる
 - ☆前企図期（回復のための行動を起こす気がない時期）
 - ☆企図期（変化の必要を感じ始めた時期）
 - ☆準備期（回復の手段を検討するようになった時期）
 - ☆行動期（実際に回復に向けた行動を行う時期）
 - ☆維持期（回復を継続し、元に戻らないように努める時期）

チェンジトークの進め方

①開かれた質問

- ・ 現状の不利益：

「今、どういことが一番問題だと感じていますか？」

「もし、今のままで変わらなければ、どのような結果になると思いますか？」
- ・ 変わることの利益：

「状況がどのように変わったらよいと思いますか？」
- ・ 変化に対する楽観的な態度：

「変わろうとする勇気を与えてくれたのは何ですか？」

「変わることを助けてくれそうなものは何ですか？」

「これまでできていた時期はありましたか？」
- ・ 変化を決断する意志：

「これはどれくらいあなたにとって大切ですか？」

②ふりかえりの傾聴 (reflective listening)

できるだけ、クライアントに話してもらうようにしながら、変わろうと思っている部分を繰り返したり、強調するなどして、自分の言葉を自分自身で確かめてもらう。「できない」などの後ろ向きの内容でも、これを否定するのではなく、そうすることの難しさを繰り返し感じてもらおう。「なりたい」と思っている方向性とのギャップに気づかせていく。

③認めて、肯定する (affirm)

ここにきて取り組んでいることなどを直接肯定し、支持する。

④要約して締めくくる (summarize)

変化することを重要と考え、それによって、どういう状況になりたいとっていて、すでにこんなことも考え、実行しかけている。一方、こういう心配があって、変わらないという心配も持っている。そうした両方の気持ちがある。「そして、今はまず、……しようと思っているのですね。」

次に、動機づけの手法を用いて、同じ研修参加者のペアで、以下の手順で、暴力を変える動機づけをして、具体的な目標を見いだすワークを行った。

- ① 繰り返しになってしまっていて、できれば変えたいと思っている（暴力）行動を一つ取り出す。
- ② 聞き手は、どういう行動の変化について関心を持っているか「開かれた質問」で聞き、バランスシートの4コマを埋めるように聞いて

いく。さらに、どうなりたいか（短期または長期）のイメージも聞き出す。

- ③ できるだけ話し手がたくさん語れるようにして、最後にまとめをする。両価傾向を受け入れ、がんばりに対してほめるようにし、次回の取り組みにつながるようにする。
- ④ 互いに良かった点、変えられそうな点をフィードバックする。

このワークで用いた資料を以下に示す。

「暴力を買う動機づけのワーク」（研修資料からの抜粋）

暴力のもたらす結果のバランスシートの例

	良い点	悪い点
暴力的な方法を続けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ いらいらが一瞬すっきりする ・ 力があると思える 	<ul style="list-style-type: none"> ・ またつかまってしまう ・ 孤立する ・ 長く勤められない ・ 子どもに悪い影響がでてしまう ・ 自己嫌悪
暴力的な方法を変えた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長く勤められる ・ 家族とも離れなくて済む ・ 自信が出てくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いらいらがたまってしまいかもしれない ・ なめられる

ワークで用いるバランスシート

	良い点	悪い点
暴力的な方法を続けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・
暴力的な方法を変えた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・

V. 責任の回避などにより、動機づけの難しいクライアント対応についての実習

動機づけの難しい加害男性の導入について実習を行った。下の資料を用いて、面接のポイントを説明した。4～6人ひと組のグループを作り、抵抗を示す加害者の例に対するアプローチの方法方針を話し合う。加害者役を1人、ファシリテータ

ー役2人を決め、ロールプレイを行った。残りの人もファシリテーター役にアドバイスを送る。終了後は、全員でどういう方法が有効であったか、シェアした。

「難しいクライアントへの対応」(研修資料からの抜粋)

加害者との面接のポイント

- ・ しても意味がないこと＝説得、直面化、責める、許可を得ないアドバイス、決めつけ(レッテル張り)、恥をかかす(プライドを傷つける)、なだめる、議論
- ・ したほうがよいこと＝勇気に敬意を示すこと、矛盾していることが理解できるような働きかけ、リフレーミング、質問や聞き返しによる叙述の具体化・精緻化、自己効力感を高める

抵抗を示す加害者 1:

「相手が手を出してきたので、僕がよけたんです。それで力余って相手が倒れて。だから本当に偶然なのです。もちろん僕もイライラはしていましたけれど、けがをさせるようなつもりは、これっぽっちもありません。それを鬼の首を取ったように『暴力だ暴力だ』と言われてショックです。私は、職場でも大きな声一つ上げたことはないんです。」

抵抗を示す加害者 2:

「彼女の話を聞けば聞くほど、あなたのせいで難聴になったとか、子どもがこうなのは暴力のせいだとか、ちっとも論理的じゃないですよ。感情的に同じことを繰り返して。もともとは私がいけなかったのだと思いますよ。だからなんとかしようとして、一生懸命そうだね、そうだねって我慢して聞いているのに、結局、彼女が挑発してくるんです。人格障害ですね。」

抵抗を示す加害者 3:

「僕は自分が暴力をしたと認めているんですよ。でも、彼女も僕に暴力をしているんです。どうして彼女だけ『被害者』なんですか？ どうして女性は加害者プログラムじゃないんですか？僕はもちろんプログラムに参加しますよ。でも、彼女が出ないのはおかしいじゃないですか？それでうまく解決するとは思えません。」

抵抗を示す加害者 4:

「すべて私のせいです。言い訳はまったくありません。こんな男は最悪ですよ。相手に許してもらえなくても当然です。先生もそう思われるでしょう。甘んじて結果を引き受けるつもりです。これだけ反省したのは、生涯初めてです。ですから、またやるなんてことは一切ありません。それだけは自信を持って言えます。」

抵抗を示す加害者 5:

「飲酒して抑制がきかず、暴力をふるったが、『酔っていて覚えていない』。」
「酒さえ少し気をつければ大丈夫。」
「やめる必要はない。」

当人のおかれた状況の中で行動変容を促すことができる動機に焦点を当てる。相手の視点からみて、支配的な方法を用いるにいたった心理をたどり、同じやり方ではない方法を見出す責任と力があることを加害者に示す。加害行動の責任を明示する一方、これを変えようと取り組んでいる参加者に、人間としての尊重を示す。自分のネガティブな側面を受け止める姿勢については、後押しす

る。

「本当はそうしたやり方では満足できなかったと思っていると思う」

「何かを変えようと思っているから、今日ここにいるのだと思う。ここに来たということは、もうすでに変えることに取り組んでいるということ」

プログラム理解のための エクササイズ2

Key Words : ABC モデルと再発予防計画, 振り返りの会

森田 展彰
Nobuaki Morita

高橋 郁絵
Ikue Takahashi

I . 認知行動モデルの説明

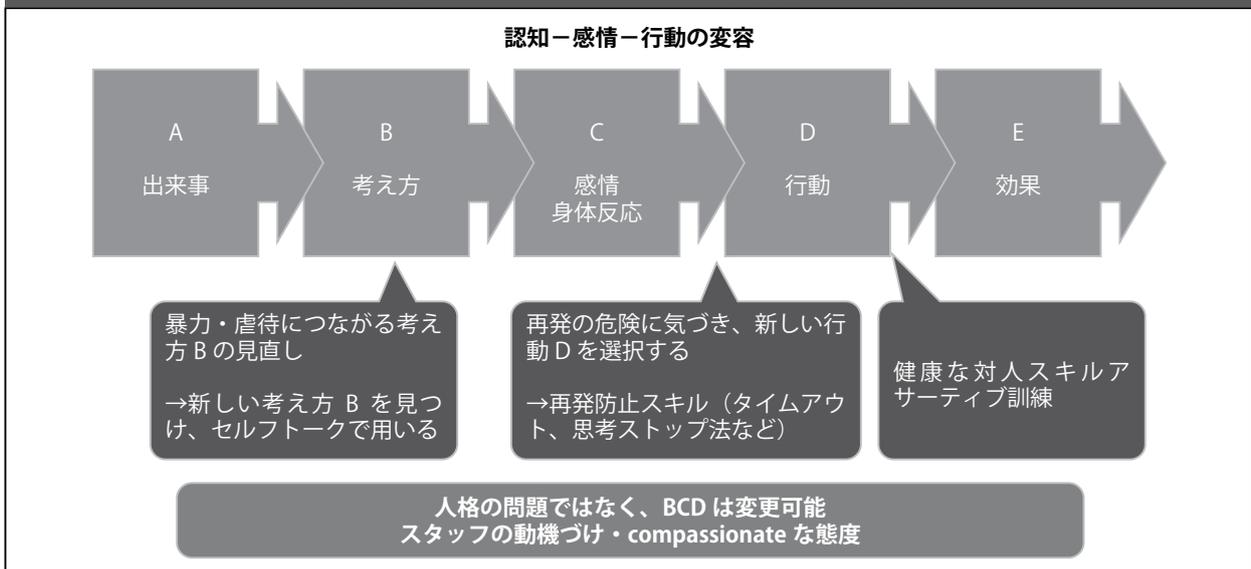
まず、認知行動モデルの説明を行った。「外に出かけたら、雨が降ってきたが、傘がない」という出来事Aに対して、どのような行動をとるかを、研修参加者に挙げてもらった。「傘を買う」「走ってくる」「ぬれても歩いてくる」「家にひき返す」などの意見が出された。また、そのときの感情Cも聞いた。雨に対する嫌な気持ち、つらい気持ち、平気な気持ちなどが、行動とセットになっていることを示した。同じ出来事Aでも、さまざまな行動Dや感情Cがありえることを示し、そうした違いが生じるには、異なる認知Bが関係していることを確認した。

これを暴力にあてはめて、同じ場面でも暴力という行動をとることに、認知の仕方Bが関係

していることを説明した。行動Dを変えるには、感情Cを変えることがよいが、いったん起きた感情を変えることは難しく、むしろそうした感情を起こして考え方Bを変えることが役に立つことを示した。また感情Cとして怒りが起きたとしても、行動Dをどうするか、選択することができることも重要である。「怒りという感情」と、「暴力という行動」は異なることを説明して、怒りがある場面でわくことが避けがたく、むしろそれを暴力的でない方法で表現することができるようになることが目標になることを説明した。

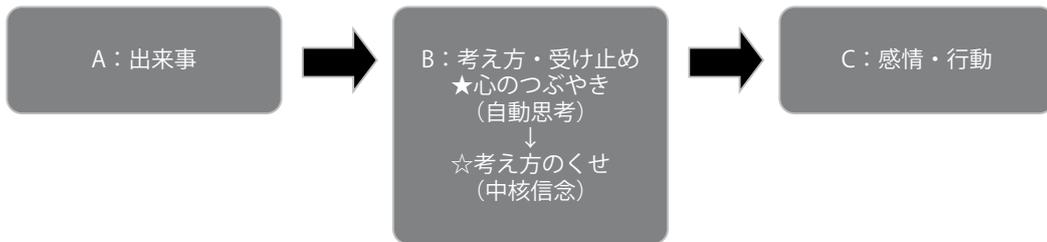
以下に、認知行動モデルの説明やワークに用いる図を示した。

「認知行動のモデル（ABCモデル）」（研修資料からの抜粋）



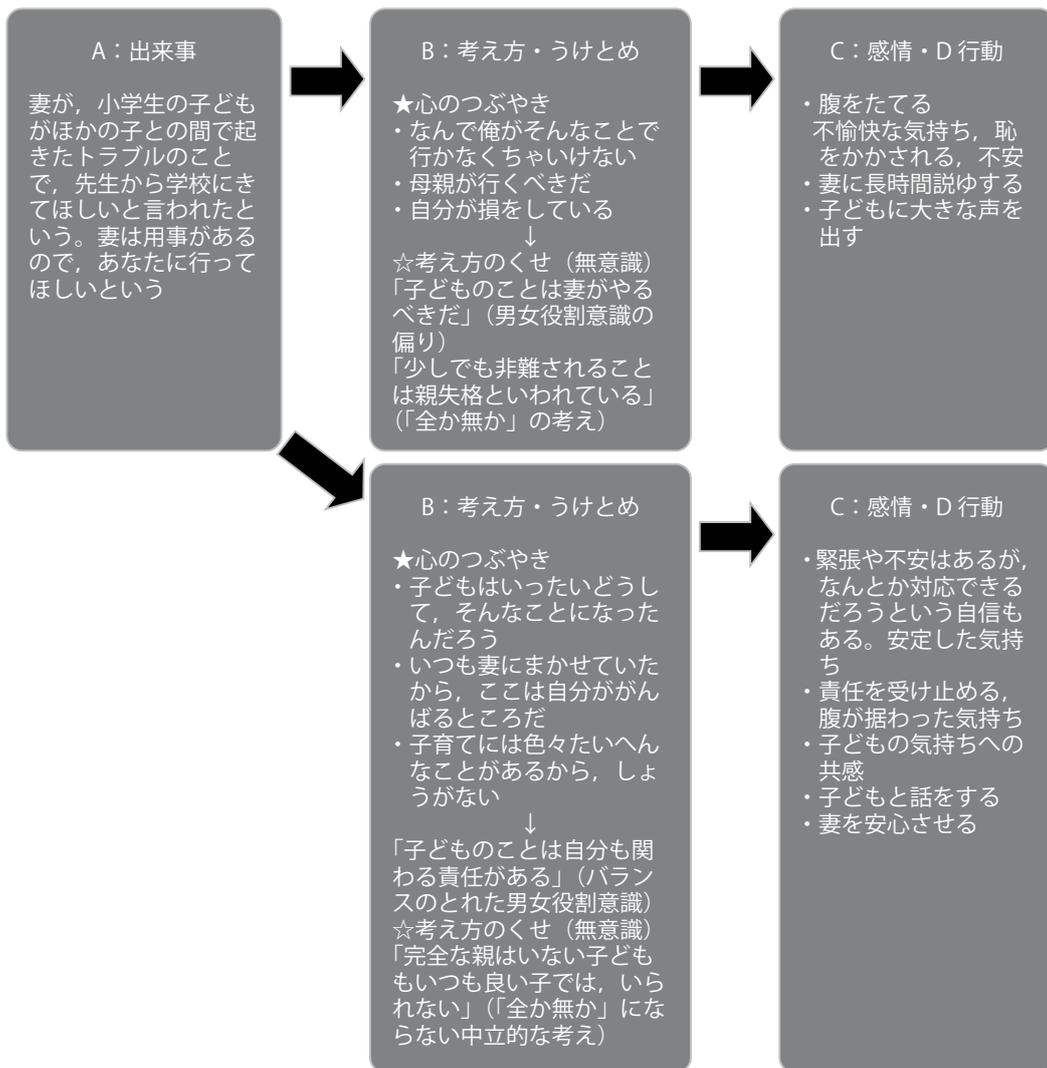
「認知と感情・行動のつながり」(研修資料からの抜粋)

考えてみよう！：考え方と感情・行動とが結びついていること



ある出来事があったとき、それをどのように考えるかで、その後の感情やどう行動をするかは変わってきます。どのように考えるかについては、その人が無意識に持っている考え方のくせです。

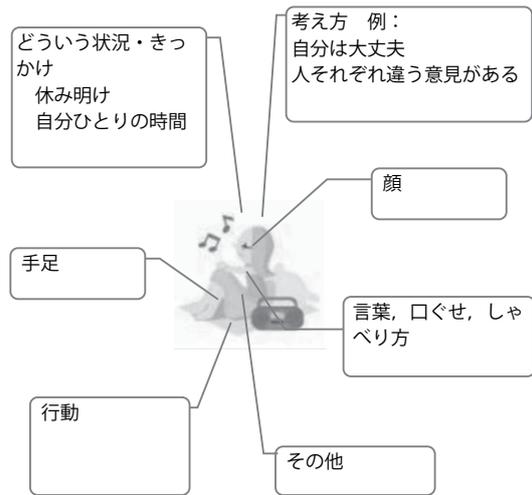
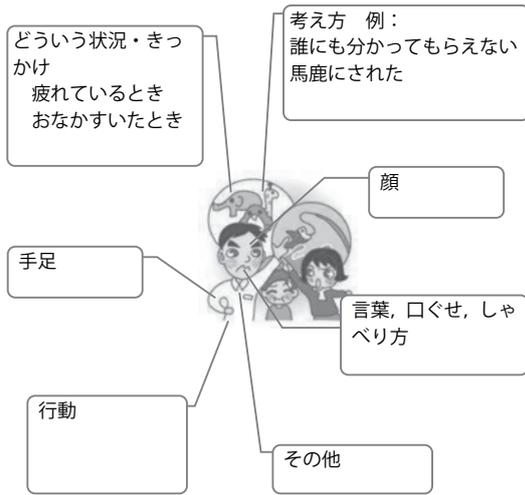
例：



怒りの強いときと落ち着いているときの考えや表情・行動について見直す (研修資料からの抜粋)

あなたが、怒りやイライラがつよくなったときを考えてください。そうしたピンチのときのときのあなたの様子を以下に書き込んでください。

あなたが落ち着いているときは？



II. DV の場面を認知行動モデルで分析するワーク

DV の場面のビデオを研修参加者にみせて、その場面を ABC モデルで分析させた。その際、暴力に関連する考え方のリストを示し、これを参考にしながら分析させた。分析の結果は、次の

ABC シートに書いてもらった。さらに、参加者 8 人くらいのグループで、別のビデオを見て、話し合いながら、ABC で分析してもらい、それを皆で発表しあった。

暴力に関連する考え方のリスト (研修資料からの抜粋)

- ① 白黒思考
物事を見るとき、あるいは物事の帰結を予想するときに、極端な結論を想定する。ほとんどの問題は、白か黒かどちらかに決められるわけではなく、その中間に位置する例がほとんどです。
例：「こんなこともできないなんて彼女はとうとうもない母親だ」
(cf. 「彼女は最高の母親とまではいかないけど……」)
- ② 過度の一般化
よくない出来事があると「いつも決まっとうだ」「うまくいったためしがない」と、全般化して考える傾向。「絶対……」「普通……」「……にきまっている」などの言い方が特徴的です。
例：「彼女はいつもちゃんとしていない」
(cf. 「彼女は、しっかりしていないときもあるが、がんばっている面もある」)
- ③ 自己や相手について過度に否定的な分析をする。心のよみすぎ→勝ち負け思考
何か良くないことが起こったときに、自分や相手のせいにしてしまうこと。例えば、誰も自分を責めるはずのないことでも、自分に火の粉がかかってくるように感じてしまうこと。または、相手が自分を批判していないときでも、相手に悪意があると思ってしまう。
例：「お前が俺を怒らせる」「俺がすべて悪い」「お前がすべて間違っている」「俺は間違っていない」
- ④ こうでなければならぬとする考え・すべき思考・完璧主義
なにかやろうとするときに「～すべき」「～すべきでない」と考える。「彼女は～すべきだ」「もし彼女がしないならば、私は～するぞ」「彼女は私が述べるように、何でも行うべきだ。でなければ最悪の結論しかない」。このような「すべき思考」に対しては、自分に対しても、他者に対しても妥当な要求にとどめる姿勢が大事となる。「私は～の方をやってみたい」「ならいいのにな」「ほかの方法や見方を模索してみると」。
例：「彼女は私の考えにすべて賛成すべきだ」
(cf. 「相手には相手の考えがある」)
- ⑤ 男女や夫婦の役割について固定的な考え方
女性は男性の意見に合わせるべきだ。自分が言いたいことは妻だったら察するべきだ。
例：「妻なら、家事や子育ては完全に責任を持つべきだ」
(cf. 「できないこともある。自分も一緒にやろう」)
- ⑥ 最悪化、我慢できない
なんでも極端にだめな状態と考える。絶対にうまくいかない、我慢できないと決めつける「最悪」「まったく……」などの言い方に特徴がある。
例：「そうになったらおしまいだ」
(cf. 「それは良くないことだ。でも、致命的ではない。なんとかなる」)
- ⑦ 暴力的な行動として表現することを正当化する、暴力の問題を矮小化する。
例：「これほどひどい目にあわされれば、少し叩いてもいい。声を荒げて、脅かしてもいい」

自分の考え方のチェックをしましょう。

チェックポイント

1. 関係作りへの有用性：その考えは、良い関係を作る上で役に立つか？
2. 相手の気持ちへの影響：その考えは、相手の心に、無理に押しつける感じ、怒り、恥、失望を与える考えを含んでいないか？
3. 合理性、現実性：その考えは、極端に理想的であったり、欲張りすぎることはないか？それとも十分に実現性があるものか？
4. 明証性：その考えは、十分に証明されているものか？憶測や邪推が含まれているか？

やってみよう！ビデオの場面や実際に起きたパートナーとの場面について、ABCで整理をして、暴力に結びつく考え方を取り出しましょう。

A-B-C シート

日付：_____ 名前：_____

A：出来事	B：考え方	C：感情・行動
何が起こったか	どう受け止めたか	どんな気持ちになり、何をしたか

・Bについて、どのようなバランスの悪い信念が働いていたと思うか？

・バランスの良い考え方にとりかえたとしたら？

A-B-C シート

日付：_____ 名前：_____

A：出来事	B：考え方	C：感情・行動
何が起こったか	どう受け止めたか	どんな気持ちになり、何をしたか

・Bについて、どのようなバランスの悪い信念が働いていたと思うか？

・バランスの良い考え方にとりかえたとしたら？

★セルフトーク：バランスのとれた考え方をもとに、自分にアドバイスする

ビデオにおけるDV場面の分析の例

<ビデオの場面>

夫、妻、子どもが食事をしている場面で、夫が「サンマが生焼けだ」と怒り出す。妻は謝るが、夫は「こんなものを食わせて、殺す気か」「俺はこんなに一所懸命働いているのに、お前は魚一つちゃんと料理できないなんて、どういうわけだ」と、どんどんエスカレートしてどなり続ける。妻が「今度はちゃんとする」と言うと、さらに「じゃあ今日はちゃんとしていなかったんだな」と責めつけ、「だいたい誰に食わせてもらっていると思っているんだ」「子どもが魚を残すのも当たり前だ」などと暴言を繰り返す。

考え—感情—行動の見直し

A：出来事	B：考え	C：感情	E：影響
サンマが十分に調理されていないかった	<自動思考> 「夫としてないがしろにされた」 <信念> 「妻であれば、完璧に家事をこなすべき」 「夫の尊厳を傷つけられた、妻を傷つけてもいい」	怒り：100% D：行動 どなって、妻の人格を否定した。子どもにも妻の悪口を言った	(妻) 恐怖・不安、自己否定的になる (子ども) 恐怖、混乱 暴力的な考えを持つ 最終的に、妻子が突然出ていった

考え方Bをみなおして、別のB'へ変える

→「妻は調理をちゃんとすべき」という考えは当然だ

自分は正しい ……自分の正しさへのこだわり

⇒「家事が完全にできない時もある」

「自分の想いどおりにならないからといって相手を傷つけるのはおかしい」

……「関係性の信念」を変える

Bが変わると感情C、行動Dはどうなるか

→感情：怒りが25%くらいになるかな

→「ちゃんと焼いてくれよ」とどならずに普通に伝える

認知行動療法のモデル (A: Action= 出来事, B: Belief= 信念, C: Consequence= 感情, D: Decision= 行動の決定, E: Effect= 影響) を用い、自分の暴力の過程を分析させる。こうした分析はすぐにはできないが、具体的な場面を丁寧に取り上げていくことで次第にできるようになる。最も重要だが難しいのは、暴力や男性優位を肯定する「関係性の信念」を取り出させることである。男性は、自分の正しさを主張しようとして「事柄の信念」に目がいってしまうことが多い。「関係性の信念」とは夫婦関係や男性役割、コミュニケーションの持ち方に関する信念で、「妻であれば家事をすべてやるべき」「傷つけられたら、やり返してもよい」というのがこれにあたる。一方、「事柄の信念」は、出来事そのものについての考え方で、「料理はちゃんとすべき」がこれにあたる。

例えば「お金の使い方」に関する意見の相違から言葉の暴力をふるった場面を考える際に、信念として「お金は節約して使うべき」を取り出し、それが分からない妻に怒ったが、信念は正当であったなどと考えてしまう場合がある。これが「事柄の信念」である。事柄の判断の是非よりも、そのことをもとに相手を罵ったり、自分の考えを強要してしまうことの裏にある「関係性の信念」すなわち「妻は自分に合わせるべきだ」「相手を貶めてもかまわない」等の信念に気がつかせることが、大事である。自分自身の信念は無意識的に働いていることが多いので、すぐに取り出せないこともある。そうした隠れている信念を、見つける努力を続けていくように男性に対して促していくことが重要である。

Ⅲ. 暴力につながる信念の変更

こうした暴力につながる認知-感情-行動のつながりを見出すことができたなら、それに代わる適応的な信念やスキルを学ぶ。この部分は、研修

会ではあまり時間をかけてできなかったが、ビデオ場面の分析に続いて、あらたな考え方を提案する場面をしていただいた。

「暴力に結びつきにくい考え方を見出す」(研修会資料からの抜粋)

- ・「こうでなければならない」「べき」という言葉を、もっと要求性が低い言葉と入れ替えよう。
例:「こうしたい」「……の方が良い」「できれば」
- ・「最悪化」をもっと軟らかい、現実的な言葉と入れ替えよう。
例:「不便だ」「不快だ」
- ・自己否定的な自己分析はこんな文章と入れ替えよう。
「私は完璧な人間ではない。そして人間は過ちを犯して当然だ」
これは自己受容を促します。

<p>1. こうでなければならない 「彼女は私が言うことをすべて聞かなくてはならない。そうでないと私はもうだめだと感じる。」 「あいつはいつもちゃんとしていない。」</p>	→	<p>柔軟性, 別の見方 「私は、そのようになってくれればいいのにと思っている。」 「あいつは、しっかりしていないときもあるが、ちゃんとがんばっている面もある。」</p>
<p>2. 最悪化, それには我慢できない 「そうになったらおしまいだ。」</p>	→	<p>「それは良くない/嫌な/不愉快なことだ。でも、致命的ではない。なんとかなる。」</p>
<p>3. 否定的な自己分析 「どうせ自分は皆に認められない。」</p>	→	<p>「自分なりにがんばっている。分かってれる人もいるかも。」</p>
<p>8. 極端なプライド・権利意識 「ちょっと言い過ぎたが、俺は客として正しいことを言っただけだ。」 「あいつは自分の悪いところに気づいていないので、何とか思い知らせてやろう。」</p>	→	<p>「客でも、相手を傷つけてよい訳ではない。」 「相手を言い負かすことより、どうしたら楽しく話せるかを考えたい。」</p>

二人組になり、片方がクライアント役、もう片方が人が新しい考え方を見出す手伝いをしよう。
(ビデオの場面であった男性の考えに挑戦してもいいし、クライアント役の方が自分であげてもよい)
その際、次のページのシートを用いてみてください。

IV. 暴力につながる信念の変更

認知行動モデルをもとにして、暴力の再発の危険に対する対処法についても取り上げた。これは、プログラムの最後に行う部分である。研修会では、

参加者が二人でペアになり、ファシリテーター役と加害男性役にわかれ、暴力再発防止法を一緒に作るというロールプレイをしてもらった。

「再発防止計画」(研修資料の抜粋)

<感情の高まりと思考の関係>

- ・感情の高まりが最高潮のときに行動すれば、暴力的になりやすい。
思考の力も下がっているため、否定的な考え(B)に固定してしまう。
- ・感情の高まりが中くらいのところであれば、考え方(B)を修正できる可能性がある。
早めに気がつくか、一山超えるまで待ってから、明晰な新しい考え(B)を働かせるか。

<感情の高まり：警告のサインに気がつくこと>

- ・身体の様子→否定的な考え→怒り
- ・高ぶったときの身体(動悸や息づかい……)とリラックスしたときの違いが分かるか？
分かれば、違う方法がとれる。エスカレートの「高速道」をつっぱしらず、降りるところを探せる。

自分が、暴力や支配的な態度を生じやすいA(出来事・場面)、B(考え方)、C(身体や心の状態)を下にまとめよう。

A 危ない状態とひきがねとなる場面

危ない状態の例：空腹、孤立、疲れ、ストレスのたまるような生活や考え方、不規則な食生活

ひきがねとなる場面の例：妻と子供の話を話すとき、パートナーが自分の思い通りにしてくれなかった

B 考え方

例：妻が自分を馬鹿にしていると決めつける考え方、相手を言い負かすことに夢中になってしまう考え

C 身体や心の状態

例：怒りで頭がいっぱいになっているとき、疲れているとき、孤独なとき、早口が止まらなくなるとき

DやE(行動・自己決定と効果)

例：危ない行動選択を行っていることに自分で気がつくとき、そのことの影響で相手の反応に変化が現れたとき

危機のときに、これを乗り切る方法をできるだけ、多く挙げておこう。

- ・危ないサインに気づいたら、「落ち着いて」「ストップ」と言いながら深呼吸3～4回
- ・リラクゼーション(瞑想や呼吸法)
- ・セルフトーク(自己内対話)
- ・タイムアウト

「再発防止における対処法の例」(研修資料からの抜粋)

☆いざというときに、自分の気持ちを助けてくれる方法の例

- 思考ストップ法：
薬物やうつのことを考え始め、それが壊れたテープレコーダーのように頭をぐるぐるまわり始めたら、それにストップをかけるために「止まれ！」と声をかける方法。実際にテープレコーダーを思い浮かべ、これをイメージの中で止めるやり方もあります。
- 呼吸法やリラクゼーション：
呼吸によって気分を整えることができる。息を吐くときにリラックスする効果がある。
「リラククス」と自分に語りかけながら、4秒くらいかけ、ゆっくりと息を吐く。深い息ではなく浅い息でよい。最低4, 5回続ける、数分続けると効果的。
- 注意をそらす：
輪ゴムぱっちん、思考ストップ法をやるときに手で机を叩く、音楽を聞く
- 自分を気楽にしたり、元気づける言葉を言ってみる(セルフトーク)
- 安心イメージ法：
自分が思い浮かべると安心したり、楽しい気持ちになる場所の風景や人や動物やものなどを思い浮かべる方法。
例：景色や場面→美しい自然の場面、一人でゆっくりできる場所、楽しかった思い出、人→支えてくれた人の顔、生き物や自然→犬、猫、ペンギン……、音楽→楽しい音楽、懐かしい音楽
- お気に入りの活動や趣味や運動
- 信頼できる人と実際に話す
- セルフトーク：新しい考え方を自分に言い聞かせる
- タイムアウトをとる

「タイムアウトのとり方」(研修資料からの抜粋)

タイムアウトとは？

タイムアウトとは、虐待的・暴力的な行動に戻らないように、自分自身のコントロールを持続するために用いるテクニックのこと。タイムアウトは、短い分離であり、あなたの気持ちと行動の間に時間を置くために用いられる。タイムアウトは、あなたの人間関係に信頼を再構築する一つの方法である。

いつ：タイムアウトは、あなたの個人的な暴力のひきがね(気持ち、思考、行動、身体感覚)が、あなたが危険なレベルにまで興奮していることを告げるときに用いられる。

どのように相手に伝えるか：タイムアウトは、あなたが虐待的になる前に、それを開始することができた場合にのみ、有効である。あなたのパートナーに、自分はタイムアウトをとる必要があることを告げるか、手でサインを送るかのどちらかをする。あなたは、次のように言うことができる。すなわち「私は、……という気持ちなので、タイムアウトを取る必要があります」と。立ち去る前に、ののしったり、声を荒げたり、パートナーを脅かしたりしないこと。

離れたあと何をするか：あらかじめ合意しておいた時間(最低1時間)の間、家を離れなさい。あなたのパートナーと話しておいた場所に行きなさい(コーヒーショップ、レストラン、モール)。飲酒したり、薬物を用いないこと。自分をリラックスさせる身体的なこと(散歩、ジョギング、自転車)をきなさい。あなたの思考パターンを、否定的な思考から肯定的な思考に変えなさい。あなたが、その状況を、肯定的で健康で非暴力的なやり方で、取り扱えることを自分自身に思い出させなさい。誰か信頼できる人に連絡しなさい。

家に戻る前に何をするか：まず電話をして、あなたたち二人ともが準備ができたか、もう少し時間が必要かを確かめなさい。もし、その問題がホットすぎて、もっと時間が必要なら、その問題を解決するための時間について交渉しなさい。

★前もって、あなたのパートナーと、タイムアウトについて交渉し、それが必要になる前に練習しなさい。あなたの気持ちを話し、あなたのパートナーの言うことに心を開いて耳をかたむけなさい。タイムアウトは、問題を避けたり、責任を回避したり、脅したりするために絶対に用いてはいけません。タイムアウトは、適切に用いれば、より良いコミュニケーションや問題解決をもたらすものです。

プログラム理解のための エクササイズ3

Key Words : 感情の扱い, 妻・子どもへの影響, 父親としての自分

萩田 博深
Hiromi Ogita

I. 感情のセッションについて

感情のセッションでは、感情を認識する方法や怒りとはどのようなものであるかを伝え、暴力や暴言を使わない感情の表現や対応方法を示す。また、自らの感情を知ることにより、パートナーや子どもの感情や願いを考えることにつながり、後の『DVが与える影響』についての学習につなげる。

1. 感情のセッションの特徴と留意点

- ABCモデルのC（感情）の部分を意識する。
- 怒り以外にもさまざまな感情があることに気づく。
- 被害者との再同居など、関係回復を急ぐ加害者は「怒りを我慢すればいいと分かった」と話すことも多い。まずは我慢をすることも大切だが、我慢には限界があり、DV再発につながる例があることなどを話す。感情を無理に抑えるのではなく、うまく表現するなど、具体的に対処していくことが大切であることをファシリテーターから伝えることが必要である。

2. 「感情」とは？

感情とは、本来、「自分の願望や欲求を知らせてくれるもの」である。怒りや憎しみなどのネガティブと考えられているものも含めて、感情そのものは自然にわいてくるものであり、善悪はない。そのため、無理に抑え込んで我慢をしたり、感情を無視するという対処方法だけでなく、自らの感情とうまくつき合っていく方法を知ることが大切

だと伝える。

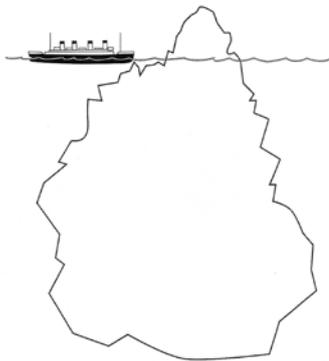
ビジネスの場においては、感情言語ではなく、論理的な言語が求められることが多い。また、日本の社会では、人前で感情を表現しないことが良いと教えられてきている男性も少なくない。そのような背景を持つ参加者に、まず感情にはどのようなものがあるかを伝える。感情の言葉の表などを用いて、さまざまな感情や感情表現の言葉があることを学んでもらう。

3. 感情と行動の区別

怒りの感情と暴力や暴言は、イコールではない。怒ったからDVをしていい、ということにはならないのだ。同じ怒りの感情でも、さまざまな表現・伝え方があり、建設的表現にも破壊的表現にもなる。自分の感情や相手の感情が整理がつかないままで混乱していると、衝動的で破壊的な表現になってしまい、「怒り」→「暴力」になりやすい。まずは自らの感情を知ることが大切である。感情表現のスキルについては、この後のセッションの『アサーティブ』でより詳しく触れる。

(1) 表面的な感情の下にある、見えにくい感情について知る

怒りとは、自分の中で感じやすい感情である。また、表面的に出てきやすい感情ともいえる。怒りは表面的な感情で、その深層感情として、恐怖感や失望感、罪悪感、不安、傷つきなどがあることを示す。その説明として氷山のイラストを用いる（図①）。



図①：冰山

冰山は、水面上に見えている部分から下に、より大きな部分が隠れている。感情も、冰山と同様に表面に出やすい怒りやイライラなどの感情の下に、閉じ込められて見えにくい、さまざまな感情がある（図②）。そう説明することで、参加者の深層感情の理解を助けることができる。「頭にきたから怒鳴った」「頭が真っ白になって暴力を振るった」などと話していた加害者が、実は被害者に劣等感を持っていたり、大きな不安を感じていたり、恥じていることを隠そうとしていたり、見捨てられることを恐れているなど、怒りの根底にある感情に気づくのである。



図②：感情の冰山

(2) エクササイズ～冰山のワーク

ワークショップ参加者がビデオ映像を視聴した後に、映像の中の加害者の感情を想像して、氷山の図に書き込んでもらう個別のワークを行った（ビデオ映像は、RRP 研究会が制作したものであり、ある DV 場面をドラマ化した映像である）。

参加者が書き終わった段階で、発表者が書き込んだ感情の氷山の図を一例としてお見せした。そして、プログラムに参加する加害者が持つことが多い、怒りの根底にある感情について考えてもらった。

(3) 怒りのコントロール

体温計で温度を測定するように、怒りの度合いを怒りの体温計で測ることをイメージしてもらおう。

今の自分の怒りがどの度合いなのか、DV につながってしまう度合いはどの辺りなのか、想像す



図③：怒りの体温計

ることによって、そのような怒りのトーンダウンをイメージしてもらいやすくする。腹立ちのトーンを下げることによって、DV になることを避けることができる。怒りのトーンを下げる方法に関しては、詳しくは『再発防止』のセッションでも触れているが、深呼吸やリラクゼーション、タイムアウトなどを用いる。

また、怒っているときの身体感覚に注目することによって、DV につながりやすい自分自身の身体の危険なサインを知ることも大切である。

4. まとめ

怒りの根底にある潜在的な感情に気づき、加害者が持つ怒り以外の破壊的ではない感情や本来の感情を言葉にする。具体的な表現方法については『アサーティブ』のセッションで学ぶ。また、DV につながる怒りの度合いに気づき、その度合いになる前に対処をすることを学ぶ。こちらも詳しくは、『再発防止』の回で再度学ぶ。

Ⅱ. 『DVの影響』のセッション

RRPプログラムでは『DVの影響』に関して、「パートナーへの影響」「子どもへの影響」「良い父親であるために」というように三つのセッションを割いている。本プログラムでは、加害者が自身の暴力が及ぼした影響を知った上でこそ、責任を取る行動につながると考えている。そのため、『DVの影響』のセッションも『責任』のセッション同様に重要である。

今回のワークショップでは、セッションで学ぶことを、(1) パートナーへの影響、(2) 子どもへの影響、(3) 母子関係に与える影響、(4) 加害者自身が父から母へのDVに曝されたことによる影響と、大きく四つに分けて説明した。まずは『DVの影響』のセッションでは、どのようなことを目標としているか、そしてその目標のために、どんなワークをセッション内で行っているかについて、実際にエクササイズに参加することで体験していただいた。また、本プログラムに参加する加害者に多い発言を例に挙げて、ファシリテーターとして関係回復を焦る加害者にどのように対応したらよいかについて考えてもらった。実際には、ワークショップ参加者の方々に、ファシリテーターと加害者のロールプレイを体験していただくエクササイズを行った。

1. 『DVの影響』のセッションの目標

DVが被害者や子ども、その母子関係に与える影響について、心理面、行動面に表れる症状を理解する。関係改善を焦る加害者に、DVの被害を受けた母子の関係回復には時間がかかることを知ってもらう。

2. 『DVの影響』のセッションの特徴と留意点

- 妻から別居や離婚を切り出された加害者は、妻子と連絡が取れない（または加害者が思うように連絡が取れない）中で、プログラム参加などによって自らが努力して変わろうとしているのに、なぜ妻は理解しないのかと訴えることが多い。このセッションにおいて、パートナーとの関係改善を焦る加害者はDVの母子への影響は深く、回復には時間がかかることを学ぶ。そうすることで、加害者が落ち着いた態度を取れるようにつなげていく。このことは妻子の安全の確保にとって、重要なことである。加害者と同居中の妻子においても同様である。
- またこのセッションは、プログラム中で最も沈鬱な雰囲気になる回でもある。DVの影響の大きさの学習とともに、加害者の現在の努力を続けることをファシリテーターが励ますことが大切である。加害者の考えが、DVが及ぼす被害者に対しての被害がこんなに大きいのであれば、今やっていることは空しいという方向に向かわないように、良い変化や努力を放棄することを防ぐためである。
- パートナーより子どもへの影響について考えることの方に関心がある加害者が多い中で、DVが母子関係に与える影響を伝え、「良い夫でなければ良い父親とはなりえない」ことを伝えることも重要である。
- なお、加害者自身が父から母へのDVに曝されたことによる影響については、プログラム前半で取り扱わない。

<エピソード例>

中学生のあなたは、ある部活に入っています。その部活は全国でも強豪校で全寮制でした。部活には支配的で感情的なA先輩がいて、あなたはA先輩と寮で同室です。部活に入る前や入った当初は、A先輩の部活での態度に尊敬の念を抱いていたあなたでしたが、A先輩は寮の部屋に戻ると、部活中のあなたの態度について罵倒したり、時には身体的暴力を振るうようになっていきました。勇気を持って自分の気持ちを聞いてもらおうと何度か話そうとしても、A先輩が強く意見を押し通してなお暴言や暴力につながるので、だんだん意見を言えなくなっていきました。

3. パートナーへの影響

(1) 導入

加害者がDVのパートナーへの影響について考える導入として、セッションの冒頭で男性も経験するような暴力・支配的なやりとりのエピソード例を提示する。そのエピソード内での暴力の影響を考えてもらう。下記のようなエピソードのほか、職場の上司と部下の関係など、行使する力が対等でない関係においての例などを使う場合もある。

こういった例を紹介した後で、ファシリテーターがプログラム参加者に下記のような質問をする。

Q1：こうした先輩のもとに長くいるとどんな影響を受けるでしょうか？

Q2：もう部活・学校をやめようと思って顧問に話した後、部活の顧問の先生から今までのことを聞かれた先輩が急に「すまなかった。これからは心をいれかえてやりなおすから」とあなたに言いました。あなたはどのように思いますか？ また先輩と一緒にやっていこうと思う気持ちになるのはどのようなことが必要でしょうか？ またどれくらいの時間が必要ですか？

プログラム参加者の反応としては「恐怖感や無力感を感じると思う」、「謝られて許す気持ちになるかもしれないが、また繰り返したら信用をなくす」、「すぐ信用する気になれない。時間がかかる」などといった発言が多い。自分の身に置き換えて暴力の影響を考えることで、DVがパートナーに与えた影響について考えやすくなるようである。

(2) 知識

DVがパートナーに与える影響として以下のよう知識を学ぶ。

① 外傷性ショック

- 再体験・侵入：ショックな出来事をまるで今起こっているようにありありと思い出すなど、急にその場面が蘇ってきたりすること。夢に見ることもこれに含まれる。

- 回避・麻痺：つらい出来事に関係しそうなことを避けたり、感覚を麻痺させたりして、再体験を避けようとする。自分を表現しなくなる。ひきこもることもある。
- 過覚醒：不安や恐怖が常に離れず、危険に対して身構えている状態。怒りやすくなり、不眠も生じる。いつも神経が張り詰めていて、眠りにくかったり、疲労が蓄積する。

② 解離

解離は、ショックな出来事の際の感覚やその記憶を「切り離して」しまい、まるで自分のことではないかのように扱うこと。これは自分を守るための一つの方法である。実際には、次のような状態となって現われる。

- ・ 重要な事件を覚えていない、思い出せない
- ・ ぼんやりとする。空想ばかりしている
- ・ 気分、性格などが日により時間により大きく変わる
- ・ 幼児がえりする
- ・ 自分で自分を傷つける（自傷行為）、など

③ トラウマの再演・反復

長く、暴力にさらされると、わざわざ被害に遭いやすい行動をとってしまう場合がある。

加害者と似たような攻撃的な行動を取るようになる場合もある。ちょっとしたことで怒りだしてしまう。（例：子どもにあたってしまう）

④ 自分や他人の見方の変化

自分が役に立たないという感覚、無力感。取り返しのつかないダメージを受けた感覚→「死にたい気持ち」「生きることのむなしさ」。他人は信用できない。

(3) パートナーと尊敬し合う関係を結びなおすために必要なこと

DVがパートナーに与えた影響を学んだ上で、これからどんなことが必要かを伝える。具体的には以下のようなことである。

(A) パートナーのダメージを理解する。

上記のようなDVのパートナーへの影響について

での知識を学習すること。

(B) ダメージの回復には年単位で時間がかかる。

最も良いやり方で、安心感を与え続けても、回復には年単位の時間がかかるし、ましてや一直線に回復に向かうわけではない。その最中において、安心感を破壊するような対応をすると、さらに長い時間がかかる。良い対応を始めてすぐに効果が出なくても、無駄とは考えずに、それが蓄積し、信頼されるのには時間がかかると思った方がよい。

長期間における安心感・信頼感を蓄積する作業が必要である。結果として、離婚など加害者にとって望まない方向になったとしても、みずからの責任として、被害者にとって何が安心なのかを考えて行動を取ることが大切である。例えば、連絡を取らない、距離を保つなどといった対応が必要な場合も多い。別居や同居時なども、同様である(→詳しくは『責任』の回でも触れる)。

(C) 一度関係性に傷ついた人は、本当に信用できるのかと何度も試す。

できれば相手を信じたいという願いと、信じて再び裏切られることへの恐怖との両方の気持ちがあり、その間でゆれている。相手を試すということは、信じることをあきらめていないことでもある。これを悪く捉えず、パートナーの気持ちにこたえていくことが大切である。怒りを受け止めることも必要である(→具体的方法については『アサーティブ』の回で学ぶ)。

(D) ダメージによる被害者のトラウマ反応を誤解しない。

次のような被害者の反応を誤解して、DVにつなげることを避ける。

例) 話しかけても反応が乏しい

↓

- ：感情麻痺・回避で応えられない
- ×：自分の言うことに、頑固にふるまっている

すぐに感情的になる、恐怖や不安を示す

↓

- ：トラウマによる敏感性の継続
- ×：おおげさにふるまって、俺を責めている

何度も同じことをいつてくる

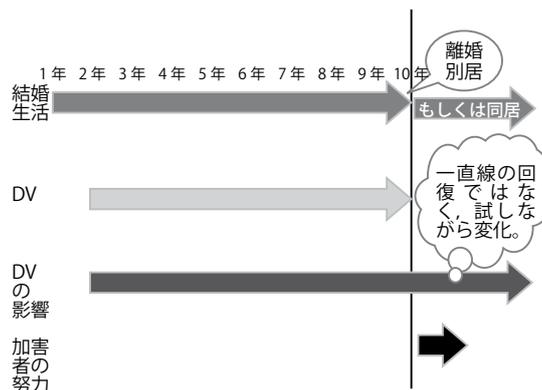
↓

- ×：しつこく責めて、俺に復讐している
- ：トラウマ記憶は時間がたっても昨日の事のように古びずに、何度もフラッシュバックしてくる(加害側はむしろ早く忘れてしまう)

以上のことを前提にして、そうしたパートナーの反応に反撃するのではなく、尊重と信頼を伝え続けることがなければ、尊重し合う関係には戻れないことを強調する。

DVのパートナーへの影響が長期間に渡ることを下記のような図④を使って説明する場合もあ

図④：ダメージの回復には時間がかかる



る。

(4) エクササイズ～加害者の発言への対応のワーク

関係回復を焦る加害者への発言に対して、ファシリテーターとしてどう対応するかをロールプレイしていただいた。発言例としては以下の二つのバージョンを用いた。バージョン①, ②に関して、2人ひと組になり、ファシリテーター役と加害者役を交代してのロールプレイを行う。ワークの後、体験してみてどうだったのかを共有した。

加害者の発言 バージョン①：

「私はDV 加害者プログラムに参加したり、以前の私とは変わっているのに、別居中の妻は『あなたは変わってない』と態度を変えず、電話やメールの返事もありません」

加害者の発言 バージョン②：

「元・妻や子どもに対して、こんなにDVの影響が大きいと知って、落ち込みました。もう何をしても無駄な気がして空しい気持ちです」(※子どもとは1か月に1度面会している)

実際のプログラム場面では、上記のような発言に対して、いろいろな対応が考えられる。今回のワークでは、特に「DVの影響は深く、長期間に渡ること」、その一方で「加害者の現在の努力には尊敬の念を払うこと」の二つをポイントに、ロールプレイを体験していただいた。

4. 子どもへの影響

(1) 導入

加害者が子どもへのDVの影響について考える導入として、セッションの冒頭でビデオを試聴する。その内容は、DVに曝された子どものビデオ(アニメーション)だったり、子どもは大人の行動を真似て同じよう行動をする(暴力も同様に学ぶ)ことを伝える内容で、子どもの気持ちを想像してもらう。

(2) 知識

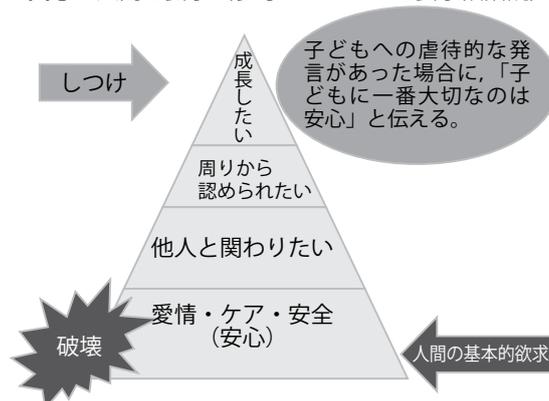
DVが子どもに与える影響として以下のような知識を学ぶ。

- ① 外傷性ショック
- ② 解離
- ③ トラウマの再演, わざと危険な行動を取る, 「お試し行動」
- ④ 自分や他人の見方の変化
- ⑤ 暴力や夫婦関係に対する価値観の変化

上記のように、子どももパートナーと同様のダメージを受ける可能性がある。また、より具体的には次のような影響もある。

- ・ DVを目撃, もしくは想像する衝撃
- ・ DVがあった翌日などに, 家庭が何事もないようになっている混乱
- ・ DVがどんなきっかけで起こるか分からない不安感
- ・ DVの原因は自分だという思い
- ・ 母を守る気持ち, もしくは母を守れない罪

図⑤：人間の要求 (参考：マズローの要求段階説)



悪感

- ・ 夫婦の仲を取り持とうとする
- ・ 学校生活や友人関係に集中できない
- ・ 家庭の悩みを話せない
- ・ 不安定な環境の中で自らを守ることに集中することになった場合、兄弟姉妹間の関係も不安定となる
- ・ 対処行動として暴力や暴言を選択する場合もある

このように自分や他人の「安全」「コントロール」「信頼感」に対してダメージを受け、人間関係のモデルの歪みや感情調節の障害、対人関係の障害、さまざまな精神的な障害があとから出やすくなる場合があるなどの影響を学ぶのである。

プログラム中にパートナーだけでなく子どもに対しての直接的な虐待発言があった場合にはその発言を取り上げた上で「子どもに一番大切なのは安心感」であると伝える。その際に、図⑤を用いて説明する場合もある。

5. 母子関係に与える影響

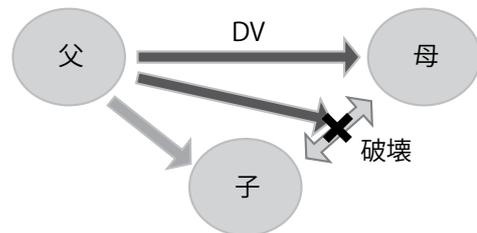
DVが、パートナーや母子関係に与える影響として、以下のようなものがある。

- ・ 父親が「ダメな母親」などと侮辱することにより、母子関係が破壊される
- ・ 父親が母親にダメージを与えることで、母親としての機能が低下して子どもに十分な養育ができない場合がある
- ・ 母親が自分のことを親として不適格だと思ってしまう
- ・ 父親から母親へのダメージにより、子どもに対して母親が良くない結果になるような対処手段さえ使ってしまう場合がある
- ・ 父親の支配的なやり方に子育てを合わせて、母親が自分の子育ての方針を変える
- ・ 父親が自分を正当化する言い訳を信じてしまう
- ・ 母親が父親との子どもの信頼獲得競争に巻き込まれる

RRP プログラムに参加する DV 加害者の中に

は、「妻にDVをしたが、子どもには良い父親だった」と、子どもには直接的な虐待をしていないと発言する参加者もいる。しかし、上記のように妻へのDVは、母親機能や母子関係に対してもダメージを与えるため、DVをする夫は良い父親とはなりえていない。言い換えれば、「良い夫でなければ、良い父親となりえない」ことを学ぶ。

図⑥：良い夫でなければ、良い父親となりえない



6. 加害者自身が父から母へのDVに曝されたことによる影響

このセッション(プログラム中盤過ぎ辺り)で、はじめて加害者自身の両親との関係について触れる。現在の妻子への影響を考える前に、自身のトラウマについて取り扱うとそちらに集中してしまいがちになる。このことを防ぐため、加害者自身が父から母へのDVに曝されたことによる影響についてはプログラム前半で取り扱わない。

また、加害者自身のDVの影響についての取り上げ方は、以下のように本プログラムの目的である被害者への影響を考えることにつながっていくような聞き方をすることが重要である。

- Q1：自分が子どもの頃、父親による母親へのDVを目撃した、または目撃していない場合でも気配を感じたときの気持ちを思い出してみよう。
- Q2：自分がパートナーにしたDVを子どもが目撃した、または目撃していない場合でも気配を感じたときの子どもの気持ちを想像してみよう。
- Q3：子どもは、父親が母親にどんなふう to 接してほしいと考えると思いますか？
- Q4：あなたはどんな父親になりたいと考えますか？

7. まとめ

加害者のDVがパートナーや子ども、母子関係に与えた(身体的なだけでなく心理的な)影響の大きさについて知り、パートナーや子どものダメージの回復には長期間の安心や信頼感が必要であ

ることを学ぶ。影響を知った上で、「どう責任を取っていくのか?」「どんなコミュニケーションに変えていくのか?」といった具体的な対応方法については『DVの影響』のセッションに続く『責任』や『アサーティブ』のセッションで学ぶ。

プログラム理解のための エクササイズ4

Key Words : 責任とアサーティブ

信田 さよ子

Sayoko Nobuta

森田 展彰

Nobuaki Morita

高橋 郁絵

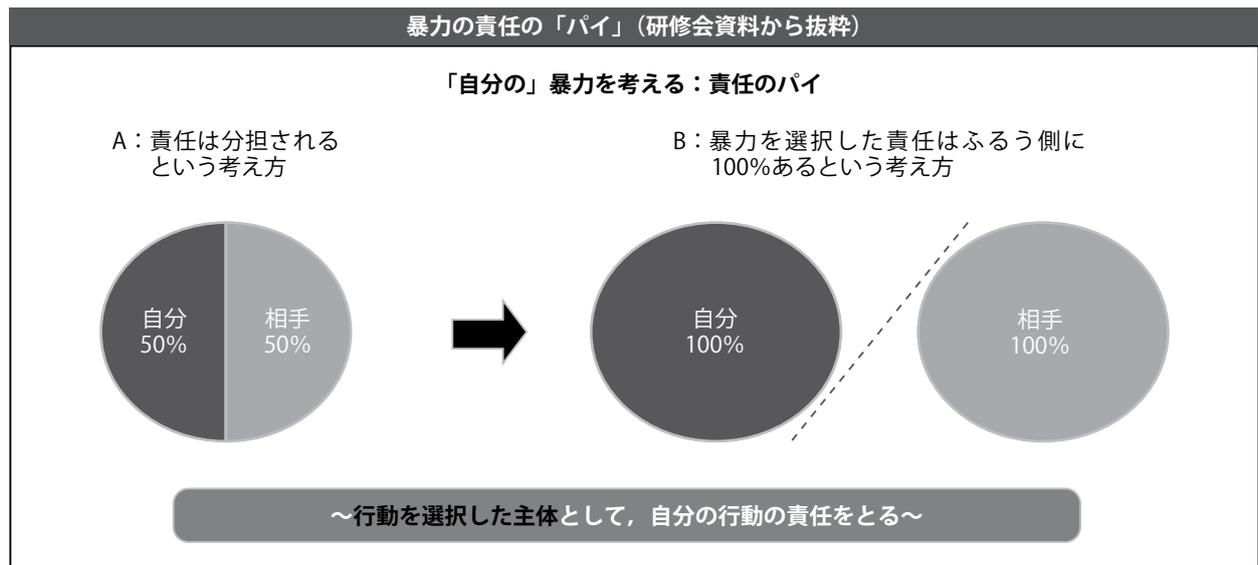
Ikue Takahashi

I. 暴力の責任について

暴力の責任に関して、飲酒やストレスや被害者の態度が暴力の理由づけに用いられるが、それらのことがあっても暴力を用いない人も多いこと、あくまでそうした方法を選択しているのは加害者の側であることを示し、暴力を選択した責任は100%加害者にあることを示す。以下の図のように、交通事故の責任における保険の場合のように、暴力の責任について被害をうけた側にもある程度の割合があるとする考え方を加害者が（あるいは被害者も）持ちがちである（A）。つまり、「お前

が俺を怒らせるから、俺は暴力をふるったんだ」という考え方である。しかし、その場で葛藤が起きたり、怒りが生じることには、双方の責任があっても、最終的にそこで暴力という手段が取られるかどうかは、その手段を選択した人に全ての責任があるといえる（B）。相手にも責任があると考えている限りは、相手次第で暴力を自分で承認してしまうので、結局暴力をやめられないことを説明する。

暴力の責任の「パイ」(研修会資料から抜粋)



責任の中には、暴力やその影響についてしっかりと受け止め説明できる accountability（説明する責任）とこれを変えていく responsibility（response + ability：応答する力）がある。自分が決定する行為であると受け止めてこそ、これを説明し、変

える能力を持つことができるといえる。責任を明確化することは、一見否定しているようでいて、むしろ加害男性の力を認めるという意味を持つ。

修復的司法では、加害責任を三つに分けて説明している。

修復的司法における加害責任 (Zehr,H.)

説明責任：自らの行動を引き受け、「問題とされる行動」を振り返る。→自分の行為が与えた影響を知り、それが暴力であることを受け止め、また自分自身がそうした行動を選択し、実行した過程を理解し、説明できること。

再犯防止責任：振り返りをもとに将来の再犯罪を防止する。

→同じことが起きないように、自分自身の考え方・感情・行動のつながりを見直し、変えることに取り組むこと。

謝罪・賠償責任：被害者（家族や地域社会といったコミュニティを含む）に対する謝罪と具体的な償いの行動を取る。→刑事罰を受けること、相手に謝り、具体的にその被害の影響をへらすこと（社会への貢献も含む）について検討すること。

つまり説明ができた上で、再犯防止や被害者に与えた影響を償うという具体的な行動をとることが重要である。プログラムはこうした責任の具体的な取り方を教える意義を持つ。

Ⅱ. コミュニケーションスキル（アサーティブな話し方）

アサーティブに関する説明の資料

＜コミュニケーションのスキル＞
大きく分けると3つのタイプがあります。

受け身タイプ（ノンアサーティブ）

相手やまわりを優先して、自分をあと回しにする方法

自分の考えをはっきり伝えないため、気持ちをためこんで、怒りや後悔や不満を残すことが多い。相手の方から自分のことを分かってほしいと期待しているが、相手は何を期待されているか分からない。

押しつけ・攻撃（こうげき）タイプ（アグレッシブ）

自分のことだけ考えて、他人のことを考えないやり方。

相手に気持ちを一方的にぶつける。相手の人格全体を悪く言ったり、脅したり、いやみを言う。勝ち負けにこだわって、相手の言うことを聞かなくなる。自分がバカにされたと思い込んでいる場合も多い。

☆「あなたメッセージ」の特徴：「お前は……すべきだった」「なんで（あなたは）……するの？」「ふつう、……するでしょう」とあなたを主語にして決めつける。どなる、早口、相手の言葉をささげる。

さわやかタイプ（アサーティブ）

自分の気持ちをすなおに表現しながらも、相手へ配慮する方法

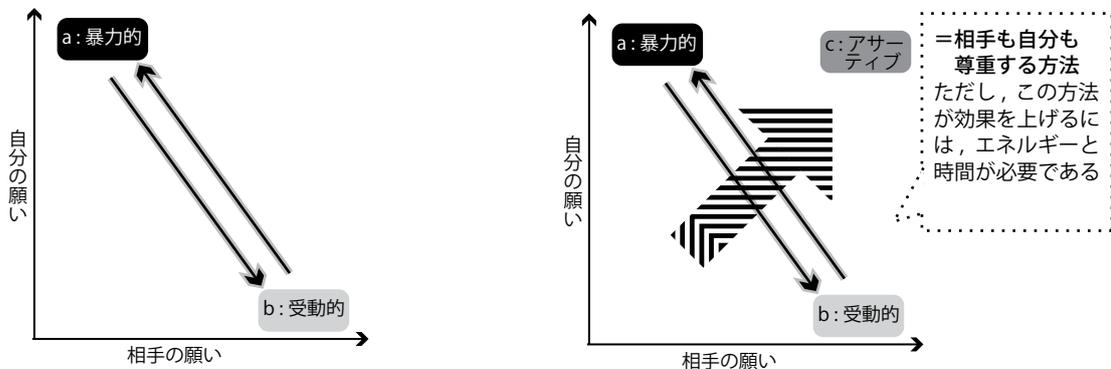
自分が気持ちや望んでいることをはっきりと述べる一方で、ほかの人の意見も聞こうとする。脅したり、自分の意見を無理に押しつけたりしない。違う意見を持っていても、感情的にならず、落ち着いて話し合える。

☆「私メッセージ」の特徴：「私は……と思う」「絶対ではないけど、自分としては……」と（私を主語にして自分の気持ちを表現する。ゆっくりな口調、あいづち、相手の意見を最後まで聞く。相手に腹が立ったことでも、口調は落ち着いて話す。怒って話すのではなく、落ち着いて「怒ったこと」を話す。

(例) 忙しいときに上司から、急ぎの仕事を押しつけられます。どのように対応するか、三つのパターンでやってみましょう。

コミュニケーションに関する資料

我慢ばかりしても結局はうまくいかず、自分と他人を大事にするアサーティブな方法を工夫する必要があること



以上のうち、攻撃的な方法は、相手を傷つけ、その自尊心をくじきます。

だから、攻撃的でないように気をつけると、本音をいわないでためこむ受動的な方法になってしまいがちですが、ためこむと逆ギレして「受け身-攻撃」になってしまいがちです

結局、自分の言うとおりにさせるか、相手の言うとおりにするというやり方をとると、行ったり来たりしてしまつてうまくいきません。相手を尊重しながらも、自分の気持ちを正直に伝えていくアサーティブな方法に挑戦することが大事です。アサーティブな方法を行うには柔軟性や工夫や練習が必要です。具体的な方法の一つとして、「私（アイ）メッセージ」という、「私」を主語にして話す方法を伝える。ほかには、表情や話のテンポ、あいづちなど、非言語的なコミュニケーションにも注意を向けさせたり、相手の言うことを遮らずに最後まで聞くこと、無理に決着をつけないで引き分けを目指すことなども伝える。

以上の説明のあとで、アサーティブやアイメッセージを用いたやりとりを行う練習を、ロールプレイを用いて行った。研修参加者二名で、実際の場面やDV加害者のビデオをみて、そこにでてきた加害者についてロールプレイを行った。実際のロールプレイでは、三つの方法を続けて行う方法を紹介した。

① 実際に起きたままの暴力的方法でやる。

加害者の男性（役）は、自分の行った暴力の状況を説明して、場面設定や被害者（役）に

どう答えてほしいかなども確認したあとに、用意スタートでロールプレイする。被害者（役）のファシリテーターは、できるだけその場面の葛藤が明らかになるような受け答えをすると効果的である。一度ロールプレイが終わったら、それを見ていた他の参加者やロールプレイをした2人に、必ず感想を述べさせることが大事である。

② 被害者と加害者で、役割を交代して同じようにやってみる。

つまり、加害者の男性（役）がこのロールプレイの中では女性の役をやり、ファシリテーター（役）が、加害者の役をやる。ファシリテーター（役）は①のロールプレイで見た男性のやり方を見習って、できるだけ暴力的な方法がわかりやすいように行う。

③ 元の役割にもどって、良い方法に変えてみる。

①と同じ設定で加害者（役）はこのロールプレイの中でも加害者をやるわけだが、今度はできるだけ相手を尊重した、アサーティブなスタイルを用いて話すことに挑戦する。表情や話のテンポ、あいづちの打ち方なども注意させるとよい。良い表現を意識するあまり、話せなくなってしまう場面もあるが、その場合には、もう1人のファシリテーターが男性の耳元でアサーティブな表現の言葉をささやいて援助する方法が役に立つ。意見を一致させなくても、暴力的でない方法でコミュニケーションが成立する感じをつかんでもらうこ

とが肝要である。

研修会でも、この三つのパターンをやって、どのように感じたかを話し合った。加害者は、パートナーと意見が一致しないときに、相手の押しつける方法を用いてきたので、これをやめようとする

ると我慢する方法に頼りがちである。押しつけるのでも、我慢するのでもない、伝え方がありえることは、こうしたロールプレイなどで体験してみることが有用である。そうしたことを研修会でも参加者に伝えた。

參考資料

すでに存在する責任の感覚と 変化への動機づけについて： パートナーに暴力をふるった人々との面接

ブレンダ・J・アダムス

「暴力をふるう人」に対する一般的な見方

暴力をふるう人、特に女性に暴力をふるう男性は、その暴力行為に対する責任の引き受けを拒否するものとされている。暴力をふるわないでいるスキルや気づきに欠けているとか、変化への動機が欠如しているとも考えられている。多くの処遇法や法的判断、判決はこのステレオタイプ的な見方を反映している。

言い訳と正当化

(1) 原因

言い訳や正当化は「思考の誤り」や「認知の歪み」、スキル不足、責任を引き受けないこと、変化への動機が欠如している証拠であるとされてきた。しかし、MarunaとMann(2006)は、「加害者の正当化と矮小化は、気質的なものというよりも状況的なものである」としている。

言説心理学(A discursive psychology)の分析では、話し手が説明をする状況と、その説明内容の社会行為としての機能が重要であると強調する。人は、自分が誰に対して話しているか、その相手がどのように反応するか、どのような社会状況においてその会話がなされているかによって、話し方を変化させる。

(2) 普遍性

社会的に容認されない行動について説明するよう求められるとき、われわれはほぼ例外なく言い訳や正当化をしている。

(3) 定義

言い訳とは、「個人的な関わりの否定、すなわち、彼や彼女がその行動の原因であること、またはその行為を意図的に行ったことの否定である」。

正当化とは、その行為が、現在の文脈では間違

っていないし、何らかの最優先の基準、価値、先例ゆえに、少なくとも、見かけほど非難されるようなことではないことを示唆するものである。ここで、加害者はその行為の「原因(causes)」よりも「理由(reasons)」を説明する。つまり、言い訳と比べて加害者は個人的な因果関係を認めている。責任とは、人の行動が意図的であり正当化されないことをさす。

(4) 言い訳と正当化の社会的報酬

人は、言い訳をすることで社会的報酬を得ることもあれば、人を傷つけるような行為の責任を引き受けることで社会的制裁を受けたりもする。刑事裁判や児童保護システムに関わるクライアントは、自分の暴力の全貌をセラピストに報告したり、それに対する責任を認めたりするのはまずいと思うかもしれない。多くの人が、罪を認めないようにと弁護士からアドバイスされてやってくることだろう。

(5) 暴力をふるう人のふるまいとして、処遇の場で期待されること

多くの処遇環境では、罪を犯した人は言い訳や正当化をせずに、自分がしたことの責任について申し開くことが期待される。

(6) 責任について述べる際に状況や前後関係が考慮されないことに伴う問題

Fox(1999)の観察によって、ファシリテーターが犯罪行動についての状況説明を違うものにしようとする、受刑者たちは繰り返しそれを訂正しようとするのが分かった。人は理解されていないと感じると、認められようとして何度も言い訳や正当化をするだろう。

暴力の状況や前後関係を考慮しない場合、暴力行動は病理や内的な犯罪性、性格的な欠点の表れ

であるとされる。それは、その行為を犯した人そのものを犯罪化する。つまり、“あなたは犯罪者”というように。

このように、暴力の状況を考慮しないことで、人が暴力を選び取りやすくなるような状況を生み出している社会的責任を見えなくしてしまう。

(7) 言い訳と正当化の不利益

Schlenker, Pontari, Christopher (2001) は次のように警告している。言い訳が、その人のアイデンティティへのダメージを最小限にしているように見える間は、その人を「自制心を欠いた人」とみなして対応すると、将来の行動に対するその人の責任の感覚を損なわせてしまうだろう、と。

すでに存在する能力

Ahmed, Harris, Braithwaite & Braithwaite (2001) によれば、加害者に対しては、将来的に暴力をふるわずに行動できる人、として対応することが重要である。その人が根深い人格的欠陥を有しているかのようなラベリングをしないことが肯定的な結果（例：向社会的行動、共感能力や自尊心の向上）に関連する。

治療に来る前から存在しているクライアントの責任感、スキル、動機づけを明確にすることは、彼らがすでに持っている能力を明らかにすることである。変化の主体として中心に治療者をすえるのではなく、クライアント自身が変化を牽引する能力のある熟練者とみなす。クライアントは、治療に来る以前から自分が有しているスキルについて、自信を持っているものである。

変化への動機づけ

暴力をやめようという動機を得るためには二つの前提条件がある。

1. 自分は暴力的でなくふるまえる、という自信があること。このためには、自分の暴力に対する責任を引き受けることが求められ、特に、自分の行動をコントロールできると思える必要がある。
2. 一貫して暴力的でなくふるまいたいという願望があること。暴力的でなくふるまうことに自信があっても、そうしたいという願望がなければ

変わることは難しい。

O'Hare (1996) は、治療を強制された場合のクライアントの抵抗について理解できるとしている。

裁判所命令でやってきたクライアントは、臨床家によって、抵抗する、近寄りがたい、敵対的、動機づけが低いなどとラベリングされてきている。彼らは、他人に定義づけされた問題を抱え、治療を押しつけられていることが多い。多くの臨床家は動機づけのなさは、無意識の否認や抵抗の表れとみなしてきており、クライアントが頼んでも同意してもいない治療目標や治療手続きに協力的でない人、というような説明になる場合がほとんどである。

クライアントが責任能力、スキル、動機に欠けるという事態は状況によるのでは？

人は誰が聞き手なのか、相手の反応はどうかによって、何を話すか決めている。そのことを考慮し、暴力を用いた人が自分の行動の責任を引き受けることは立派なことで、有益だと思えるような状況をカウンセラーが作ることができれば、クライアントはさらにそういう方向に向かうといえるのではないだろうか。

カウンセラーやファシリテーターにとっての挑戦

どのようにしたら、クライアントがもともと有している責任能力、スキル、変化への動機づけを発揮できるような面接状況を作ることができるだろう。

問題解決的な視点

問題解決的アプローチは、クライアントが変わる力、そして、変化したいという願望の存在を前提とする。Lee, Sebold, Uken (2003) は、親密なパートナーに暴力をふるった人々に対する解決志向のグループ療法について述べている。アセスメント面接で参加者が自分の暴力行為について話した場合、ファシリテーターは、暴力行為が起きそうだったのに起きなかったときがあったかどうかも尋ねる。これは、クライアントが常に暴力的な

わけではないことを示し、クライアントが自分の行動をコントロールできるということを強調することになる。さらに、暴力をふるわないでいるために何か違ったことをしたのか、それをどうやってやり遂げたのか、いつどこでそうしたのか、そのことに気づいた人がいたとしたら誰だろうかなどについて、詳しい情報を得ることが役に立つ。これによって、変化がどんなふうにかきたのかを正確に把握でき、再びそれを実行するにはどうしたらよいかという手がかりを得られる。過去に成功したことを思い起こすと、将来を変えられるという自信を得るきっかけにもなる。

暴力が起きた状況とそこでのやりとりの詳細

Coates, Todd, & Wade (2000) と Coates & Wade (印刷中) は、暴力が起きた状況についてできるだけ正確な情報を得ることが介入の基礎であるとしている。暴力が起きた状況とそこでのやりとりを注意深く質問していくことによって、暴力行動の詳細のみならず、クライアントが元々持っているスキル、非暴力への動機づけをかなり引き出せる場合が多い。Stefanakis & Trimble (2007) によれば、何か後悔するようなことをしてしまって、それについて誰かに説明をするようなとき、その相手には、自分の行動は“何の前ぶれもなくやった”ようなものではないことを知ってもらうために、その状況を分かってほしいと願うものである。“クライアントにも自分の行動が起きた状況を整理するために、同様の機会を提供することが重要である。”われわれが関心を持ってその説明を聞くと、個別の文脈、状況、課題、その反応の独自性を見いだすことができる。その情報から、個人を加害者として、ひとくくりにしてしまう事態を避けることができる。

Maruna (2001) と Stefanakis (1998) は、暴力をやめようとしている人は、自分の中核となるアイデンティティは非暴力なのだということを強調することに気づいた。本質的には暴力をふるわない人なのだという主張を支えることで、彼らが責任について語る可能性を高めることができる。その責任とは、暴力という行動を選択した責任と、暴力をやめる責任である。Todd (2007) によれば、
道徳的な主体としての自分の地位を防御す

る必要がないと感じると、人は自分の行動選択について直接的に話せるようになる。つまり、いかにして自分がその選択を強いられたかという点が認められると、そのような制限があったにも関わらず代わりに何ができたかということについて思いをめぐらすことが可能になってくる。

逆説的だが、同意も反対もせずには彼らの言い訳や正当化を、敬意を持って聞いていると、それがより詳細な説明や、責任についての話に発展してくる余地が生まれるのである。

影響と反応の区別

影響と反応の区別についてさまざまな議論がなされてきたが、Wade (1999) は、両者の意味についての理解を飛躍的に拡大させた。

人間の思考、感情、そして行動は反応であって影響ではない。影響と反応の区別に有効な方法は、その行動を引き起こすエネルギーがどこから出ているかを考えることである。例えば、人が空中に向かって猫を放り投げる場合を考えてみよう。空中の猫の軌道は影響である。その軌道を作り出したエネルギーは猫を投げた人から発している。体をねじって着地する猫の運動は、猫から発したエネルギーによる猫の反応である。

人が自分の行動を、自分ではコントロールできなかったという言う場合、その行動を影響と見なしていることになる。しかし、自分の行動を引き起こすエネルギーは自分の内側から出ているので、自分の行動は必ず反応である。ほんの一言やちょっとした動作であっても信じがたいほど複雑な人間の仕組みから生じていることを鑑みると、そうした行動が外的な力によって引き起こされたとは考え難い。

カウンセラーが影響と反応の区別を明確にしながクライアントの言い訳と正当化を聞いていくと、状況的な要因はクライアントの反応を引き起こしているものではないことがはっきりする。

人間の行動は外的な力で引き起こされるものとする、その行動を変えるためには外的な介入を必要とすることになる。しかし、人の行動を引き起こすエネルギーは個人の中からうまれてくると理解した場合、自分自身が主体となって変化して

いく可能性が確かなものとなるのである。

この情報を得たクライアントは、希望を持つことが多い。つまり、自分で自分の行動をコントロールできるのだという自信である。自分のパートナーが何を好み、何を好まざるとも、イライラしようと怒ってはいようと、自分は彼女に暴力的であるべきではなかったと述べる。また、クライアントはパートナーを責めないようになってくる。すなわち、「もし私が、彼女がまだ寝ているのに、怒鳴ったりして休日をスタートさせたりしなければ、彼女はあんな風には行動しなかったかもしれない」というように。

クライアントはカウンセリングに来た時点ですでに、影響の言語と反応の言語の両方を使っている。カウンセラーは、同意も反対もせず、影響の言語の中にちりばめられた反応の言語に注目して耳を傾ける。その際、次のような聞き方が役に立つ。言い換えや質問で影響の言語を使わないようにする。言い換えの際に明確な能動態の文法構造を用いる、クライアントが反応の言語を用いた際には、クライアントの意志によってその行動がなされたという意味の部分を拡大するような言葉遣いで質問することによって、反応の言語を拡大する（例：どうして、自分のとった行動が虐待的であったかもしれない、と考え始めるようになったのですか？）。

クライアントへの面接概容

(1) 合意を得ることと目標設定

- ・ 機密保持とその例外条件について同意を得る
- ・ リファ元、どこまで情報開示をするか、話し合う
- ・ 目標について、一番最初の時点か、クライアントが説明を少しした後に話し合う
 1. リファ元が、彼（彼女）がカウンセリングから何を不得てほしいと考えていると思うか
 2. クライアントはセッションで何を不得たいと思っているだろうか
 3. (もしクライアントにパートナーがいれば) パートナーの視点を知り、安全を重視するために、パートナーに面接をする

必要性について、クライアントに伝えておく

(2) 安全を査定する

面接を通して、クライアントのパートナー、元パートナー、子ども、クライアント（自殺の恐れ、危険な行動など）、支援者自身、他者の安全を査定する。

(3) 話を引き出す

- ・ 「何について話したいですか?」「何が起こったのですか?」
- ・ 状況と他者とのやりとりについて尋ねる。そこには、クライアントの行動に対するパートナーの反応も含まれる
- ・ 出来事の流れを整理し、必要に応じて付加的な背景情報を集める
- ・ 抽象的であったりあいまいであったりする部分を明確にするよう求める

例:クライアント「俺はキレちゃったんだよ」
 カウンセラー「あなたが『キレル』という場合、それはどういうことですか、あなたは何をしたのですか」

- ・ 状況、出来事、その出来事に先立つ会話、出来事の最中の会話、その後続く暴力行動の詳細について聞くことに加え、言い訳や正当化についても耳を傾け、あなたが関心を持って聞いていることが分かるように口答や身振りで反応を示す。その際は賛成もあからさまな反対もしないでおく

(4) すでに存在するスキルと非暴力に向かう動機づけを示す発言に焦点を当てる

- ・ クライアント：“僕が立ち去ろうとして彼女が後をついてきたのですが、僕は歩き続けたんです”
 カウンセラー：“どうやってそういうふうにしよと決めたのですか”
- ・ クライアント：“それまで彼女と飲んで酔っぱらっていて、彼女の態度にむかつてきたんで僕は寝に行ったんです。もうベッドに入っていたのに彼女が急所を殴ってきたので、あごを殴り返したんで

すよ”

カウンセラー：“すると、彼女の態度にムカっとしたときに、あなたはお酒を飲んでいて酔っぱらっていたにも関わらず、寝室に行ったわけですね”

(5) クライアントが非暴力に価値を置いていることを示す発言に焦点を当てる

クライアント：“僕が女性を殴ったなんて信じられない”

カウンセラー：“女性を殴らないということは、あなたにとってたいへん重要なことなのですね”

(6) 暴力にいたるまでの流れが意図的であると分かる情報を集める

・ 次のようなことを示すセリフに注目する

○ 彼らの行動が一方的、意図的かつ計画的で、コントロールしているものであること

例：“彼女を押した、彼女を力いっぱい押したんだ”

○ 彼らの行動が意図した通りであること

例：“彼女に話を聞いてほしかったんだ”
“彼女を止めたかった”
“彼女に注目してほしかった”

・ 次のことを示す発言を明確にすることによって、意図に焦点を当てる

○ パートナーの抵抗を抑え込むために段階をふんでいる

クライアント：“壁から電話線を引っこ抜いたんだ”

カウンセラー：“どうやってそうしようと決めたのですか”

クライアント：“警察に電話してほしくなかったからね”

○ 暴力の使用を思いとどまっている

クライアント：“私は彼女を殴りませんでした”

カウンセラー：“どうやってそうしようと決めたのですか”

クライアント：“以前に女性を殴ったこ

とがあったのでもう二度としないと決めたのです”

・ もし、彼らが「どうにも自制心がなくなっていた」と言った場合は、彼らの暴力がそれよりもっとひどいものにはならなかったという事実焦点を当てる

例：“我を忘れていたのなら、どうやって彼女を殺さないようにしたのですか？”

(7) すでに存在するスキルと非暴力に向かう動機づけを示す例を、さらに引き出す

・ 暴力を使うこともできたがそうしなかったときについて尋ねる

“どうやってそれを成し遂げたのか、いつそうしたのか、どこでそれが成されたのか、ほかの人がいたとしたら誰がそれに気づいたか” など

・ 以前暴力をやめようと努力したことについて尋ねる

・ 心から感銘を受けた場合には賞賛の意を示す。これはクライアントに能力があるということに焦点を当てる方法である

(8) 話の端々にあらわれる責任についての発言に注目する

クライアント：“彼女に出て行ってほしくなかったんだ。とはいえ、彼女が僕の横を通り過ぎようとしたときに前に立ちふさがって押し倒したりしなければよかった。ただ彼女に行かせてやるべきだったんだ”

カウンセラー：“彼女が立ち去るのをそのまま見送っていたとしたら、何が起きていたと思いますか”

クライアント：“多分彼女は出て行ってしまって僕のことを怒っていただろうけど、おそらく許してくれて翌日には帰ってきていたかも。警察を呼んだりせずにね”

(9) 課題が残っている状況を認める

状況によっては、暴力をふるわないでいることが非常に難しい場合もあるということにふれるこ

とは、クライアントが体面を保ちつつ責任を引き受ける機会を提供することになる。

カウンセラー：“すると、彼女に対して最初にもかついたときに暴力をふるわないでいようとしたんだけど、寝ている間に急所を殴られたっていうのは、暴力をふるわずに対応するにはより難しい状況だったということですね”

(10) 暴力は意図的であり、だからこそ変化が可能であることを提案する

- ・ クライアントが自分の行動は意図的ではなく、我を忘れてのことだったと話しているときは、その行動が意図的でコントロールされたものである証拠を集めて提示していく。彼らが暴力を控えたこと、彼らの暴力が述べられた意図通りであること、段階をふんでパートナーの抵抗を抑え込んでいることを示す話もこれに含める
- ・ 反応と影響の区別について先程の猫の例を挙げ、われわれは操り人形ではないと話す
- ・ 行動を変える前に、自分自身を変えることができるはずで、自分を変えるためには自身に責任を負わなければならないことを話す
- ・ 暴力が不可避だったという主張が続いても穏やかに対応する

クライアント：“自分の暴力のせいで二人の関係がだめになったのは分かるけど、ストレスがたまってくると発散しないわけにはいかないんだよ”

カウンセラー：“うーん、誰かを攻撃する以外にも、ストレスを発散する方法があると思いますよ”

- ・ 反応としての自分の考え方、感情、行動を理解すると、反応の幅が広がっていくことを提案する

(11) 反応の言語を使い、影響の言語を避ける

- ・ 人間の考え方、感情、行動は反応であって影響ではないことを示す方法で言い換えや

質問をする

○クライアント：“何かが私を引き止めたんです”

カウンセラー：“どうやって思いとどまったのですか”

○クライアント：“めちゃくちゃ腹が立ったんで彼女を殴りました”

カウンセラー：“あなたは彼女をなぐることで自分の怒りを示そうと決意したわけですね”

○クライアント：“彼女は頭にくるんですよ”

カウンセラー：“あなたは彼女が言ったことが気に入らなかったのですね”

- ・ 言い換えや質問で能動的な文法を使う
例：“あなたが彼女を押したとき、彼女は何をしましたか……、あなたは次に何をしましたか？”
- ・ 一方の行為を表す場合には、次のような文法の使い方は避ける
受け身 例：“彼女が押されたとき……”
相互的 例：“押し合いみたいなのがあったとき……”

(12) 否定的な属性帰属に対抗する

- ・ クライアントが相手を尊重して暴力を用いずに対応している例を、より広範囲な状況から引き出すことで、クライアントの、非暴力のアイデンティティを支える
- ・ 個人に対し、犯罪者、加害者、バタラー、不法者といった一面的な見方をしない。このような属性帰属は人の行動についての非常に限られた情報にもとづいていることが多いことを伝える

(13) それでもなお、暴力を使いたいという願望を持ってクライアントが反応している状況の要因を明確にして取り組む

- ・ 非暴力であるための必要条件は、暴力を使いたくないという願望であると話す
- ・ ある状況は変えたいが、ほかは嫌だという

場合

例：妻を攻撃するのはやめたいが妹をレイプする男はぶちのめすと言う場合、後者について話し合うことを提案する

- ・もし、クライアントが自分の暴力は子どもの頃に性的虐待された怒りの表れであるという場合、この怒りと、性的虐待を受けたという経験について、暴力の原因としてではなく暴力的でありたいという願望をもって反応している経験として取り組む

(14) クライアントのパートナーの視点を得る

- ・可能であれば、クライアントのパートナーに一度面接する
- ・機密保持について明確に示す
- ・許可なく相手に発言を伝えないことをパートナーに保証する
- ・必要に応じてパートナーの安全について話し合う
- ・クライアントのカウンセリングについて後にフィードバックが必要かどうかを聞く

(15) パートナーのための後のセッション

- ・解決方法が実際の状況に活かされているか（例：クライアントの取り組みで上手くいっていること）と、状況に応じた解決方法に焦点を当てる
- ・安全の確認を続ける

まとめ

人が出来事の状況や、それに続く他者への暴力について説明するときの聞き方として、私は次のことを提案する。関心を持って話を聞き、介入は、

理解を明確にしたり、状況ややりとりについての情報をさらに得るためだけにとどめる。そして、すでに存在する責任能力、スキル、非暴力への動機に焦点を当てる。すると、人が暴力についてより正確な説明をしたり、状況に即した責任についての話が生まれるような環境を作り出すことができるだろう。

人の暴力的な行動は意図的でコントロール可能なものである。だからこそ将来的に自分の反応を変化させることができる、ということを示すことが示すと、（これは、彼らは“犯罪者タイプ”なので変わりそうもないとする考え方とは異なる）、人は自分の行動は意図的であったと認めることが多くなる。

言い訳とはその行動が意図的ではなかったという主張である。よって、行動は意図的だからこそ変えることができるのだと教えることは、間接的ながら、対立を最小限にしつつ、非暴力の将来に対する希望を支えるやり方で、言い訳に取り組む方法である。

正当化は、その行動が意図的であったが正当化されるということを主張するものなので、非暴力への願いを引き出すことが、直接または間接的に正当化に取り組むことになる。

このように、変化への能力と願望を共に明確にすることによって、人が希望や変化への自信をみせつつ反応する可能性を増大させることができる。同時に、言い訳と正当化に取り組むことも可能になるだろう。

（翻訳協力：臨床心理士 古賀絵子）

子どものことをどうしますか？

～ 別居後・離婚後の親業～

テア・ブラウン

第5章 政策問題と提言

はじめに

本稿はここまで、家族関係センターⁱの立ち上げ構想、設立、運用の成果を追ってきた。しかしその一方で、多くの問題点も目にしてきた。本章では、そうした問題点のいくつかを提示する。特に、DVと平等共同監護時間に絡む問題や、調停と法的社会資源、あるいは家族関係センターと裁判所、家族関係センターと児童相談所との相互関係に関する問題について言及する。

家族関係センターの調停手続と 弁護士・法的サービスとの関係

家族法関連のサービスについては、従前から対審構造に過ぎて、親同士の協力関係支援が不十分だとの批判があった。また、多くの当事者にとって弁護士報酬が高額過ぎることも、批判の対象となっていた。そこで新法は、当事者のために三つの手続（①法律相談などを経て任意に監護計画をまとめる自助行程、②専門家による仲介を活用する調停行程、③裁判所での訴訟行程）を用意したのだが、このことがかえって弁護士と調停者を、ひいては法的サービスと調停サービスを引き離しがちなのである。

ただでさえ、この二つの専門家集団の協働は未

確立である。調査によれば、法律相談ができる地域ベースの調停を活用した人は、回答者全体の約三分の二にのぼる。しかし、その場合の法的助言者は家族法を専門とする弁護士ではないことが多いので、当事者に提供された法的知識が完全に信用できるとは限らない。一方、弁護士の中には調停者として訓練を受けていない者がいるので、家族関係センターの無料調停手続ⁱⁱに直接参画することができないのが現状である。加えて、調停不適合または調停不成立の認証ⁱⁱⁱはセンターの調停者の裁量に任せられていて、後に訴訟で当事者を代理するはずの弁護士の関与が難しい。

調査対象となった家族関係センターでは、設立当初より複数の法律家の団体から助言を得ているほか、5時間の当事者向け調停前セミナーの中で、地元の法律扶助協会による法的情報を提供するなど、センターのサービスと法律家によるサービスを近づける努力をしている。しかしながら、当事者から要請されている法的サービスはそれだけではない。調査では、訴訟において被告となった当事者の多くが、調停中に法律家からの助言を受けているほか、調停から1年も経過した後にも親業計画書を調整するため、法律家と協働していることが明らかになった。このほか、調査に応じた当事者の約20%、特に女性には、より踏み込んだ法的助言が必要であるとの結果が出ている。

編集部より：

2006年にオーストラリアは、家族法を大きく改正した。新法は、離婚後の子の監護について、子の最大利益の確保を最優先するとの方針を明文化し、その実現のために、離婚後も両親が協力関係を結ぶよう強く求めた。従来の対立的モデルを捨て、協調的な離婚後親業モデルを提示したのである。訴訟しかなかった離婚手続に調停前置主義を導入したのをはじめ、両親が子の監護について離婚後も平等に責任を負うことが子の利益につながる、との原則的推定を掲げる等、多くの変革が新法に盛り込まれた。そして法の趣旨を実現するため、新しいサービス機関と人材が全国に設置された。その結果、別居や離婚を経験する家族を取り巻く状況は、どのように変化したのだろうか。この章は、家族法大改正後5年を機に行われた、調査報告書^{iv}の一部である。

DVと平等監護時間^vの間の緊張

調査に回答した当事者の約23%が、自分のケースにDVがあったと言及している。調停が不成立に終わった群に限ると75%、調停で合意に達した群でも30%に、DVが認められた。この場合の「暴力」とは、拳骨で殴る、叩く、激しい言葉の暴力、執拗なはずら電話、つけ回し等で、加害者の5%は薬物やアルコールの影響下でこうした行為を行っていると思われた。ところが、DVがあったと回答したクライアント全員が調停をしているうえ、「調停がうまく機能しなかった」と回答したのは、たった一人だったのである。

一方で、平等監護時間については、DVの有無に関わらず、父親の75%が平等監護時間の獲得を目指していたとの調査結果が得られた。ところが、「平等監護時間を巡って争いがあった」と回答した当事者は、だれも訴訟をしていない。このような、一見不整合な結果が得られた理由として、「DVを背景に平等監護時間の要求が不適切に行われているから」という回答が、最も多かったのである。DVと平等監護時間、この二事項の緊張は、子どものための時間の費やし方にDVが影響をおよぼすということに、当事者である父母の理解がおよんでいないことの表れとも考えられる。

DVと平等監護時間の間の緊張に関する、スタッフの認識

DVが平等監護時間の要求と結びつき、攻撃的に押し出されるとき、調停は困難になる。

スタッフは、平等監護を強硬に主張されることがほかのどんな問題よりも扱いが難しい、と報告している。またスタッフとしては、全ケースの約80%に何らかのDVがあると考えているため、当事者等への関わりがより保護的になる傾向があると報告している。調停に先立って行われる支援プログラムの一部が、暴力のために機能を削がれているとも考えられている。そのため、手続冒頭でのアセスメントに始まり、二度のペアレンティング・セミナー、その後の再アセスメント、調停に至るまで、センターに係属している間はずっとDVを鑑別し続けなくてはならない、との認識でいる。

父母間の力の不均衡

父母双方が、調停における力の不均衡を報告している。スタッフも、両親の間の力の不均衡を指摘しているが、その原因は、必ずしもジェンダーの問題ではないとも感じている。女性がより高いコミュニケーション能力を持っていて、調停において男性より大きな力を発揮することもあるし、男性の方が、より壮大な要求や期待を持っている点で力を発揮することもある。ただしスタッフが頭を悩ませているのは、暴力にまつわる力の不均衡に対処することより、親子間の力の不均衡への対処である。暴力のスクリーニングは明確に行えるし、対処するにもスタッフに多くの戦略があるため、存外難しくはない。

しかし、親子間の力の不均衡に対処するため、子どもを考慮に入れた包括的実務を慎重に遂行しても、スタッフはその結果をどう活用するかに、悩まされることになる。子どもに関する事項は、両親にとって強力な変化への動機づけであり、事態の停滞や障害を克服する強力なツールでもある。もちろん実施には子どもの同意を要するが、子どものことを考慮した包括的実務は、子どもがインタビューを受ける場であると同時に、子どもらの見解が両親にフィードバックされる場であり、子どものニーズに対する両親の認識を向上させるための機会でもある。ここで両親は、わが子が言ったことに直面するが、わが子の言葉は、親が期待したとおりでないこともある。両親の合意にもとづく包括的処遇は子どもにとって保護的要因となるが、逆に合意がないと、片方の親が子どもの意見表明を阻害することになりかねない。

関係機関との協働

協働に関する問題の一つは、連邦治安判事裁判所^{vi}に関する事項にある。裁判所は、当事者夫婦の離婚が調停手続からの除外を認証されていても、また調停が不成立に終わっていても、当該夫婦を再度の調停に差し戻してしまうことがある。家族関係センターのスタッフは、不成立や除外の認証を受けた家族は、再度の調停手続に馴染まないと考えているが、当該家族がさまざまな援助を受けた結果、機能を向上させる場合もあり、裁判所の措置も理解可能ではある。しかし、現在のセ

ンターと裁判所の関係では、裁判所がこうした措置を取った理由をセンター側が知ることができない。他機関への通知は協働して紛争を解決するために有益であるが、全国的な政策には至っていない。

これに加えて一部のスタッフは、子どもを含めた包括的な調停をするために、裁判所が家族をセンターに差し戻すことがあったと回答している。裁判所がこのような措置を取る理由として考えられるのは、この方法が非常にパワフルなツールであるからである。しかしながら、これはセンターにとってたいへんな時間を要する作業であって、しかも父母双方の同意なしには実施できない。

問題の二つめは、家族関係センター等における家族法の社会的法的システムのサービスと、州の児童保護サービスとの関係である。児童保護と家族法サービスシステムとの協働については、両親や専門家等から長期間にわたって問題が指摘されてきた。言い換えると、児童保護サービスは他機関からのケース移管を両親の別居や離婚の文脈において考えているため、問題を過小評価しているのである。児童保護サービスは、子どもには少なくとも一人の保護的な親がついているのだから、その親が手を尽くしていると信じているし、片親疎外症候群^{vii}については、一方の親が紛争の中で実態のない児童虐待の主張をしているにすぎないと信じている。マゼランプログラム^{viii}を通じ、児童虐待のケースについては連携が向上し、相当数の協働実績があるにも関わらず、状況はなお問題を含んでいる。

調停時間の不足と事案の難しさ

本調査では、当事者とスタッフ双方が、未解決を困難にする要因の一つに、時間の問題があると考えていることが、明らかになった。多くの当事者が、割り当てられた時間内での解決に努力しているが、中にはそれができない当事者もいる。

今回の調査の対象となった地域においては、人々の経済力が、追加の調停をするための支出を許さない、という事情も認められた。当事者やスタッフが協議により多くの時間が必要だと思っても、同席より時間のかかるシャトル調停^{ix}が必要などきであっても、子どもを含む包括調停が必要

などきであっても、お金の問題は必ずついてまわる。

また紛争性が高い事例も、所定の時間内での解決が困難である。例えば、一方の親が転居し、離れた距離で暮らす場合の、二歳以下の子どもの宿泊つき交流（子どもたちが幼すぎて実施上の問題を報告できない。母親たちは、宿泊つき交流が前夫の薬物やアルコールの問題、あるいは暴力がある場合、特に問題であると報告している）、新生児などの非常に幼い子の共同監護（いったい何をどうすれば子どもの福祉に叶うか、という疑問が持ち上がる）などは、協議が容易でなく、所定の時間内での解決は相当難しい。

祖父母^xの問題

祖父母は、孫をめぐる子ども夫婦の紛争に関して、何の解決も得られない傾向にある人々で、ほかのどの家族構成員より不満を抱えている。しかも祖父母らは、多くの深刻な家族問題を負っている場合が多い。

例えば祖父母は、孫の監護にはてしなく責任を負うように強いられる立場になることもある。彼らは、自分と孫の関係だけではなく、自分たち夫婦の関係、自分の子どもとそのパートナーとの関係、あるいは子のパートナーと孫たちの関係、さらには、自分たちと孫の監護を共同するそのほかの祖父母との関係まで、みずから調整しなくてはならない。これらは非常に複雑な人間関係であるのに、そこに薬物やアルコールの問題が絡んでいることさえある。祖父母らが、もともと子どもやそのパートナーとの間に貧困な、あるいは崩壊した関係にあり、そのために祖父母と子どもら、孫らとの間の接触交流が途絶えてしまうことさえある。

勧告

より詳細な調査・検証を行い、法的専門家とサービス、調停、カウンセリングの専門家といった、関係機関どうしの協働を向上させる必要がある。

この勧告は、調停と法的サービスの間の、より広範的で、かつ結束力の強い統合を実現する必要からなされるものがある。当事者にはなるべく多くの法的情報が必要であるから、法的サービス（官

民両方)とそのほかの地元サービスのネットワーク統合について、より詳細な調査が求められる。当事者がいつ・どのように、法的情報を手にできるのか、その情報をそのほかのサービスや情報と合わせ、DVや児童虐待の問題を抱える親にどうやって法律扶助を拡充するか等について、調査する必要がある。そして法的代理行為と児童保護サービス、家族関係センターにおけるサービスとを、どのように結束させられるかについても、検討が行われるべきである。

祖父母の抱える問題に関わる手法の向上

祖父母にまつわる問題は、現在の家族関係センターがとっている一定時間内の手続で取り扱うモデルには、うまく適合していない。この群は、独自で特別な問題を抱えている。彼らは家族問題や非常に複雑な紛争を抱えており、事は長期化する。今後の調査は、家族関係センターにおいて行われているサービスに、どのような側面があるかを考慮して実施するとともに、そのサービスが祖父母らに与える影響を改善する目的で行われる必要がある。こうして実施される調査の結果は、祖父母らのロビーグループ等にも開示して、祖父母らに対する関連サービスを統合していく必要がある。

システム協調の問題

この調査によって特定された、システム協調の問題は二つある。一つめは、家族関係センターと連邦治安判事裁判所との貧困な関係である。当事者は、この二機関の間を計画も配慮もなしに行き来させられている。2006年の法律にもとづき立ち上げられた政策は、この連携を想定していなかったが、調査と統合は間違いなく求められている。

二つめの問題は、センターと児童保護サービスとの貧困な関係である。本調査では、児童保護サービスが家族関係センターからのケースを受けつけなかったり、家族関係センターからの要請どおりの対応をしなかったりする現状が明らかになった。これは長年続いている問題であるが、家族・住居・地域サービス・先住民問題省 (FaHCSIA)^{xi}がこの問題について調査に着手しているため、結

果が待たれるところである。

DVと平等監護時間

DVと児童虐待が関連していることを多くの研究者が指摘しているにも関わらず、多くの当事者が調停段階でのDVの存在を報告している。そして多くの母親たちが重要だと信じているのは、裁判沙汰になるのを避けることである。訴訟になると、暴力的なパートナーとの間で子どもの監護時間を平等に共有することになりがちだとの推測が、存在するのである。したがって母親たちは、調停の潜在的な危険を承知しつつも、調停を最も良い方法として選び、成功裏に手続きを通過していく。

他方、法の最優先事項とされる平等監護時間の推定の原則^{xii}を圧力と感じる人もある。中には弁護士報酬を支払えなかったり、適切な助言を受ける時間がなかったりするために、みずからの実情に関わらず平等監護の実現に奮闘してしまう母親さえ存在する。

調停時間の延長と適切な財政支援

多くの当事者が、調停に時間的猶予があれば、彼らの抱える問題や紛争を解決できたかもしれない、と考えていた。このことは、乳幼児や障害のある子どもの監護といった、特定の問題の反映とみることもできる。しかし、無料調停枠の拡張が、一定の条件下にある家族の支援となる可能性はある。そもそも家族の問題はどのような方法で解決されるべきなのか、単なる調停よりも、カウンセリングと混合するなどの工夫があると、より効果的なかもしれない。さまざまな可能性について、より踏み込んだ調査が必要である。

結び

多くの問題が、地方の一家族関係センターの調査によって明らかになった。こうした問題は、対象となったセンター個別の問題ではなく、国家的課題である。どのようなサービス向上が問題改善につながるのかを特定するため、さらに踏み込んだ調査・検討が必要である。

(翻訳協力：静岡家庭裁判所浜松支部 岡田まみ子)

-
- i 別居や離婚を考えている当事者が、最初の情報収集のために活用できるワンストップ・サービス機関として、全国に展開されている行政窓口サービス機関。2006年家族法改正の目玉の一つ。訴訟前の調停や、親業プログラム等複数のサービスを展開している箇所も少なくない。
 - ii 当事者は、最初の3時間に限り無料で調停を受けられる。
 - iii 2006年の家族法改正は、離婚訴訟前に調停を行わなければならないとする調停前置主義を定めた。訴訟を提起する場合は、調停サービス機関から発行される調停不成立、あるいは調停免除の認証を受ける必要がある。
 - iv 2006年家族法改正にもとづき全国に設置された家族関係センター（Family Relationship Centre）の機能や効果を検証するために行われた実態調査。フランクトン&モーニントン半島家族関係センターをサンプルに、当事者やスタッフへの質問紙や電話聞き取り等で調査が行われた。
 - v オーストラリア連邦法は、両親は離婚後も子どもを共同監護すると定めている。平等監護時間（equal shared time）とは本来、子どもに関する重要事項について父母が等しく決定権を持ち、等しく責任を負うとの考え方を表したものだが、いかに日常の監護時間について物理的な等しさを確保するかに争点にすり替わりやすい。
 - vi オーストラリアの家族法は連邦法で、離婚の第一審は連邦治安判事裁判所ないし連邦地方裁判所である。
 - vii 片親疎外症候群（Parental Alienation Syndrome: PAS）とは、離婚等の法廷闘争の最中にある子どもが、一方の親を病的なまでに疎外する現象である。1980年代に米国の児童精神科医ガードナーによって提唱された。
 - viii オーストラリアでは、児童虐待事件は各州法によって取り扱いがまちまちであったところ、州をまたいでの統一的な対処が可能となるよう、連邦レベルでの指針が示された。この訴訟法の名称は、大航海時代に未知の大海に航路を開いたマゼランに因んでいる。深刻な虐待事例の総称としても用いられる。
 - ix 当事者は別室で待機し、調停者が双方の部屋を行き来して行うスタイルの調停。
 - x オーストラリアの家族法では、両親の離婚や別居に際する子どもの監護について、祖父母が当事者になりうる。
 - xi Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs : FaHCSIA。2006年の家族法大改正の舵取りを行った政府組織の一つ。日本の厚生労働省に近い組織。
 - xii 2006年のオーストラリア家族法は原則的に、平等監護時間の実現が子どもの最善の利益につながる、と推定している。

NPO 法人 R R P 研究会メンバー一覧

【代表】

信田さよ子（理事長、原宿カウンセリングセンター所長・臨床心理士）

【メンバー】

春原 由紀（理事、武蔵野大学人間関係学部教授・臨床心理士）

高橋 郁絵（理事、原宿カウンセリングセンター・臨床心理士）

森田 展彰（監事、筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授・精神科医）

白石 弘巳（東洋大学教授・精神科医）

妹尾 栄一（茨城県立友部病院・精神科医）

大原美知子（東京都精神医学総合研究所・精神保健福祉士）

谷部 陽子（世田谷区保健師・精神保健福祉士）

荻田 博深（原宿カウンセリングセンター・臨床心理士）

本多 清見（原宿カウンセリングセンター・臨床心理士）

古賀 絵子（臨床心理士）

古市 志麻（武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門・臨床心理士）

謝辞

参考資料の翻訳にあたりましては以下の方々の協力を得ました(敬称略)。
心より感謝いたします。

古賀 絵子（臨床心理士）

岡田まみ子（静岡家庭裁判所浜松支部）

被害者支援の一環としての DV 加害者更正プログラム

——RRP プログラムワークショップからの報告

平成 22 年度東京ウィメンズプラザ
DV 防止等民間活動助成対象事業

2011 年 3 月発行

編集 NPO 法人 RRP 研究会

発行 NPO 法人 RRP 研究会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 6-24-4 観世ビル 3F
原宿カウンセリングセンター内
TEL 03-5485-3636 FAX 03-5469-0013

印刷 能登印刷株式会社

